

令和２年度 第３回野田市環境審議会 会 議 次 第

《日 時》 令和２年 10 月 19 日(月) 10:00～

《場 所》 野田市役所 8 階大会議室

1 委員長挨拶

2 市長挨拶

3 諮 問

「野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例」
の制定について

5 議 事

議案第 1 号 「野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改
正する条例（案）」について

議案第 2 号 次期「野田市環境基本計画」について

6 そ の 他

野田市環境審議会

委員長 菊 池 喜 昭 様

野田市長 鈴木 有



諮 問 書

野田市環境審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

「野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例」の制定

2 諮問趣旨

「野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」については、地域住民等への説明会を義務化し、その結果を速やかに報告させるとともに、発電設備の廃棄費用の積立状況を定期的に報告させるなど、本条例の実効性をより高めるために、条例を改正することについて諮問いたします。

令和２年度 第３回野田市環境審議会

議案第１号 野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
の一部を改正する条例（案）について

令和２年１０月１９日

条例制定後の届出状況等について

平成 31 年 4 月 1 日より、「野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を施行し、発電出力 30 キロワット以上の設備を市に届け出る対象とし、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関して、事業の事前周知や事前協議、着手及び完了時における届出、維持管理等に係る遵守事項を義務付け、発電事業が適正に行われるように助言・指導してきました。

【条例に基づく届出件数】

年度	総数	うち、一部適用除外	平均出力
R01	17	8	83.9kw
R02 (9 月 1 日現在)	68	5	53.8kw

※一部適用除外…条例施行時（平成 31 年 4 月 1 日）よりも前に電力会社と送電に関する特定契約を申し込んだ事業については、設置事業に係る規定や届出を適用しない。

【野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の効果】

条例施行後も届出件数は増加しており、抑止効果が十分発揮されていないのが現状である。

しかし、抑止効果を高める方法などを条例として制定している自治体が増えてきており、それらを参考とし、今後、さらに抑止効果を高めるため、市の実情に合わせた改正を行う。

【他自治体の状況】

平成 31 年 4 月 1 日以降に条例を制定した 11 自治体のうち、事業者の説明会の開催を義務付けている自治体は 9 自治体であり、事業者へ近隣住民への説明責任を課している。

【事業者の動向】

市内の新規事業認定件数について、令和元年度中、189 件の発電設備が資源エネルギー庁の事業認定を受けており、今後も新規事業が継続されることが予想される。

【国の動向】

経済産業省では、太陽光発電設備の適切な廃棄について対応するため、電気事業者へ義務付けている年 1 回の運転費用報告について、2018 年に廃棄費用に関する項目を追加しました。

また、2020 年 2 月 25 日に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、10kW 以上のすべて

の太陽光発電事業を対象に売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てさせることを検討しています。

【条例施行後の相談事例】

- ・太陽光発電設備の設置工事が始まってから、太陽光発電設備事業が始まること
が分かり、近隣住民が市に事情を聞きに来た。
- ・事業者が近隣住民に個別説明し、その説明内容について市に問い合わせがあつ
たが、事前協議書の提出前であったため、当該事業について市で把握できなか
った。
- ・コロナ禍で説明会が開催できず、事前協議書の提出後に説明会を開催したが、
事業者からの報告がなかった。

主な改正内容

（１）地域住民等への説明会の義務化

現条例では、説明会の開催について「設置事業前に地域住民等から要請
があったときに開催」するものとして規定しているが、周知看板だけでは
近隣住民等への周知が十分にされていない案件があったことから、設置
事業前の説明会を義務化するために改正するもの。

また、説明会の報告書を事前協議前であっても、速やかに提出させるた
めに改正するもの。

（２）廃棄費用の積立に係る資料の報告を義務化

経済産業省では、太陽光発電設備の適切な廃棄について対応するため、
電気事業者に義務付けている年１回の運転費用報告について、2018年に
廃棄費用に関する項目を追加しました。そこで、市においても廃棄費用に
係る事業計画書や、国への運転費用報告の写し及び積算資料の提出を義
務付けようとするもの。

今後のスケジュール

パブリックコメント手続	令和２年１２月２日～令和３年１月６日
環境審議会に修正案提示	令和３年１月下旬
３月議会上程	令和３年３月
条例施行	令和３年４月１日

※周知期間を３か月とし、令和３年７月１日以後に設置事業に着手する太陽
光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用。

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(平成31年野田市条例第11号)

改 正 案	現 行
○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 平成31年3月26日 野田市条例第11号 (目的) 第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。)をいう。 (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業(盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。)をいう。 (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。 (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。 (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。)をいう。 (6) 地域住民 事業区域を含む自治会(一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。)の区域に居住する住民をいう。 (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。 (市の責務) 第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を	○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 平成31年3月26日 野田市条例第11号 (目的) 第1条 この条例は、市内における太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とする設備(建築物の屋根又は屋上に設置するもの、送電に係る電柱等を除く。)をいう。 (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業(盛土、切土等の土地の造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。)をいう。 (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。 (4) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。 (5) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に当該設置事業又は当該発電事業を行う土地を含む。)をいう。 (6) 地域住民 事業区域を含む自治会(一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体をいう。)の区域に居住する住民をいう。 (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。 (市の責務) 第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を

遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者(以下「地域住民等」という。)との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(抑制区域)

第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

(設置事業の周知等)

第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から意見を聴く機会を設けなければならない。

2 前項の規定による周知においては、説明会を開催しなければならない。

3 前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、第1項の規定による周知(第2項の規定による説明会の開催を含む。)により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

5 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出及び協議)

第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。

(1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

(3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積

(4) 設置事業及び発電事業の内容

遵守し、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者(以下「地域住民等」という。)との良好な関係を保つよう努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例の規定は、発電出力が30キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(抑制区域)

第6条 市長は、本市における災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全が必要な地区を抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、抑制区域において設置事業が計画された場合は、当該事業者に対し、当該設置事業を自粛するよう要請するものとする。

(設置事業の周知等)

第7条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、同項各号に掲げる事項、当該設置事業の工事に係る施工方法及び安全対策その他周知すべき事項を周知するとともに、地域住民等から当該設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者は、設置事業に着手しようとする日の60日前から当該設置事業が完了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(届出及び協議)

第8条 事業者は、市内において設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出ることにより、市長と設置事業に関する協議を開始しなければならない。

(1) 事業者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先)

(2) 設置事業の着手予定年月日及び完了予定年月日

(3) 事業区域の所在、地番、地目及び面積

(4) 設置事業及び発電事業の内容

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、設置事業に着手してはならない。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

3 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日までの間、規則で定めるところにより、当該発電事業に係る太陽光発電設備の廃棄の費用の積立ての状況を市長に届け出なければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(協議終了の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の通知に意見を付すものとする。

3 事業者は、第1項の通知を受けるまでは、設置事業に着手してはならない。

(事業の着手等の届出)

第10条 事業者は、設置事業の着手、完了、中止若しくは再開又は発電事業の開始若しくは終了をした場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業に関する遵守事項)

第11条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の開始の日から当該発電事業が終了する日まで、規則で定める看板を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

(事業の完了又は終了の確認)

第12条 市長は、第10条の規定による設置事業の完了の届出又は発電事業の終了の届出があったときは、当該設置事業の完了又は当該発電事業の終了の状況について確認を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、設置事業若しくは発電事業に関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所、事業所若しくは事業区域に立ち入らせ、設置事業若しくは発電事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対する質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由がなく第9条第1項の規定による協議が終了した旨の通知を受ける前に事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同年7月1日以後に設置事業に着手する太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

第14条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 正当な理由がなく第9条第1項の規定による協議が終了した旨の通知を受ける前に事業に着手したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 前項の規定による助言又は指導に正当な理由がなく従わなかったとき。

(公表)

第15条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(平成31年野田市規則第18号)

改 正 案	現 行
○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則 平成31年3月26日 野田市規則第18号 改正 令和元年6月26日規則第3号 (趣旨) 第1条 この規則は、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(平成31年野田市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 (発電事業の終了後の準備に関する遵守事項) 第3条 条例第4条第1項の規則で定める事項は、 (抑制区域) 第3条 条例第6条第1項に規定する抑制区域は、野田市全域とする。 (設置事業に係る看板) 第4条 条例第7条第3項の規則で定める看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせとする。 (説明会の報告) 第5条 条例第7条第3項の規定による報告は、地域住民等説明会報告書により行うものとする。 (設置事業の届出) 第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、事前協議書に、次に掲げる書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。 (1) 事業計画書 (2) 事業区域等状況調書 (3) 地域住民等説明会報告書(ただし事前に届出されている場合を除く。) (4) 地域住民等説明報告書(ただし事前に届出されている場合を除く。) (5) 別表第1に定める図書 2 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、変更協議書に、前項各号に掲げる書	○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則 平成31年3月26日 野田市規則第18号 改正 令和元年6月26日規則第3号 (趣旨) 第1条 この規則は、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(平成31年野田市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 (抑制区域) 第3条 条例第6条第1項に規定する抑制区域は、野田市全域とする。 (設置事業に係る看板) 第4条 条例第7条第3項の規則で定める看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせとする。 (設置事業の届出) 第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、事前協議書に、次に掲げる書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。 (1) 事業計画書 (2) 事業区域等状況調書 (3) 地域住民等説明会報告書 (4) 地域住民等説明報告書 (5) 別表第1に定める図書 2 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、変更協議書に、前項各号に掲げる書

類のうち変更に係る書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

(協議終了の通知)

第7条 条例第9条第1項の通知は、事前協議終了通知書により行うものとする。

(事業の着手等の届出)

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、事業(着手・完了・中止・再開・開始・終了)届出書により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定による報告後、速やかにその写し及び当該報告の算定基礎となる証拠書類を届け出るものとする。

(事業に関する遵守事項)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、設置事業にあつては別表第2に、発電事業にあつては別表第3に掲げるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める看板は、太陽光発電設備に関するお知らせとする。

(身分証明書)

第10条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書によるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第11条 条例第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言(指導)通知書によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による勧告は、勧告書によるものとする。

(公表)

第12条 条例第15条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第13条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書によるものとする。

2 事業者は、条例第15条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書によるものとする。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、同年7月1日以後に設置事業に着手する太

類のうち変更に係る書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

(協議終了の通知)

第6条 条例第9条第1項の通知は、事前協議終了通知書により行うものとする。

(事業の着手等の届出)

第7条 条例第10条の規定による届出は、事業(着手・完了・中止・再開・開始・終了)届出書により行うものとする。

(事業に関する遵守事項)

第8条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、設置事業にあつては別表第2に、発電事業にあつては別表第3に掲げるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める看板は、太陽光発電設備に関するお知らせとする。

(身分証明書)

第9条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書によるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第10条 条例第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言(指導)通知書によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による勧告は、勧告書によるものとする。

(公表)

第11条 条例第15条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第12条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書によるものとする。

2 事業者は、条例第15条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書によるものとする。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

別表第1(第6条第1項第5号)

図書の種類	備考
1 位置図及び案内図	
2 土地利用計画図(太陽光発電設備の施工図)	縮尺1,000分の1以上の図面で発電設備、緑地(既存及び新設)、防災施設、緩衝施設等の配置等が分かるもの
3 土地造成計画(平面図及び断面図) (1) 土地現況図 (2) 土地造成計画図	縮尺1,000分の1以上の図面で切土箇所、盛土箇所(色分け)、高低差、のり面の勾配角度及び保護措置(擁壁等)の設置状況等が分かるもの
4 雨水排水計画図	排水施設配置図、排水計算書、地質調査書等に関するもの
5 工作物構造図	排水施設及び事業区域境界付近の防災措置、緩衝施設等の詳細が分かるもの
6 公図及び地積図	公図には、近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること。
7 事業区域内の登記事項証明書	副本は、写しの添付によることができる。
8 条例第7条第3項に規定する看板を設置したことが分かるもの	カラー写真とする。
9 他の法令による許可、認可等を受けている場合には、その写し	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による認定書の写し等
10 計画的な廃棄等費用の積立に係る事業計画書	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第8号の規定による廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画書
11 その他市長が必要と認める図書	

別表第2(第9条第1項)

設置事業に関する遵守事項		
関連法令 等の遵守	電気事業法(昭和39年法律第170号)	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定してい

別表第1(第5条第1項第5号)

図書の種類	備考
1 位置図及び案内図	
2 土地利用計画図(太陽光発電設備の施工図)	縮尺1,000分の1以上の図面で発電設備、緑地(既存及び新設)、防災施設、緩衝施設等の配置等が分かるもの
3 土地造成計画(平面図及び断面図) (1) 土地現況図 (2) 土地造成計画図	縮尺1,000分の1以上の図面で切土箇所、盛土箇所(色分け)、高低差、のり面の勾配角度及び保護措置(擁壁等)の設置状況等が分かるもの
4 雨水排水計画図	排水施設配置図、排水計算書、地質調査書等に関するもの
5 工作物構造図	排水施設及び事業区域境界付近の防災措置、緩衝施設等の詳細が分かるもの
6 公図及び地積図	公図には、近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること。
7 事業区域内の登記事項証明書	副本は、写しの添付によることができる。
8 条例第7条第3項に規定する看板を設置したことが分かるもの	カラー写真とする。
9 他の法令による許可、認可等を受けている場合には、その写し	
10 その他市長が必要と認める図書	

別表第2(第8条第1項)

設置事業に関する遵守事項		
関連法令 等の遵守	電気事業法(昭和39年法律第170号)	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定してい

		ること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律108号)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定(設備認定)及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法(昭和27年法律第180号)	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。 工事に使用する道路に関して、道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原形復旧をすること。
	その他関連法令等の遵守	事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。
事業の確実性	土地及び建物の使用权又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に進入できないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。
		2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規

		ること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律108号)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定(設備認定)及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法(昭和27年法律第180号)	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。 工事に使用する道路に関して、道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原形復旧をすること。
	その他関連法令等の遵守	事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。
事業の確実性	土地及び建物の使用权又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に進入できないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。
		2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規

	制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)の届出がされているか又は手続上支障がないこと。
工事車両による周辺への影響の防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂又はほこりの飛散等により事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講ずること。
除草剤散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。 2 学校、病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
太陽光発電設備による騒音及び振動の対策	1 太陽光発電設備(パワーコンディショナー、キュービクル等)から発生する騒音及び振動に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策(緩衝帯の設置、防音壁の設置等)を講ずること。 2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出がされているか又は手続上支障がないこと。
太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策(緩衝帯の設置、植栽等の設置等)を講ずること。
パネルの反射光の対策	太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策(緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整)を講ずること。
道路の視界確保	道路に近い場所に太陽光発電設備を設置す

	制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)の届出がされているか又は手続上支障がないこと。
工事車両による周辺への影響の防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂又はほこりの飛散等により事業区域周辺に影響を与えないように適切な対策を講ずること。
除草剤散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。 2 学校、病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
太陽光発電設備による騒音及び振動の対策	1 太陽光発電設備(パワーコンディショナー、キュービクル等)から発生する騒音及び振動に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策(緩衝帯の設置、防音壁の設置等)を講ずること。 2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出がされているか又は手続上支障がないこと。
太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策(緩衝帯の設置、植栽等の設置等)を講ずること。
パネルの反射光の対策	太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策(緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整)を講ずること。
道路の視界確保	道路に近い場所に太陽光発電設備を設置す

		る場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策(道路から後退する等)を講ずること。
	緩衝帯の設置	事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯が設けられること。 1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上 2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上 3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上
	山林の保全	山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。
	緑化施設の設置	造成を行う場合には、造成面積(太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。)に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木をいう。以下同じ。)を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。 1 造成面積が2,000平方メートル未満の場合 10パーセント以上 2 造成面積2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 20パーセント以上 3 造成面積が10,000平方メートル以上の場合 30パーセント以上
	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅力ある市街地の景観への配慮 景観の保全	市街地の景観への配慮	市街地、住宅地等の街並み等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。

		る場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策(道路から後退する等)を講ずること。
	緩衝帯の設置	事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯が設けられること。 1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上 2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上 3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上
	山林の保全	山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。
	緑化施設の設置	造成を行う場合には、造成面積(太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。)に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木をいう。以下同じ。)を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。 1 造成面積が2,000平方メートル未満の場合 10パーセント以上 2 造成面積2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 20パーセント以上 3 造成面積が10,000平方メートル以上の場合 30パーセント以上
	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅力ある市街地の景観への配慮 景観の保全	市街地の景観への配慮	市街地、住宅地等の街並み等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。

	史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。		史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	自然の景観への配慮	河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。		自然の景観への配慮	河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。 自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。
	植栽等による対策	太陽光発電設備を設置する場合において地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。		植栽等による対策	太陽光発電設備を設置する場合において地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。		太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策(パネル以外)	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。		太陽光発電設備の色彩等の対策(パネル以外)	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止(防災安全対策)	造成計画の調査及び設計	1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。	災害の防止(防災安全対策)	造成計画の調査及び設計	1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 2 高さ1メートルを超える擁壁を設置する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。
	盛土及び切土工事に関する安全対策	造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないようおおむね30センチメートル以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これらに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。 切土した後の地盤にすべりやすい土質の層		盛土及び切土工事に関する安全対策	造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないようおおむね30センチメートル以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これらに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。 切土した後の地盤にすべりやすい土質の層

	があるときは、安全確保のための措置を講ずること。 のり面又は崖の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そののり面又は崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。		があるときは、安全確保のための措置を講ずること。 のり面又は崖の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そののり面又は崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。
崖地対策	造成により崖が生じた場合には、当該崖が擁壁で覆われていること。 造成によりのにり面が生じた場合には、当該のにり面が擁壁で覆われているか又はのにり面の保護対策がされていること。 のにり面又は崖の上に太陽光発電設備を設置する場合には、のにり面又は崖の下端(のにり面又は崖の下に太陽光発電設備を設置する場合にあっては、のにり面又は崖の上端)から太陽光発電設備(フェンス等の工作物を含む。)までの水平距離が、のにり面又は崖の高さの2倍以上あること。 のにり面又は崖を造成して太陽光発電設備を設置する場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合する段切り等を行うこと。 造成により生じたのにり面又は崖であって、造成後の地盤面との高低差が0.5メートル以上のものを擁壁で覆う場合には、建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造の擁壁を使用すること。 1 擁壁の高さが1メートルを超える場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合すること。	崖地対策	造成により崖が生じた場合には、当該崖が擁壁で覆われていること。 造成によりのにり面が生じた場合には、当該のにり面が擁壁で覆われているか又はのにり面の保護対策がされていること。 のにり面又は崖の上に太陽光発電設備を設置する場合には、のにり面又は崖の下端(のにり面又は崖の下に太陽光発電設備を設置する場合にあっては、のにり面又は崖の上端)から太陽光発電設備(フェンス等の工作物を含む。)までの水平距離が、のにり面又は崖の高さの2倍以上あること。 のにり面又は崖を造成して太陽光発電設備を設置する場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合する段切り等を行うこと。 造成により生じたのにり面又は崖であって、造成後の地盤面との高低差が0.5メートル以上のものを擁壁で覆う場合には、建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造の擁壁を使用すること。 1 擁壁の高さが1メートルを超える場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合すること。

	2 擁壁の高さが2メートルを超える場合には、建築確認を受けていること。
雨水対策	1 事業区域内の雨水は、敷地内で処理をすること。 2 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋の設置、砕石敷の設置等の対策を講ずること。 3 事業区域外に明らかに雨水が流出すると市長が判断した場合には、市長が指定する雨水対策を講ずること。
湧き水対策	事業区域内に湧き水が発生している場合には、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。
事業区域と道路の接続	事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。
工事車両等に対する安全対策	1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際に、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。 2 地域住民等から更なる安全確保についての要請があった場合には、誠意をもって対応すること。
工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に進入しないよう措置を講ずること。 工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。
支持物(架台、架台基礎等)の安全確保対策	太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本産業規格JIS C 8955「 <u>太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法</u> 」に規定する強度を有

	2 擁壁の高さが2メートルを超える場合には、建築確認を受けていること。
雨水対策	1 事業区域内の雨水は、敷地内で処理をすること。 2 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋の設置、砕石敷の設置等の対策を講ずること。 3 事業区域外に明らかに雨水が流出すると市長が判断した場合には、市長が指定する雨水対策を講ずること。
湧き水対策	事業区域内に湧き水が発生している場合には、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。
事業区域と道路の接続	事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。
工事車両等に対する安全対策	1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際に、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。 2 地域住民等から更なる安全確保についての要請があった場合には、誠意をもって対応すること。
工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に進入しないよう措置を講ずること。 工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。
支持物(架台、架台基礎等)の安全確保対策	太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本産業規格JIS C 8955「 <u>太陽電池アレイ用支持物の設計標準</u> 」に規定する強度を有し、単管パイ

		し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。			プ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。
		太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎又は杭基礎(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第93条に規定する国土交通大臣が定める方法により安全性確認がされた物に限る。)とし、簡易的なものでないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。			太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎又は杭基礎(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第93条に規定する国土交通大臣が定める方法により安全性確認がされた物に限る。)とし、簡易的なものでないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。
地域住民等との共生	地域住民等への説明	事前協議書の提出前に事業内容を地域住民等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。	地域住民等との共生	市街地及び住宅密集地帯への地域住民等への説明	市街地及び住宅密集地帯では、生活環境、景観、防災等の点で特に問題が発生しやすいことから、事前協議書の提出前に事業内容を地域住民等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。
	工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。		工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。
	異常又は災害発生時の対応	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。		異常又は災害発生時の対応	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
	設置事業に関する看板の設置	条例第7条第3項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。		設置事業に関する看板の設置	条例第7条第3項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。
別表第3(第9条第1項)			別表第3(第8条第1項)		
発電事業に関する遵守事項			発電事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	維持管理に関連する法令及び条例等を遵守すること。		関連法令等の遵守	維持管理に関連する法令及び条例等を遵守すること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等より定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。	太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等より定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。

		2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン(JEMA/JPEA制定)」により行うこと。			2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン(JEMA/JPEA制定)」により行うこと。
	事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。		事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。
	除草剤の散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。 2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。		除草剤の散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。 2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
管理上通路の確保	事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ること に支障がないこと。		管理上通路の確保	事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ること に支障がないこと。	
設置した施設等の維持管理	1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理 をすること。 2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。		設置した施設等の維持管理	1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理 をすること。 2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故等が起らないよう適切に管理すること。	事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故等が起らないよう適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起らないよう出入口に施錠措置を講ずること。		事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起らないよう出入口に施錠措置を講ずること。
発電事業に関する看板の設置	災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、条例第11条第2項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。		発電事業に関する看板の設置	災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、条例第11条第2項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。	
異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常(太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等)が発生した場合には、速やかに対処するとともに、状況及び対処について市及び地域住民等へ報告すること。	異常又は災害発生時の対応	異常発生時の対応	周辺環境に影響を及ぼす異常(太陽光発電設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等)が発生した場合には、速やかに対処するとともに、状況及び対処について市及び地域住民等へ報告すること。
	災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電		災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電

		設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合には、早急に対処するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。			設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合には、早急に対処するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
	緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。		緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情又は要望対応	発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。		苦情又は要望対応	発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。	
撤去又は廃棄	1 事業者は、太陽光発電施設の撤去又は廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けた内容により行うこと。 2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。		撤去又は廃棄	1 事業者は、太陽光発電施設の撤去又は廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けた内容により行うこと。 2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。	

野田市環境基本計画素案に対する意見について

資料1

委員名	提出日	章	頁		修正・追加・削除・意見等	対応等
菊池委員長	9月28日	全編	—	—	章ごとの整合性、語句の表現、誤った表現の修正、用語集においては、追加及び内容に関する意味の質問	基本的にご意見に従い変更しました。もしくは、表現の変更や追加による修正を行いました。
横山委員	10月8日	全編	—	—	市の責務として、ごみの減量化、資源化を促進するための目標計画、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環のために市は市の施策を実施するに当たっては市民の意見を尊重して良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。事業者の責務としては、事業は自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め市の規制及び指導を遵守するとともに市の環境施策に積極的に協力しなければならない。市民の責務は、市民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。	第1章 計画策定の基本的事項 (7) 本計画に取り組む各主体とその役割 10頁（改正案14、15頁） ◇◇市の役割◇◇、◇◇事業者の役割◇◇、 ◇◇市民の役割◇◇における事項に該当すると考えます。
添野委員	9月23日	目次	—	—	1 計画策定の背景 (2) 国の取組→取り組みに修正してください。	ご意見のとおり修正いたしました。
上口委員	9月29日	第1章	1	1	SDGsについて言及されています。P2国の取り組みでも言及しています。野田市としての「具体的な取り組み」については記載は今回基本計画に反映しないのでしょうか。	第7章 の重点施策において記載しており、・第4次地球温暖化実行計画策定にあたり、市の取り組みに加えて、市民や事業者に対する取り組みや啓発について検討します。 (SDGs及びゼロカーボンシティ(宣言)における目標の設定)としています。現時点は検討が進められていなことから具体的な取り組みには至っていません。

添野委員	9月23日	第1章	—	—	資料1ページから14ページまで重複しておりました。	誤って重複しておりました。
上口委員	9月29日	第2章	—	—	写真の名称「梅郷駅前」改め「梅郷駅東口」	ご意見のとおり修正いたしました。
添野委員	9月23日	第2章	18	19	(4) 土地利用 地目別土地面積の円形図表の文字数字の表示は前回と同様に白抜き方式を踏襲した方がわかりやすいのではないかと存じます。	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第2章	19	20	(5) 交通状況 最終段落 「まめバス」中、運航経費→運行経費	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第2章	21	22	(7) 公園・緑地 意見・提案：公園の面積や箇所数、1人当たりの面積等の推移のグラフを入れた方が良い。スポーツ公園は都市公園の位置付けになっていると思うが、櫛コースの面積に入れると1人当たりの面積が増え実態と異なってしまう。（理由：市民が誰でもいつでも自由に利用できない特殊な公園なので除く、無理な場合は櫛コースの面積含みとして表記する）	千葉県の考え方としては、スポーツ公園は都市公園の位置付けとなっていることから、当市でも同様に取り扱っております。また本計画においては、公園の設置数を目標として掲げていないことから、掲載は行わない考えとさせていただきます。

山中委員	10月2日	第2章	23	24	③光化学オキシダント 文末～被害者の報告はありま せ ん。となっている。	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第2章	25	26	③光化学オキシダント グラフ解釈中 ※長期的評価方法～2日以上連続していないこと 句読点「。」が漏れて いる。	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第2章	26	27	(2) 水質 ①河川・排水路の水質状況 質問：合併処理浄化槽は何基ぐらい設置されているのか	市では把握していないため不明です。 千葉県作成の「千葉県における汚水処理施 設の整備計画」令和6年度目標 での野田市 の浄化槽設置数（合併・単独等の記載はな い）は、22,628基になっております。
山中委員	10月2日	第2章	30	31	(3) 騒音・振動 掲載写真について、市内の幹線道路として入れたと思うが、道路騒音を 測定している写真に入れ替えたらどうか。写真の意図が不明です。	ご意見のとおり修正いたしました。
添野委員	9月23日	第2章	32	33	(5) 地盤沈下 「用途別地下水利用状況」の表の平成27年度～平成30年度までの、下 段：井戸水本数が入っておりません。井戸本数を入れてください。	表の下注の注釈のとおり、平成27年度から公 表されておりません。ただし表中に「－」の 表示を追加いたします。

山中委員	10月2日	第2章	39	40	(9) エネルギー ①再生可能エネルギー（太陽光発電） 野田市では、「住宅用省エネルギー設備（太陽光）」補助金制度が有るので、その制度を記述した方が良い。又補助金の推移のグラフを入れた方が良い。	ご意見については、菊池委員長からも住宅用太陽光についての取り組みについて出されていますので追加いたしました。しかしながら、住宅用太陽光の助成金については、県の予算の範囲内で市が補助をおこなうことから、件数の推移をグラフ化することに向かないと考えます。また、ここ2、3年では蓄電池システム等へのシフトが見られます。
山中委員	10月2日	第2章	39	40	(10) 地球温暖化 意見と提案:電気はH28年度比で144.5%増となっている。その原因として火力発電所の稼働による排出係数の増加などによりと記載されているが、使用量が増えることが原因では。～以下中略～一部の地方自治体では、特色を生かし風力、バイオマス、水力、太陽光発電等に力を入れているところもある。これらの電力を導入し再生エネルギーで相殺又は削減してはどうか。また、校舎屋上、未利用地（市有地）に太陽光発電を設置して地方自治体である野田市から脱炭素社会を全国に発信すべきと考える。	使用料の増加については、H29年度の連続した酷暑や小中学校のエアコン導入によるものでご意見のとおり使用量が増加したものです。 太陽光発電については、小中学校14校に民間事業者に太陽光の屋根貸を行っております。北・南コミュニティセンター、木間ヶ瀬・東部公民館では、太陽光パネルやリチウムイオン蓄電池を設置し、災害や停電時も電力が利用できるようにしているところです。 さらに、環境省の進める脱炭素化社会の実現に向けたゼロ・カーボンシティ宣言を野田市が加盟する。「廃気物と環境を考える協議会」で7月29日に宣言を行ったところです。具体的な取り組みについては、今後「第4次野田市温暖化対策実行計画」において位置づけしていきたいと考えております。
山中委員	10月2日	第2章	41	42	(11) 自然環境 ③植物 ミドリシジミの幼虫の食草とあり誤りではないと思うが、木本の場合は食樹とした方が適正ではないか。	三重県総合博物館等公的機関のホームページでの解説には「食草」とありますので、このままの記載にしたいと考えます。

添野委員	9月23日	第2章	42	44	(11) 自然環境 「野田市に主要なビオトープタイプと指標種」より表の文字が小さくて判別できません。表の向きを変えてA4版の全ページの表にさせていただくとよいのではと存じます。	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第4章	55	56	問題点課題 ◇特定外来種◇ <u>市民への周知と駆除していく必要です。</u> を追加したらいかがか	一部修正し掲載いたしました。 <u>市民への周知と駆除していくことが必要です。</u> 今後は、特定外来種についてホームページの修正を行い更なる周知をいたします。
添野委員	9月23日	第4章	57	58	生活環境の「問題点・課題」の末尾の文章が『「香害」や「化学物質過敏症」』となっていますが、「香害」は「公害」ではないかと存じます。	以下のとおり語句を追加しました。 ◇ <u>柔軟剤や整髪料に含まれる香料による</u>
山中委員	10月2日	第4章	57	58	環境施策の展開方向 ◇公害苦情件数の減少に向けた指導の徹底を「指導や規制の徹底」としたらいかがか	公害については、特定作業によるものは法律や条例で基準等により規制されるのでここで指導や規制とすることは、いかがと思います。もしくは「規制の順守に向けた指導」ではいかがでしょうか。とりあえず原文のままとさせていただきます。
山中委員	10月2日	第4章	58	58	◇◇地域環境◇◇ ◎地域環境の現状 冬期湛水水田には、様々な水生生物や昆虫が戻ってきています。 とあるが、どのような水生生物や昆虫がいたのですか	平成31年2月に実施した冬期湛水水田等生き物モニタリング調査（日本生態系協会）では、対象9か所でイトミミズ、ヌマエビ、スジエビ、イトトンボ科のヤゴが生息していました。
添野委員	9月23日	第5章	63	66	(3) 資源の循環、効率化の進んだ社会の実現 7行目が「さらに小中学校の道徳等のカリキ⑧ラムにおいて・・・」となっておりますが、「カリキ⑧ラム」は「カリキュラム」ではないかと存じます。	ご意見のとおり修正いたしました。

山中委員	10月2日	第6章	66	69	<u>s</u>里山の自然空間とある・・・sは不要。 「ボランティア団体と市が協働して管理運営・・・」とあるが、（中略）[協働]とは、しばしば市と市民の協働とか、自然活動団体との協働とあるが、現状では市に下請け的な存在しかないと考えています。ただ単に草刈りを相方で行っているのは協働とは言えない。市がこのような計画中に記載する時、どのように定義しているのか教えてもらいたい。市によっては、市民との協働についてきちっとした条例・要綱等を持っている。	ご意見のとおり修正いたしました。 ご質問につきましては、野田市総合計画における基本方針において、多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが必要です。協働は住民、企業、行政などが各々の目的に実現に当たり、共通する取り組みや事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進することと書かれておりますが、条例等により定義付けはしていないところです。
山中委員	10月2日	第6章	67	70	NPO等の市民活動団体 ○「三ツ堀里山自然園」の管理運営を実施しますが削除されている。	誤って削除してしまったものです。修正いたしました。
山中委員	10月2日	第6章	69	73	○特定外来生物について、種類、生態、防除方法についての情報を市報やホームページ等を通じて住民への啓発を行います。とあるが、市民の多くはオオキンケイギクは「特定外来生物法」で規制されていることも知らずに庭で大切にされている人もいる。簡単に駆除できなくても5月末に実施される一斉清掃日にごみばかりか舗道、道路沿いに有る物を抜き取る必要があるのではないかと、体験を通しての啓発になると考えられます。市としても徹底的に周知してもらいたい。結実する前に取り除きビニール袋に入れ焼却処分する。	自分の土地は自ら管理することが原則と考えます。しかしながら綺麗な花という認識をされていることが考えられますので、オオキンケイギクについての紹介、処理・処分について周知を進めたいと考えております。
上口委員	9月29日	第6章	77	90	教育関係者 ごみの排出は・・・は、アンダーバーか、削除バーか紛らわしい	削除になります。なお、菊池委員長から表現そのものについてご意見を頂戴し、内容そのものを変更しています。

山中委員	10月2日	第6章	83	96	◇◇具体的な取り組み◇◇ 3－1 地球温暖化の防止及び脱炭素化社会の実現に向けた取り組み ○脱炭素化社会の実現に向けて～（中略）第4次地球温暖化実行計画においてとあるが、<u>野田市</u>第4次地球温暖化<u>対策</u>実行計画ではないか	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第6章	84	97	◇◇具体的な取り組み◇◇ 3－1 地球温暖化の防止及び脱炭素化社会の実現に向けた取り組み ◇教育関係者◇ 学校敷地内における省エネルギーの取り組みを行います。を<u>学校敷地内における再生可能エネルギーに施設等を積極的に導入していきます。</u>にしたらいかがか。	ご意見のとおり修正いたしました。
山中委員	10月2日	第6章	85	96	◇◇具体的な取り組み◇◇ 3－2 エネルギーの効率的利用の促進 ○雨水の有効活用や、雨水の地下浸透に努めますに関連しての意見提案 近年建築される個人住宅や建売住宅（以下要約）は敷地に対するコンクリートの面積の割合が多い場合があり、ヒートアイランド現象や豪雨時に地下に浸透せずか河川に流失してしまう。これらの対策のため、敷地面積に対する裸地面積の割合を確保するよう条例の制定をしたらいかがか。	今回の意見を修正に反映するところは出来ませんが、関係課に頂戴したご意見はお伝えしてあります。
上口委員	9月29日	第6章	87	74	基本方向 BOD・CODの記載があります。CODについては、海洋に用いられることが通常と考えるが。	ご意見のとおり、CODは一般的に沼、湖沼に用いられるます。当市では小排水路の水質検査では、CODもおこなっておりますが、ご意見のとおり一般的ではないことから、CODについては削除させていただきます。
山中委員	10月2日	第6章	89	76	◇◇具体的な取り組み◇◇ 4－1 大気環境の保全 <u>○右折レーン設置可能な交差点を改良し、交通渋滞を解消し、温室効果ガスの排出を抑制します。</u>を追加したらいかがか	右折レーンを設置するためには、車道幅員が少なくとも9mは必要であり、それに加えて、歩道も確保されていなければなりません。よって、現状で条件に合うような交差点は極めて少ないと考えられ、計画に盛り込むことが現実的ではないと考えるため追加は行いません。

上口委員	9月29日	第6章	91	78	4－2 水質環境の保全 公共下水道整備区域以外の区域（重複）においては、合併浄化槽を・・・市民には促しています。野田市所有の「みなし・単独浄化槽」は何基あるのでしょうか、そのみなし浄化槽は「合併処理浄化槽」に転換する計画はしているのでしょうか。市民に促すのは当然ですが、野田市所有の「みなし浄化槽の合併処理浄化槽」化もそれ以上に推進することが重要と考えますが如何でしょうか。	市の施設における単独浄化槽は、18基となっており、それぞれの部署で管理をおこなっているところです。施設そのものの管理をどうしても優先せざるを得ない状況から、現時点で合併処理浄化槽に転換する予定はありません。
山中委員	10月2日	第6章	91	78	4－2 水質環境の保全 <u>湧水池の保全します。</u> を追加したらいかがか	⑤水質環境の保全 一部修正し掲載しました。 <u>湧水池の保全をします。</u> 現在「はきだし沼」で外来種の生息調査と駆除と希少生物の保護、定期的な草刈り等の保全活動を行っております。
山中委員	10月2日	第6章	94	77	4－2 水質環境の保全 挿絵について アイドリングストップの挿絵は 大気環境の保全に入れた方がい良いと思う。	⑤水質環境の保全 ご意見のとおり修正いたしました。

頁欄左側は、意見を頂戴した時のもの。右側は意見等による修正後のものとなっています。

野田市環境基本計画

[素 案]



令和3年 月

野田市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
（1）環境問題の動向	1
（2）国の <u>取り組み</u>	1
（3）千葉県の <u>取り組み</u>	3
（4）野田市の <u>取り組み</u>	5
2 計画策定の概要	10
（1）本計画の目的	10
（2）本計画の考え方	10
（3）本計画の役割	12
（4）本計画の位置付け	13
（5）本計画の期間・目標年次	14
（6）本計画の対象地域	14
（7）本計画に取り組む各主体とその役割	14
（8）本計画が対象とする環境の範囲	15
第2章 環境の現状	16
1 地域の概況	16
（1）地勢・沿革	16
（2）人口・世帯数	17
（3）産業	18
（4）土地利用	19
（5）交通状況	20
（6）歴史・文化財	22
（7）公園・緑地	22
2 環境の現状	23
（1）大気	23
（2）水質	27
（3）騒音・振動	31
（4）悪臭	32
（5）地盤沈下	33
（6）公害苦情	35
（7）上水道・下水道	36
（8）廃棄物	37
（9）エネルギー	40
（10）地球温暖化	40
（11）自然環境	41

第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）	48
1 調査の目的	48
2 調査の概要	48
3 アンケート調査結果	49
第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出	55
第5章 望ましい環境像	64
1 望ましい環境像	64
2 基本方向	64
第6章 環境施策と行動計画	68
基本方向1 自然との共生の確保	69
基本方向2 環境への負荷の少ない社会の実現	74
基本方向3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現	84
基本方向4 地球環境保全への貢献	94
基本方向5 快適な都市環境の確保	100
基本方向6 みんなが参加する取り組み	109
第7章 重点施策	114
重点施策1 生物多様性の保全	116
重点施策2 廃棄物の減量・リサイクルの推進	117
重点施策3 <u>地球温暖化防止への取り組み</u>	118
重点施策4 地質環境保全施策の推進	119
重点施策 <u>5</u> 環境教育・環境学習の推進	120
第8章 計画の推進方策	121
1 計画推進の基本的考え方	121
2 計画の周知	122
3 財源の確保	122

[資料編]

1 諮問	資料編-1
2 答申	資料編-2
3 環境審議会委員名簿	資料編-3
4 野田市環境基本条例	資料編-4
5 市民等 <u>アンケート調査</u>	資料編-5
6 環境基準等	資料編-6
7 用語集	資料編-7

第1章

計画策定の基本的事項



市役所庁舎

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 環境問題の動向

これまで、高度経済成長の中で公害の克服に多大な努力を行ってきたが、資源の大量消費や大量廃棄、発展途上国における爆発的な人口増加に伴う食糧需要の増大など社会経済活動の拡大は、地球温暖化、海洋汚染オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題を引き起こし、人類共通の課題となっています。

これらの問題を解決するためには、エネルギーや資源を大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの見直しが求められており、また、ライフスタイルは大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的行動だけでなく、「もったいない」などの精神的な在り方にも及んでいます。

また、深刻化する地球温暖化問題については、防止のための国際的取り組みの枠組みを決定する場として、「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）」が1997年（平成9年）12月に京都市で開催され、2015年（平成27年）末に開かれた国連の気候変動に関する会議（COP21）では、21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すため、世界が協力することを約束した、歴史的な国際協定（パリ協定）が締結され、日本政府も、「温室効果ガスを2030年（令和12年）までに26%削減する（2013年（平成25年）比）」という目標を掲げています。パリ協定の合意後は、国内の温暖化対策を強化し、より真剣に取り組んで行くことが求められています。

さらに地球規模で問題となっている海洋プラスチック（ごみ）に対する国際的な動向として、2015年9月持続可能な開発目標（SDGs）^{エスディージーズ}のターゲットの1つに「2025年（令和7年）まで、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられており、2017年（平成29年）2月のG20ハンプルクサミットでは海洋ごみ行動計画において、海洋ごみの発生の予防・削減を追求しています。

2017年12月の国連環境計画（UNEP）第3回国連環境総会（UNEA3）においては、海洋ごみに関する決議として、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処するための障害及びオプションを更に精査するための専門家グループ会合を招集することを決定しています。

また、2018年（平成30年）6月のG7シャルルボワサミットでは、海洋におけるプラスチックごみ等による海洋汚染並びに海水温の上昇・酸性化・海面上昇等多くの課題に直面しているとして、健全な海洋及び強じんな沿岸コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリントが成果文書として発出されました。2019年（平成31年）1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において安倍首相による基調講演で、海洋プラスチック問題は世界中挙げての努力が必要であるという点において世界共通の認識をつくりたいと発言したところ。

(2) 国の取り組み

◇◇環境基本法と環境基本計画◇◇

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の

新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定され、平成24年4月には、「安全」が確保される社会となることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に達成する社会を目指すともに東日本大震災による復旧・復興に係る施策や放射性物質による環境汚染対策を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されました。

また、平成30年4月にはSDGsがパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画（第五次環境基本計画）で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重要戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

◇◇自然環境◇◇

自然環境としては、失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成14年12月に公布されています。

平成16年6月には、外来生物による生態系のかく乱を排除するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定され、平成25年4月には、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できるようにするなどの改正がされています。

平成31年4月には、森林資源の温室効果ガス排出削減や災害防止に向け、市町村による新たな森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布されています。

◇◇生活環境◇◇

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布されています。

平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。平成12年からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」等の個別リサイクル関連法が順次制定されています。

環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）について、公的機関による調達推進及び環境情報の提供促進のため、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が公布されました。

平成31年4月には土壌汚染防止法が改正され、土壌汚染に関する「適切なリスク管理」を推進しています。

また、令和2年6月には建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大がされました。

◇◇地球環境◇◇

地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成10年10月に公布（平成14年改正）され、平成17年2月には、「京都議定書」が発効されました。COP21で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成28年5月13日に閣議決定されました。同計画では、2030年度（令和30年度）に2013年（平成25年）度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年（令和50年）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位

置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めて行く上での礎となるものとなっています。

有害な化学物質に対しては、平成11年7月に、ダイオキシン類の排出を規制するための「ダイオキシン類対策特別措置法」及び事業者による有害化学物質の自主管理を推進するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」がそれぞれ制定されました。

また、平成28年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備等の措置を講ずるものとなっています。

平成28年6月には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）において、使用済自動車の適正処理における安全性を確保する観点から、破砕業者の引取拒否理由に「解体自動車に発炎筒が残置されていること」を追加するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」が改正されました。

平成28年8月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（改正PCB特措法）が制定され、高濃度PCB廃棄物および高濃度PCB使用製品に関する定義が明確にされ、排出事業者に課された処理期限が前倒しされるなど期限内の処理に向けて法整備の強化が行われております。

また、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」（環境教育促進法）が平成31年4月1日に改正施行され行政や市民、企業に対し環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組みを自ら進んで行うことが示されたところです。

さらに、令和元年度に小泉環境大臣は「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとする表明をしたところです。

また、令和元年12月27日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）の枠組みを基本とした「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正したことで、商品の販売に際して「レジ袋」を有料で提供することでプラスチック買物袋の排出抑制を促進するため、令和2年7月1日から全国でプラスチック製買物袋の有料化を開始したところです。

（３）千葉県取り組み

◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。

平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改訂し、平成20年3月に第二次「千葉県環境基本計画」が策定されました。

また、平成27年3月に計画の見直しが行われ、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応やPM2.5などの新たな環境問題への対応が盛り込まれました。

さらに、環境問題に適切に対応し、豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぎ環境・経済・社会的課題の同時解決を目指して行くとともに、環境学習の推進と環境保全活動の促進を位置づけ、環境学習の推進と県民、企業行政など各主体の持つ特性を生かしながら連携・協働していくネッ

トワークを築くことにより、最大限の効果を生み出すことを目標にした第三次「千葉県環境基本計画」を平成31年3月に制定しています。

◆◆自然環境◆◆

優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している地域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境を守るため、昭和48年4月に「千葉県自然環境保全条例」が制定（平成17年改正）されています。その他、自然環境保全対策として、「自然環境保全協定」、「自然環境保全基礎調査」、「みどりの基金の造成」などが行われ、平成15年3月には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」が制定されています。その後、平成19年9月には、企業の人的、経済的支援の波及効果により、活動団体の増加が見込まれることから、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の一部を改正し、企業の参加を推進することになりました。また、平成20年3月には「生物多様性ちば戦略」を策定し県民自らが問題を提起し、生物多様性について考え、話し合いながら県戦略をつくり上げて行くプロセスを提唱しています。

さらに平成31年3月に制定した「千葉県環境基本計画」では、社会環境の変化による外来生物の捕獲の担い手の減少や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりではなく、農業や生活環境にも問題を生じさせていることから、対策を一層強化する必要があるとしています。

◆◆生活環境◆◆

公害防止に関しては、昭和46年7月に「千葉県公害防止条例」を全面改正し、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。

廃棄物に関しては、昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、その後、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、有限な資源を効率的に利用する資源循環型社会の構築を目指していくため「千葉県廃棄物処理計画」が平成20年9月に策定されました。その他、産業廃棄物の適正処理を確保するため「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が平成14年3月に制定されています。

また、千葉県環境基本計画を上位計画とした千葉県廃棄物処理計画は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年計画である第9次計画が策定されています。

一方、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組むため、平成6年11月に定めた「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を改訂し、平成12年3月に第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針である「ちば21ごみゼロプラン」が策定されています。

また、「環境基本法」に基づき平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」（主要課題に係る公害防止施策のうち、環境大臣の同意が得られた県、市及び一部事務組合が実施する下水道の設置・改築事業など27の公害防止対策事業等を定めている）を作成しました。

本計画は、昭和45年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした、公害防止施策に関する計画で、今回の計画は平成28年度から平成32年度までを計画期間としています。

さらに、「水銀に関する水俣条約」が発効したことにより、2018年（平成30年）から規制対象となった水銀について、適切な対応を図っていく必要を「千葉県環境基本計画」に盛り込んでいます。

◆◆地球環境◆◆

千葉県では、地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野におけるCO₂排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り

込んだ

「千葉県地球温暖化防止計画」を平成12年に制定し、平成18年6月には平成22年度までの計画期間として改定が行われ、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響から、計画期間を次期計画策定まで延長したのち、国の「温室効果ガスの排出量を2030年（令和12年）度までに2013年（平成25年）度比26%削減とする目標を掲げ、現計画である「千葉県地球温暖化対策実行計画」（CO₂CO₂スマートプラン）を平成28年9月に策定しています。

計画では、2030年度（令和12年度）の県内の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度比）で22パーセント削減を目指し、家庭、事務所、店舗等、製造業、運輸貨物の分野ごとに削減目標を設定しています。

（４）野田市の取り組み

◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇

当市では、環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。

また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境保全条例」を同時期に制定しています。

清潔できれいなまちを目指すため、当市では、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定しています。

また、近年における路上喫煙に伴うタバコの火による通行人の火傷や、吸い殻のポイ捨てなどの問題が指摘されていることから、平成27年4月には、条例の名称を「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、ポイ捨てや路上喫煙を禁止し、重点区域での違反者には過料を処することができるよう改正しています。

「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。

また、平成23年3月には、環境問題に対して的確に対応するために、計画の見直しを行い、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえた基本方向と重点施策を展開するため、目標年度を令和2年度とする計画を策定しました。

平成28年に策定した「野田市総合計画」では、将来都市像の基本目標の一つとして、「自然環境と調和するうるおいのある都市」を定めて取り組んでいます。

さらに、令和3年3月には国の新たな施策や環境情勢に対応するため令和12年度を目標年度とした「野田市環境基本計画」を策定しました。

◇◇自然環境◇◇

野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残るまちであり、多様な生態系も見られます。このような自然環境を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定したり、市街化調整区域を中心に分布する優良農地については、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するための農業振興ゾーンとして設定するなど、様々な取り組みを進めてきました。また、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承して行くために、平成27年3月に生物多様性の戦略を策定し、生物多様性の取り組み等も進めています。なお、令和4年3月を目標に生物多様性の戦略の見直しを行っているところです。

◇◇生活環境◇◇

公害防止に関しては、昭和46年4月に「野田市公害防止条例」を制定し、翌年の12月には全面改正しています。

当市では、平成7年度に指定ごみ袋制度の導入と粗大ごみの有料化を実施し、大幅なごみの減量化が図られました。

更に平成24年3月に「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（平成29年度改定）が策定されました。

基本計画の内容は、新清掃工場の建設には、安全・安心はもちろんのこと、環境や地元への負担に配慮し、特にごみの発生を抑制するためには、工場の規模を小さくする必要があるとの意見集約を受け、その中で、全市民的なごみ減量が必要であるとし、同計画では、(1) 排出抑制、(2) ごみ減量・リサイクルの促進、(3) ごみ処理システムの整備・拡充、(4) 環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置づけしました。現在、野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に掲げる4つの重点施策55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期について、野田市廃棄物減量等推進審議会の中で審議をしています。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、平成9年12月に「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定し、さらに再生土（改良土）も規制対象とするため、平成30年10月には条例の名称を「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に改正し、必要な規制を行っています。

また、当市でも空き地や空き家の適正管理についての問題が発生しており、所有者や相続者が判明した案件に対しては、適正な管理のお願いを状況に応じて行っているところではありますが、相続者が不明なものについては、行政による権限がないことから国へ法整備などへの働きかけが必要となってきました。

さらに、近年では、香水や制汗スプレーや香り付きの柔軟材に使用されている香料に対する「香害」や洗濯洗剤や香水、整髪料などの日用品に含まれる微量な化学物質に敏感に反応し、頭痛やめまい、吐き気等の症状が発生する「化学物質過敏症」も問題になっています。現在、法による規制がないことから、早急に国より製造者への指導や指針等が待たれるところです。当市としては今のところ健康被害等の相談は発生していないところですが、公共施設等へのポスター掲示等により今後、市民への周知を図っていきます。

◇◇地球環境◇◇

当市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところです。

その後、平成19年4月に市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成24年に「第二次野田市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

さらに、平成29年度に基準年度を平成28年度の排出量24,024.44t-CO₂とした「第三次実行計画」を策定しています。この計画では、令和3年度を目標に総排出量をマイナス2,808.4t-CO₂としています。

なお、「第三次実行計画」においては目標年度が令和3年度であることから、見直しを実施いたします。次期計画では市役所庁舎や施設を超え市民や事業者に向けた努力目標についても検討を進めたいと考えます。

また、地球温暖化、環境負荷の軽減を図るため、電気自動車の導入を令和2年から実施しているところです。

また、再生可能エネルギーの普及を推進する一方で、太陽光発電設備に関して、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境の保全を図るため、平成31年4月に「太陽光発電

設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

雨水の利用については、平成31年4月から雨水の利用を目的とした「雨水貯留タンク設置費補助金」制度を設けました。タンクに貯留した雨水は、散水や災害時のトイレの水等に利用でき、水資源の有効利用につながります。また、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制が期待できます。

令和2年7月28日には、北茨城市を会長とする「廃棄物と環境を考える協議会」の呼びかけにより、当市においてもゼロカーボンシティの宣言を行ったところであり、今後具体的な取り組み内容等の検討を進めてまいります。

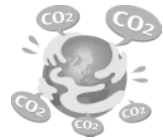
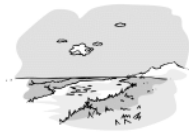
◆◆地域環境◆◆

清潔できれいなまちを目指すため、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排泄物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定し、平成27年4月には、条例の名称を「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、ポイ捨てや路上喫煙を禁止し、重点区域での違反者には過料に処することができるように改正しています。

さらに、市内各駅でのポイ捨て調査や、近隣市と合同で喫煙マナー向上ポイ捨て防止キャンペーンを行うなど、マナー向上を図っています。

平成27年3月に作成した生物多様性の戦略において、「土とみどりと水が織りなす、暮らしのそばで生き物のにぎわいあふれるのだ」を目指す将来像として、具体的な目標として33の施策と5つの重点プロジェクトについて取組みを進めています。

また、平成29年度から野田市の歴史的な施設や景観、自然等の魅力発信事業も開始したところです。



◇◇環境行政の流れ◇◇

年	世界の動向	国の動向	千葉県の動向	野田市の動向
昭和 42 年		「公害対策基本法」 制定		
昭和 47 年		「自然環境保全法」 制定		「野田市公害防止条 例」全面改正
昭和 63 年	気候変動に関する政 府間パネル（IPCC） 設置 オゾン層の保護のた めのウィーン条約発 効			「野田市公害防止条 例施行規則」一部改正
平成 4 年	地球サミット（国連 環境開発会議）開催		「千葉県環境会議」設 置	「悪臭防止法」に基 づく規制地域の指定
平成 5 年		「環境基本法」制定	「千葉県環境憲章」制 定	「野田市公害防止条 例施行規則」一部改正
平成 6 年	気候変動に関する国 際連合枠組条約発効	「第一次環境基本 計画」策定		「野田市公害防止条 例施行規則」「野田市 公害対策審議会条例」 一部改正
平成 7 年			「千葉県環境基本条 例」「千葉県環境保全 条例」制定	「野田市の今後の観 光保全施策の在り方 について」野田市環境 審議会に諮問
平成 8 年			「千葉県環境基本計 画」策定	「野田市の今後の観 光保全施策の在り方 について」野田市環境 審議会より答申。「野 田市環境基本条例」 「野田市環境保全条 例」制定
平成 9 年	気候変動枠組条約第 3 回締約国会議にて 京都議定書採択			
平成 12 年		「循環型社会形成 推進基本法」制定 「第二次環境基本 計画」策定	「千葉県地球温暖化 防止計画」策定	

平成 14 年	ヨハネスブルグサミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議）		「ちば環境再生計画」「千葉県廃棄物処理計画」「千葉県資源循環型社会づくり計画」策定	
~~~~~				
平成 17 年	京都議定書発効	「第三次環境基本計画」策定		
平成 18 年				
<u>平成 19 年</u>				<u>「野田市地球温暖化対策実行計画」</u>
平成 20 年			「千葉県環境基本計画」「千葉県廃棄物処理計画」改訂版策定	
~~~~~				
<u>平成 23 年</u>		「第四次環境基本計画」策定		<u>「野田市節電対策推進本部」「野田市節電対策市民連絡会」設置</u> <u>「住宅用太陽光発電システム設置補助金」開始。</u> <u>「放射線量測定器」の市民貸出し開始。</u> <u>「放射性物質汚染対処特措法」に基づく</u> <u>「汚染状況重点調査地域」の指定</u>
平成 24 年		「第四次環境基本計画」策定		<u>「野田市放射性物質除染計画」制定し住宅用地の放射線測定及び除染開始。</u> <u>「野田市地球温暖化対策実行計画」改訂</u>
~~~~~				
平成 27 年	COP21（21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す） <u>持続可能な開発目標（SDGs）</u> <u>海洋プラスチック問題</u>	<u>持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の策定</u>	「千葉県環境基本計画」の見直し「第9次千葉県廃棄物処理計画」「千葉県地球温暖化防止計画」策定	<u>「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」名称変更（旧野田市環境美化条例）し梅郷駅東・西口周辺を重点区域に指定</u>
<u>平成 28 年</u>				<u>「野田市環境保全条例施行規則」一部改正</u>
<u>平成 29 年</u>				<u>「野田市環境基本計画」「地球温暖化対策実行計画」改訂</u>
<u>平成 30 年</u>			<u>「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」制定</u>	<u>「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び同施行規則改正</u>
平成 31 年 令和元年		<u>レジ袋有料化に向けた省令の制定</u>	<u>「千葉県環境基本計画」策定（第三次）</u>	
<u>令和 2 年</u>		<u>レジ袋有料化開始</u>		

令和3年

「野田市環境基本計画」策定

## 2 計画策定の概要

### （１）本計画の目的

「野田市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、野田市の望ましい環境像（環境の将来の目標像）を明らかにして、市、事業者及び市民のすべての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んで行く計画です。

そして、そのような取り組みを推進して行くことによって、自然と人々が共存・共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いで行くことを目的としています。

### （２）本計画の考え方

当市では、平成8年7月に、「環境の保全について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことを目的として、「野田市環境基本条例」を制定し、当市の環境保全のための基本理念などを示しています。

本計画は、この「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するため、市、事業者及び市民が協働して、環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。



## ◇野田市環境基本条例の4つの基本理念◇

- ◎環境の保全是、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- ◎環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- ◎環境の保全是、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- ◎地球環境保全是、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

## ◇野田市環境基本条例（環境基本計画に関する抜粋）◇

## （環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## ◇市、事業者及び市民の責務（野田市環境基本条例より抜粋）◇

## （市の責務）

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## （市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

### (3) 本計画の役割

本計画は、基本的には市が策定し実施する、いわゆる「市計画」ですが、環境問題は市だけでは解決できないものであることから、社会全体の目標の達成に向けて事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体も含んだすべての主体が実施するという「社会計画」としての性格を併せ持つ計画です。

本計画は、この目的を達成するため、次の役割を担っています。

◎環境の現況をとらえ、問題点や課題を示します。

「当市の環境の現状を踏まえ、どんなところが問題になっているか」あるいは「今後の課題として何があるのか」などを各種の統計資料及びアンケート資料などから整理し、現状や問題点、課題を示しています。

◎目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。

環境を長期的な視点でとらえ、当市が目標とする「環境像」を定め、それを実現するための「基本方向」を示しています。

◎基本方向を達成するための個別的な目標と具体的施策を示します。

「基本方向」を達成するために、「個別的な目標」と「具体的施策」を示しています。

◎市、事業者、市民等が行う具体的な取り組みを示します。

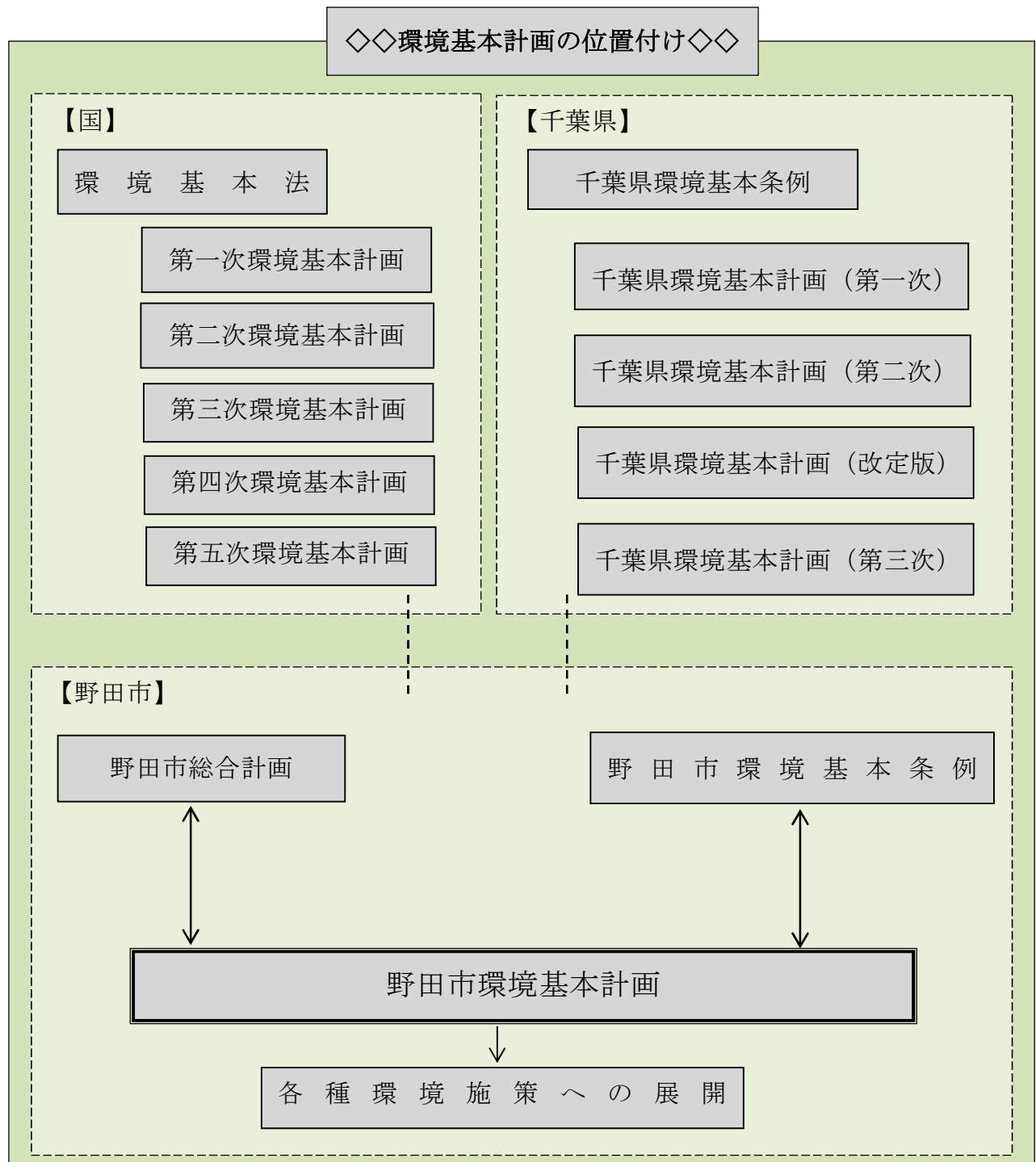
市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体が一体となってそれぞれの立場で行動を実践して行くための「具体的な取り組み」を示しています。

◎環境基本計画を推進して行くための方策を示します。

今回策定した環境基本計画を進めて行くための体制や進行管理の手法などを示しています。

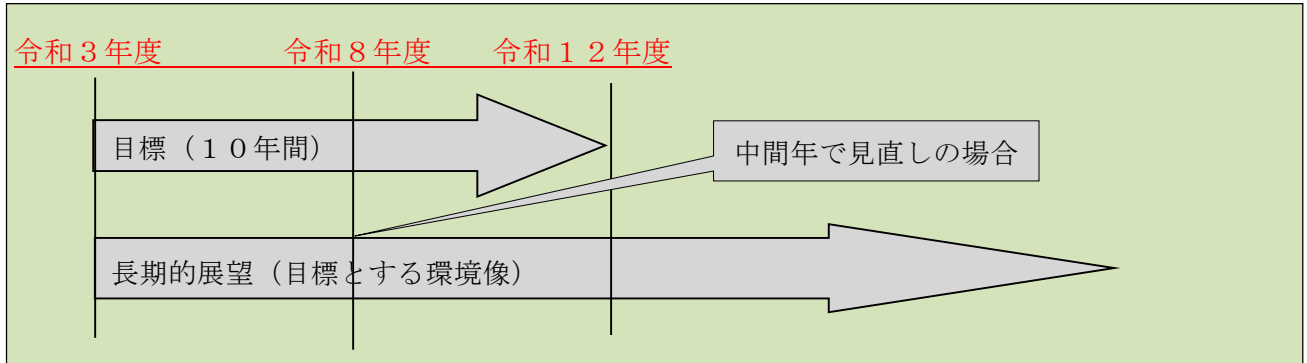
#### （４）本計画の位置付け

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進に当たっての指針となります。



## (5) 本計画の期間・目標年次

本計画は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



## (6) 本計画の対象地域

本計画が対象とする地域は、野田市全域とし、市域を越えた広域的な取り組みが必要となる場合には、周辺地域の環境や地球環境も考慮した上で、関係自治体と密接な連携を図りながら施策を講じます。

## (7) 本計画に取り組む各主体とその役割

環境問題に対して取り組み、それを解決して持続的な社会を築いて行くためには、市・事業者・市民それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んで行くとともに、相互に連携・協働して行くことが重要です。また、教育関係者や市内で環境に関する取り組みを行っているNPO等の市民活動団体も、重要な活動主体となることが期待されています。これにより、本計画の主体は、当市の構成員（市、事業者及び市民）に教育関係者とNPO等の市民活動団体を加えて設定します。

各主体は、「野田市環境基本条例」の各主体の責務を踏まえ、次のような役割が期待されます。

### ◆◆市の役割◆◆

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する計画の策定や施策を実施して行くという役割を担います。また、計画の策定や実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体の環境の保全に資する取り組みを支援するよう努めて行く必要があります。

### ◆◆事業者の役割◆◆

事業者は、地域を担う一員として、事業活動を行うに当たり、公害の防止や自然環境を保全するなど、環境への負荷の低減に必要な措置を講じていかなければなりません。また、事業活動においては、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、持続的に発展できる社会を構築して行くという役割を担います。

### ◆◆市民の役割◆◆

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承して行くという役割があります。このためには、日常生活において、子どもたちの模範となるよ



資源やエネルギーの節約、廃棄物の排出を抑制するなど、自ら環境に配慮して行動し、積極的に環境活動に参加して行くとともに、市が実施する環境保全の施策に協力して行く必要があります。

### ◇◇教育関係者の役割◇◇

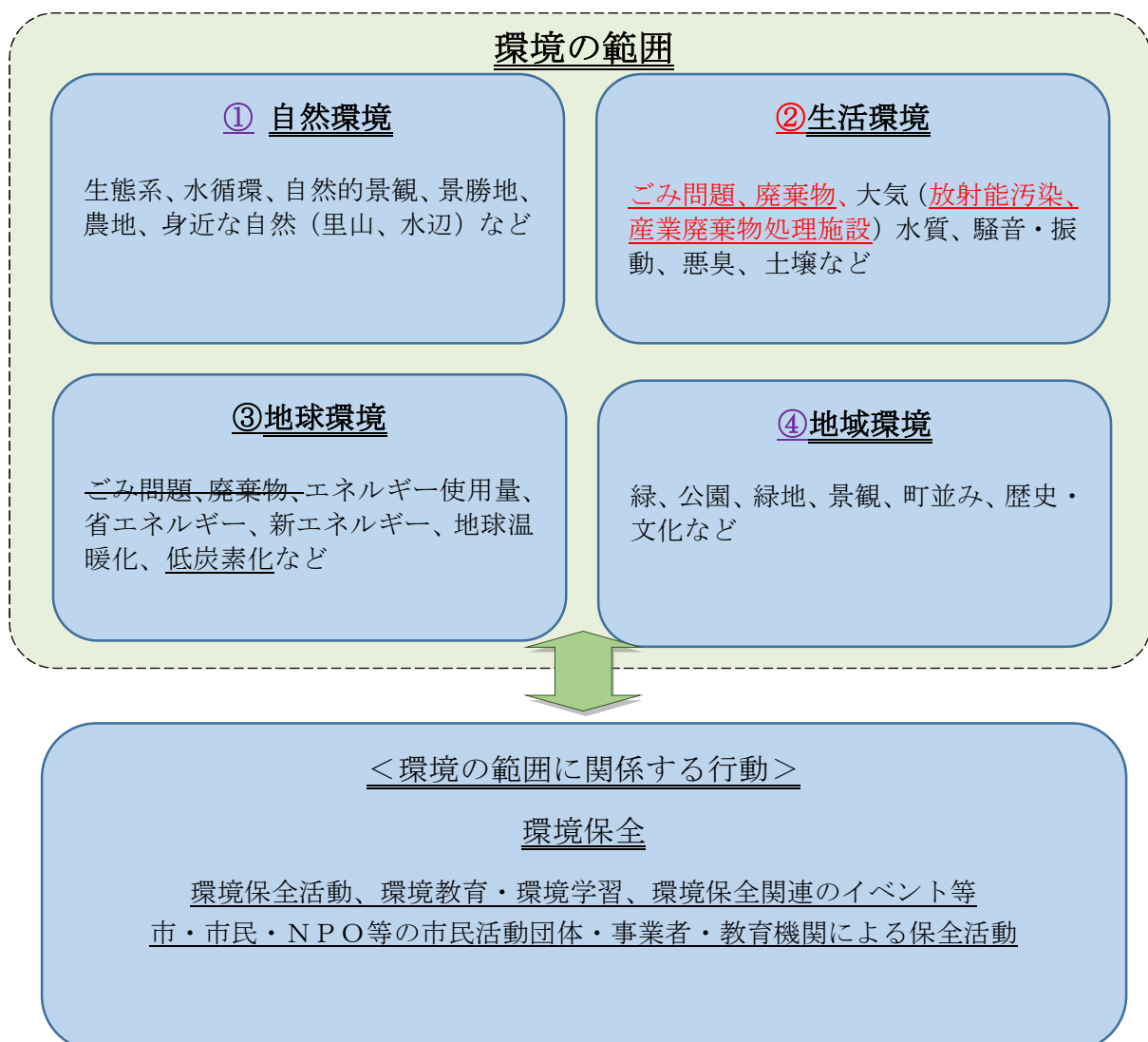
教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えるとともに、環境教育や環境保全の実施、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てる役割があります。また、環境に関する研究成果を地域に還元する必要があります。

### ◇◇NPO等の市民活動団体の役割◇◇

環境保全活動の率先的な取り組みを行い、環境情報の提供、事業者や行政の取り組みを評価・提言する役割があります。このためには、他の団体や市、事業者、市民等との連携を密にし、公益的視点に立った活動をして行く必要があります。

## （８）本計画が対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえて行くものとし、自然環境、生活環境、地域環境から地球環境まで幅広く対象の範囲とします。また、各環境分野の行動に関する環境保全のための行動についても対象とします。



# 第2章

## 環境の現状



まめバス

## 第2章 環境の現状

### 1 地域の概況

#### (1) 地勢・沿革

当市は、千葉県の北西部に位置し、東京から30km圏内にあります。南は利根運河を境に柏市・流山市と接しており、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接しています。と三方を利根川、江戸川及び利根運河に河川に囲まれた地形に恵まれ、豊富な水と緑豊かな自然環境の中で、古くから醤油醸造業を中心に発展してきた歴史があります。市のほぼ全域に台地が分布しており、台地面は利根川と江戸川に注ぐ多くの河川や水路により谷や窪地が形成され、複雑な地形になっています。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されています。

合併に関しては、明治22年の市制町村制によって、1町3村で形成されていた野田地域は戦後復興が進む「昭和の大合併」により、昭和25年に市制を施行、昭和32年には2村と合併し、旧野田市が誕生しました。一方、関宿地域は明治22年の合併により1町2村で形成されていましたが、昭和30年に合併し、旧関宿町が誕生しました。

その後、野田市は、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する旧関宿町と合併し、「新しい野田市」が誕生しました。

野田市地図

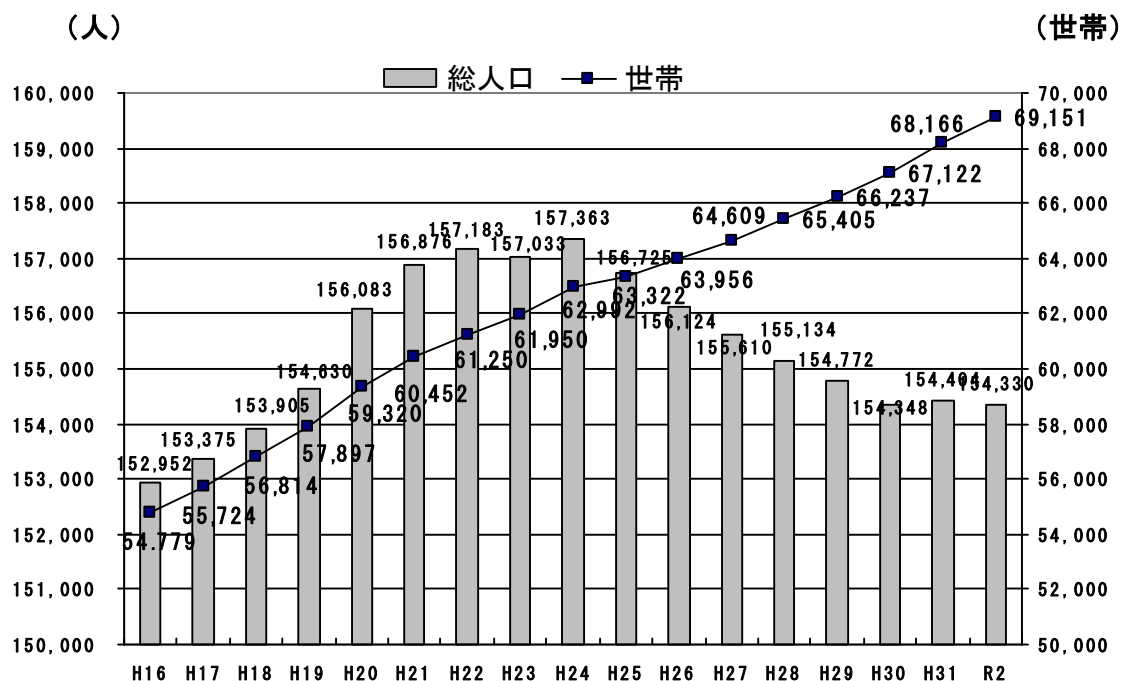


## (2) 人口・世帯数

当市の人口は、平成24年をピークに減少傾向に転じており、令和2年4月1日現在で154,330人となっています。世帯数は、住宅開発に伴う住宅購買意欲の増進などの影響により、核家族化が進み、令和2年4月1日現在で69,151世帯となっています。

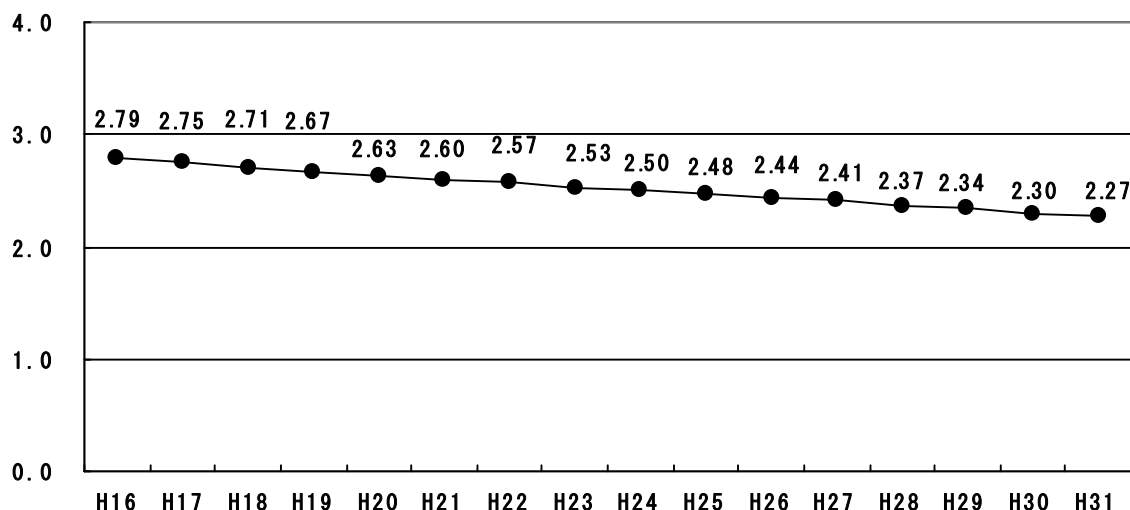
また、一世帯当たりの人数は、小世帯化が続いており、平成31年4月1日現在、2.27人となっています。

人口及び世帯数の推移（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）



世帯当たりの人数（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）

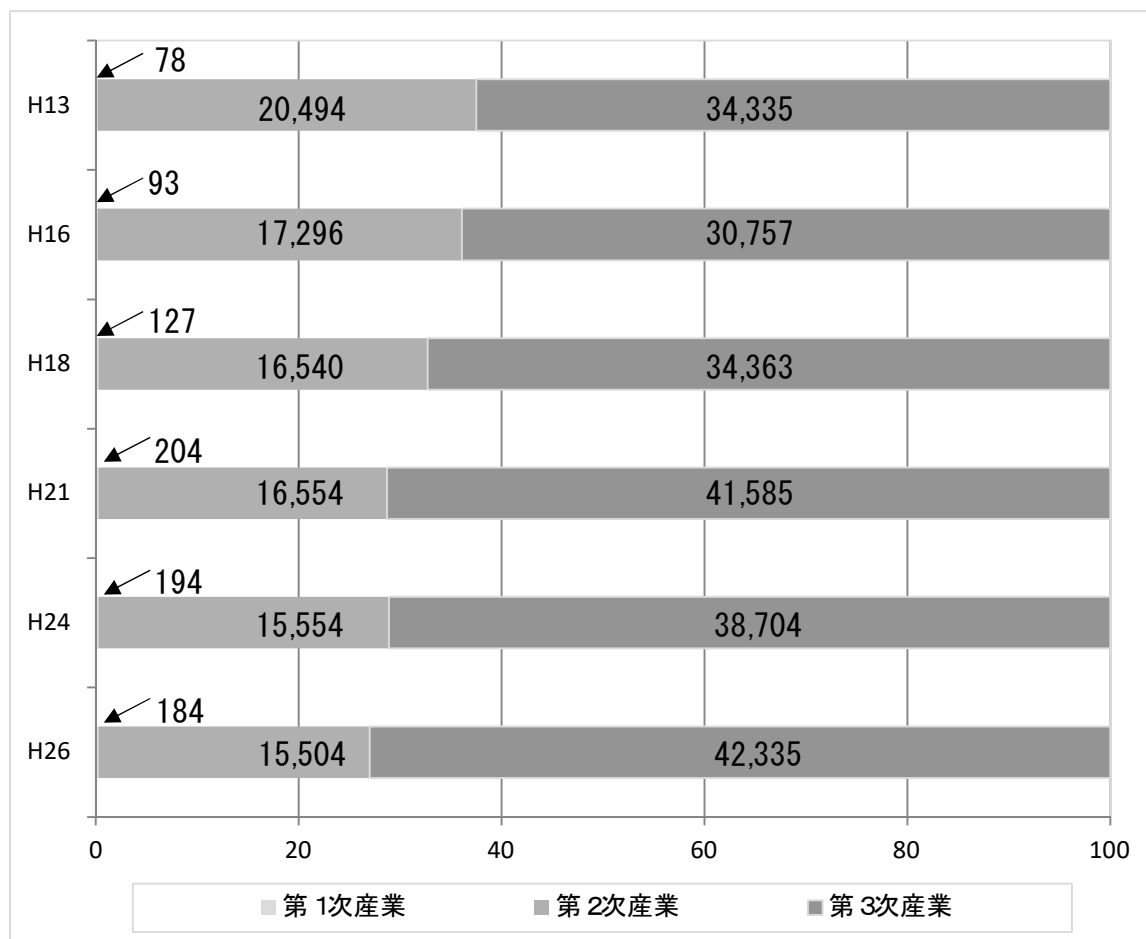
（人/世帯）



### (3) 産業

当市の産業は、平成26年経済センサス基礎調査によると、産業従事者総数は、58,023人（公務除く）であり、その内訳は、第1次産業（農業、林業など）が1,84人（0.3%）、第2次産業（製造業・鉱業・建設業など）が15,504人（26.7%）、第3次産業（サービス業・運輸通信業・金融業など）が42,335人（73.0%）となっており、第2次産業は減少、第3次産業は増加の傾向となっています。

産業別従業者数の推移（資料：経済センサス基礎調査）（人）



※基礎調査は5年毎に実施 直近は平成31年度調査実施のため集計中



野田市の農業



野田市の製造業

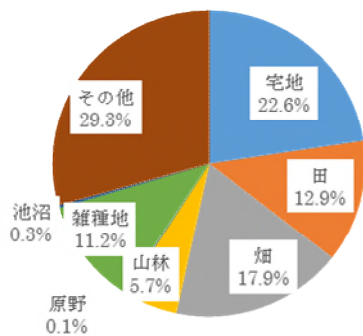
## (4) 土地利用

当市の総面積は103.55k㎡です。最近の地目別面積では、土地利用に目立った変化はなく、ほぼ横ばいで推移しており、平成31年1月1日現在、宅地は23.6%、田・畑は29.1%、山林、原野、雑種地及び池沼で17.7%となっています。

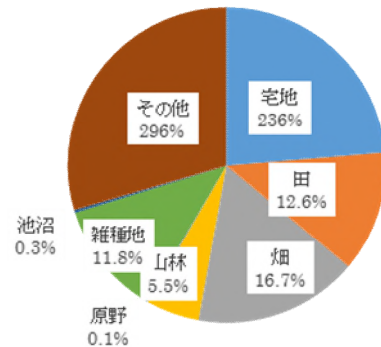
地目別土地面積

地 目	平成21年1月1日現在		平成31年1月1日現在	
	面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
宅地	23,407,746	22.6	24,495,471	23.6
田	13,403,745	12.9	12,886,367	12.4
畑	18,483,787	17.9	17,306,639	16.7
山林	5,884,862	5.7	5,655,775	5.5
原野	127,731	0.1	119,672	0.1
雑種地	11,563,960	11.2	12,188,949	11.8
池沼	301,183	0.3	296,659	0.3
その他	30,366,986	29.3	30,600,468	29.6
総数	103,540,000	100.0	103,550,000	100.0

(資料:野田市統計書)



(平成21年1月1日現在)



(平成31年1月1日現在)



野田市の住宅地



野田市の商業地



## (5) 交通状況

当市の鉄道等の公共交通機関は、通勤、通学を始め、日常生活に欠くことのできない交通手段となっているほか、まちづくりなどの基盤として重要な役割を担っています。

当市の交通状況は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上は、野田市にとって魅力あるまちづくりのための大きな要素となっています。

そのため、環境への負荷の低減などに配慮しながら、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化などによる広域的な公共交通の利便性が求められています。

市内には、野田市駅を始め六つの駅があり、最近の乗降人員は、平成30年度の一日平均は333,652人であり、平成21年度比で2,396人増となっています。

一方、市内の自動車保有台数は、平成30年度は109,774台となっており平成21年度比で7,731台増となっています。地球環境問題への貢献も含め、市民は自家用車の利用を控え、鉄道及びバスなど、積極的に公共交通機関を利用することが期待されています。乗降客数及び自動車保有台数の過去10年の動向は、平成21～30年度までは増加傾向を示し、平成22年、数値が落ち込みましたが、平成23年度から再び増加傾向を示しています。

また、道路網は、国道16号が市の中央部を貫き、南北方向の主要な交通動線として大きな役割を果たしていますが、三方を河川に囲まれる地形を持つ特性から、各河川を渡る幹線道路において、日常的な交通渋滞が見られます。市街地内においても東武野田線の踏切による交通渋滞が見られるため、愛宕駅・野田市駅周辺の2.9kmを高架化し、踏切渋滞を解消する連続立体交差事業が進められています。

また、平成16年1月より野田市が運営するコミュニティバス「まめバス」が運行されており、市内の各所を結ぶ12ルートが設定されています。まめバスの乗車人数は、平成22年度までは、34万人以上でしたが、近年では30万人以下が続いています。運航経費を考慮しながら多くの市民に利用いただけるよう平成31年4月より大幅な運航行ルートの見直し等を行ったところ

市内各駅別1日平均運輸状況

(人/日)

駅名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
川間	9,289	9,166	9,028	9,021	8,985	8,679
七光台	2,347	2,439	2,681	2,958	3,185	3,233
清水公園	1,951	1,972	1,961	2,084	2,076	2,141
愛宕	4,643	4,629	4,598	4,661	4,727	4,749
野田市	4,946	4,917	5,001	5,175	5,220	5,151
梅郷	8,080	8,022	8,016	8,136	8,323	8,280
合計	31,256	31,145	31,285	32,035	32,516	32,233

駅名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
川間	8,685	8,605	8,718	8,740
七光台	3,382	3,572	3,631	3,581
清水公園	2,284	2,440	2,566	2,571
愛宕	4,812	4,794	4,896	4,973
野田市	5,122	5,108	5,086	5,045
梅郷	8,381	8,484	8,685	8,742
合計	32,666	33,003	33,582	33,652



自動車保有台数

(台)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
102,037	98,291	99,388	100,535	101,906	102,979

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
104,405	<u>105,183</u>	<u>107,624</u>	<u>109,774</u>

(資料：野田市統計書)

まめバス乗車人数

(人／年)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
関宿城ルート	14,997	15,351	9,598	9,461	8,837
北ルート	165,810	163,172	149,898	150,929	151,433
新北ルート	19,355	20,486	18,174	19,225	18,933
中ルート	22,066	23,164	14,033	14,411	15,497
南ルート	101,673	103,680	98,857	99,480	98,363
新南ルート	19,466	22,314	14,698	13,241	13,600
合 計	343,367	348,167	305,258	306,747	306,663

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
関宿城ルート	8,565	<u>8,510</u>	<u>6,239</u>	<u>4,783</u>	<u>4,613</u>
北ルート	152,402	150,851	<u>146,460</u>	<u>143,749</u>	<u>140,127</u>
新北ルート	19,516	19,198	<u>19,390</u>	<u>20,322</u>	<u>19,885</u>
中ルート	15,588	14,768	<u>14,069</u>	<u>15,023</u>	<u>15,573</u>
南ルート	102,051	102,988	<u>96,334</u>	<u>96,798</u>	<u>101,660</u>
新南ルート	14,608	16,059	<u>15,712</u>	<u>16,135</u>	<u>15,326</u>
合 計	312,730	<u>312,374</u>	<u>298,204</u>	<u>296,810</u>	<u>297,184</u>

(資料：野田市統計書)

## （６）歴史・文化財

当市には、国の特別天然記念物コウノトリをはじめとして国や県、市を合わせて35件の指定文化財、50件の登録文化財、1件の記録選択文化財があります。市域ではこれらを核とした郷土の人々の生活や生業と風土が織りなす地域特有の文化的景観が形成されています。

野田地域には、水運の恩恵を受けて近世から現代に至るまで隆盛を極めてきた醤油醸造業の歴史があり、国名勝「高梨氏庭園」などの醸造家の住宅庭園や、文化施設である国登録有形文化財「興風会館」のほか社屋、醸造蔵、水道施設、小学校など多くの歴史的な建物が遺されており、それらが近代的な工場群と共存する独特な景観を見ることができます。

一方、関宿地域には、古来より水上交通の要衝として関宿城とその城下町が営まれた歴史があり、関宿城本丸の一部が市史跡「関宿城跡」、城門の一つが市有形文化財「関宿城埋門」として、また武家屋敷町の一部と寺町も遺されており、水運で賑わった関宿城下の往時の景観を偲ぶことができます。



市民会館（旧茂木佐平治家住居）

## （７）公園・緑地

当市の公園や緑地は、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場として、整備されています。

東武野田線の清水公園駅から広がる「清水公園」は、「日本さくら名所100選」に選ばれるほどの桜の名所として知られており、関東有数のつつじの名所にもなっています。

また、広い敷地内に様々なスポーツ施設と子どもたちが遊べる施設を併設した総合的な運動公園である「野田市総合公園」などがあり、市民がスポーツに親しむきっかけ作りになっています。

その他、市域を囲む利根川、江戸川及び利根運河の沿岸にはサイクリングロードが整備され、休日には自転車やジョギングを楽しむ多くの市民が見られます。



野田市サイクリングロード

## 2 環境の現状

### (1) 大気

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。これらの汚染物質に対しては、大気汚染に係る環境上の条件に関して、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

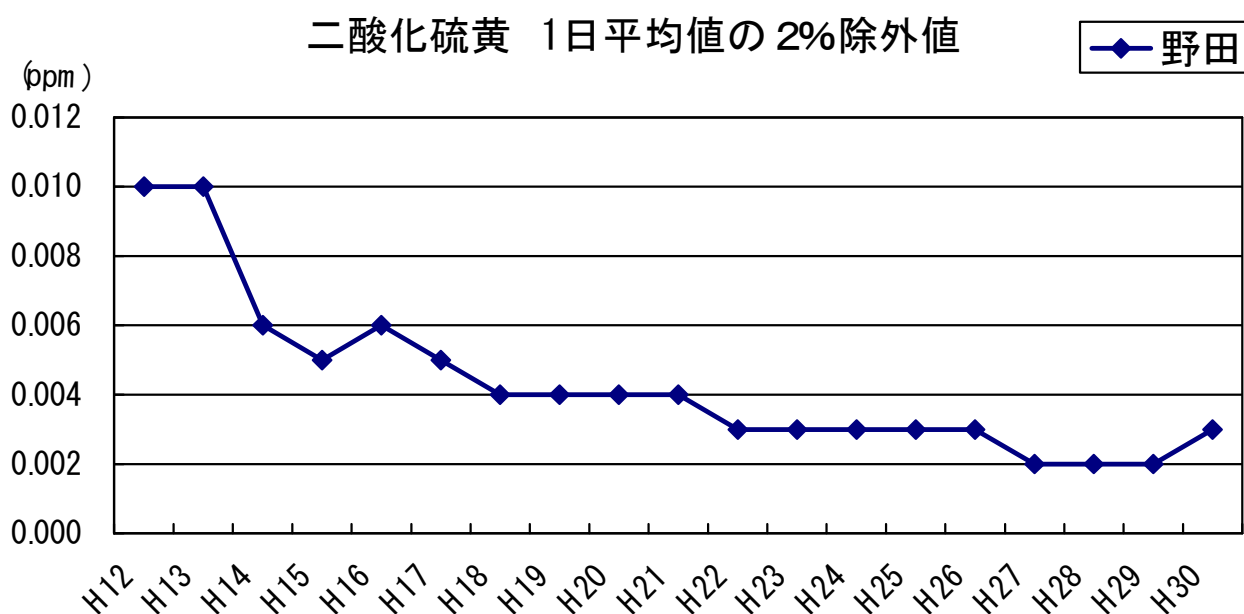
市内における大気汚染の監視・測定は、中央小学校裏校庭の大気汚染野田測定所、二川中学校校庭の大気汚染桐ヶ作測定所の2か所で行われています。

また、自動車から排出される大気汚染物質の監視・測定は、市役所に隣接した国道16号沿いの中央の杜の自動車排ガス測定所で行われています。

#### ① 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られています。

当市における二酸化硫黄の濃度（日平均値の2%除外値）は、長期的にはわずかに低下傾向にあり、低濃度で安定したレベルを保持しています。野田測定所における測定結果では、環境基準に係る長期的・短期的評価については、過去10年以上連続してこれを達成しています。



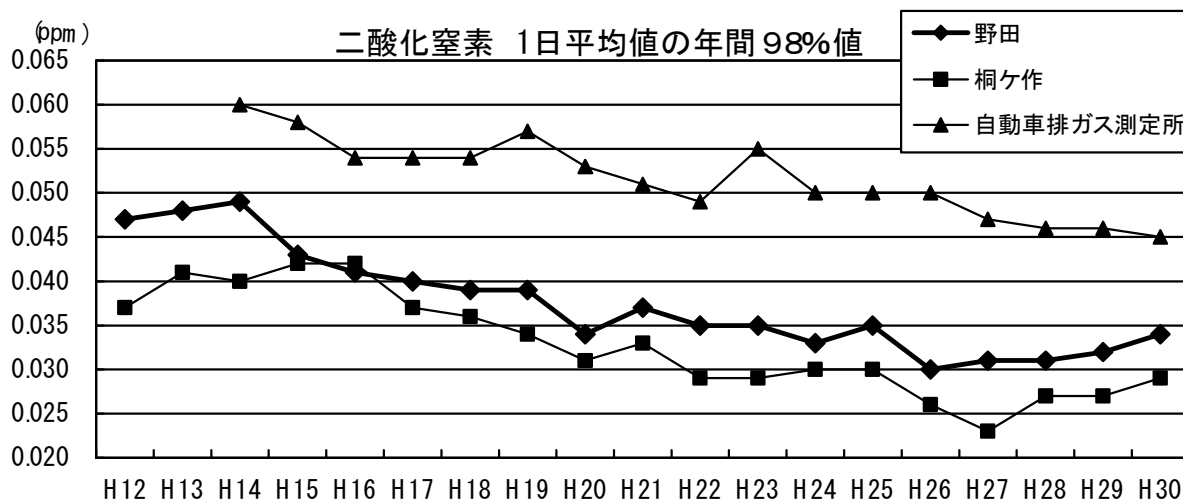
※二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

※2%除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

#### ② 窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの反応物質として一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）等が生成されます。これらは呼吸器系に影響を与え、また、光化学スモッグの主要原因物質

となります。最近では、各地で自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（ $\text{NO}_x$ ）や浮遊粒子状物質（ $\text{SPM}$ ）などによる大気汚染が問題視されていますが、市内の各測定所における二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の経年変化では、二酸化窒素は減少する傾向が見られ、全測定所において過去10年以上連続して、環境基準を達成しています。ただし、県の環境目標値については、自動車排ガス測定所において未達成となっています。



※二酸化窒素環境基準：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

※98%値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値

※千葉県環境目標値：日平均値の98%値が0.04ppm

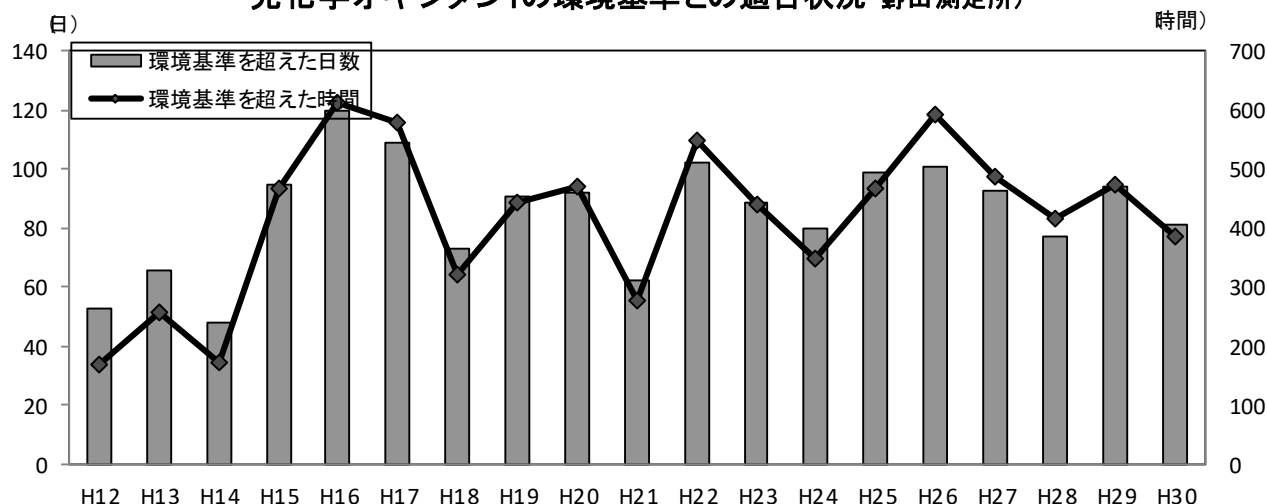
※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

### ③ 光化学オキシダント

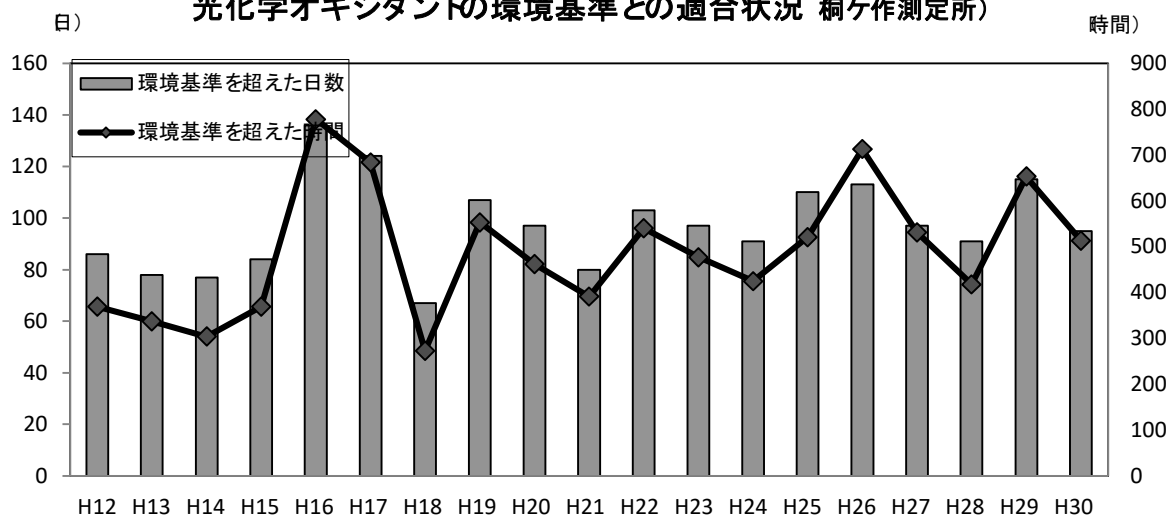
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される2次汚染物質であり、光化学スモッグの原因になっています。

当市における光化学オキシダントは、環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成しておらず、市内測定所におけるオキシダント濃度が環境基準を超えた日数と時間数は、近年横ばいか、わずかに上昇傾向にあります。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、昭和48年以後、当市では光化学スモッグによる被害者の報告はありません。

光化学オキシダントの環境基準との適合状況 野田測定所)



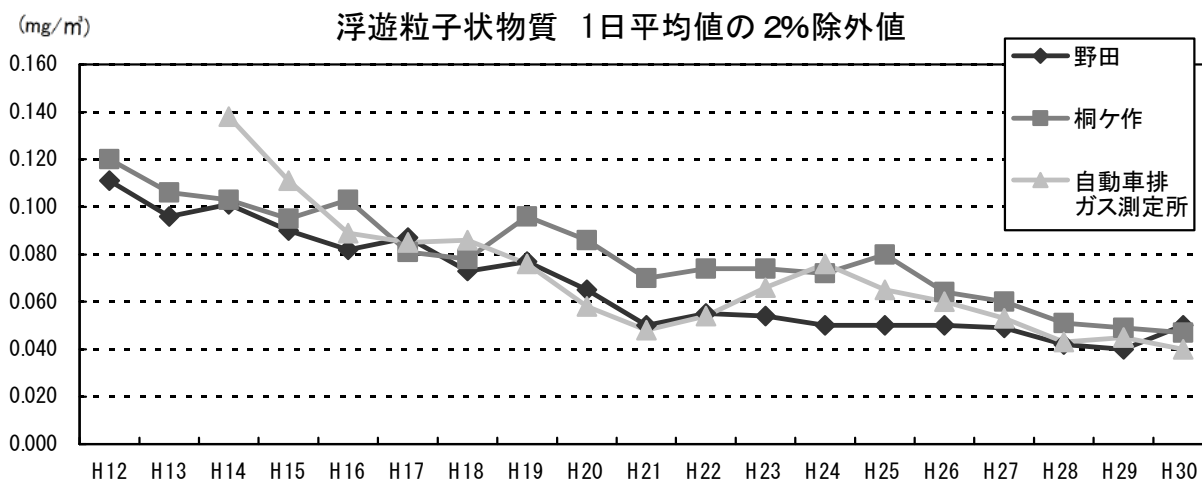
光化学オキシダントの環境基準との適合状況 桐ヶ作測定所)



#### ④ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されています。この物質は、気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすものとして考えられています。

当市における浮遊粒子状物質の濃度（日平均値の2%除外値）は、過去10年の長期的評価に係る環境基準は達成しています。一方、短期的評価については、濃度が上下する関係から環境基準を達成することは難しい状況となっていますが、平成26、27年度の環境基準は達成しています。



※浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/立方メートル以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/立方メートル以下であること。

※2%除外値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

※長期的評価方法：1 日平均値の 2%除外値が 0.100mg/立方メートル以下で、かつ、1 日平均値 0.100mg/立方メートルを超えた日が 2 日以上連続していないこと。

※平成 13 年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）



## (2) 水質

### ① 河川・排水路の水質状況

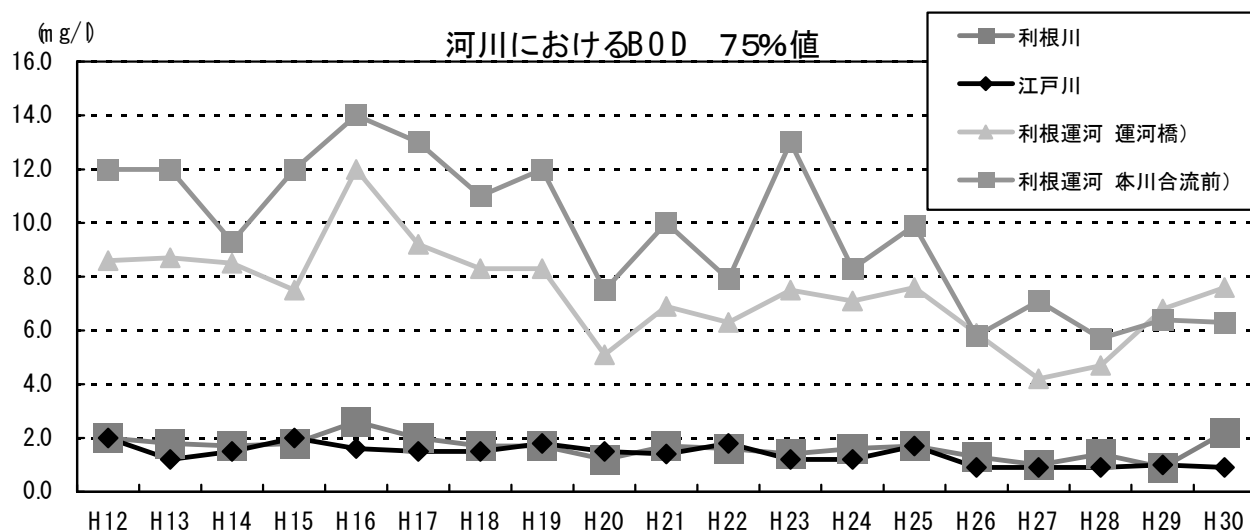
当市の周囲には、利根川、江戸川及び利根運河の河川があり、また、市内を流れる幹線排水路として五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落とし堀、八間堀等があります。

当市を流れる利根川、江戸川及び利根運河の河川については、環境基準が設定されており、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められています。

当市では、公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、排水路の水質調査を定期的に行っており、河川については国土交通省が実施しています。

当市を流れている河川及び排水路の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあり、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を見ると、河川に流入する排水路の水質はおおむね全水域で濃度低下傾向が認められますが、利根運河など環境基準を達成していない河川も見受けられます。

利根運河の水質については、国（国土交通省）においては、利根運河の水質改善と水辺環境を維持する目的で利根川から運河へ向けて、環境用水（川の環境を守るために流す水）を流す事業が開始され、水質は徐々に改善方向に向かっています。



※河川におけるBOD75%値とは、年間観測データを良い方から並べて上から75%目の数字。BODの測定結果については、一年間で得られたすべての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。

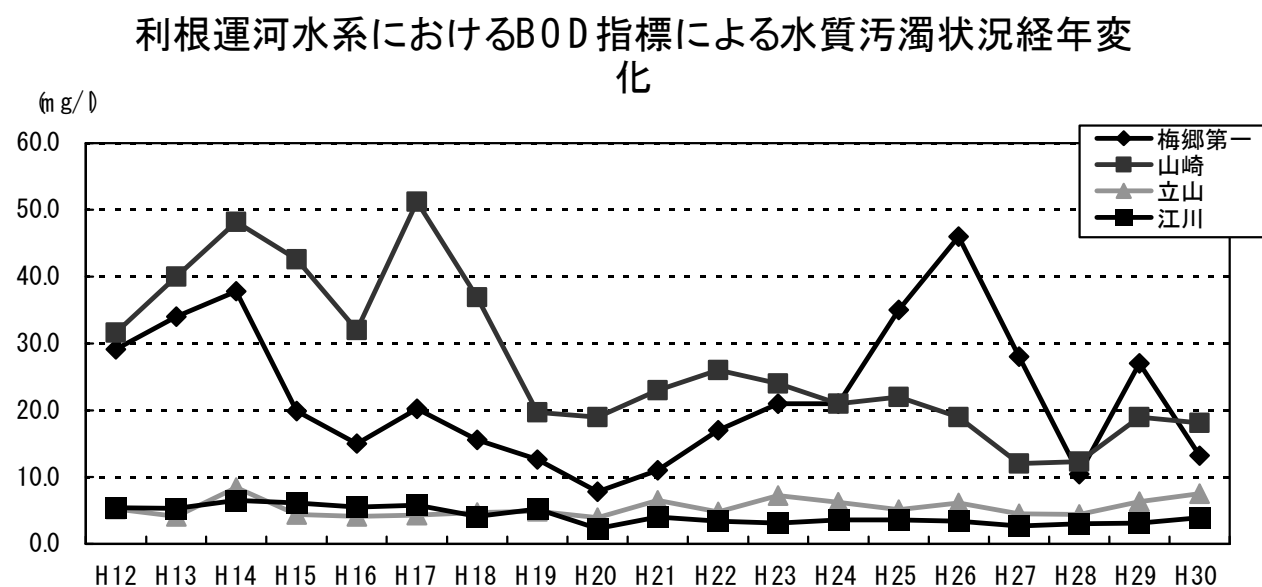
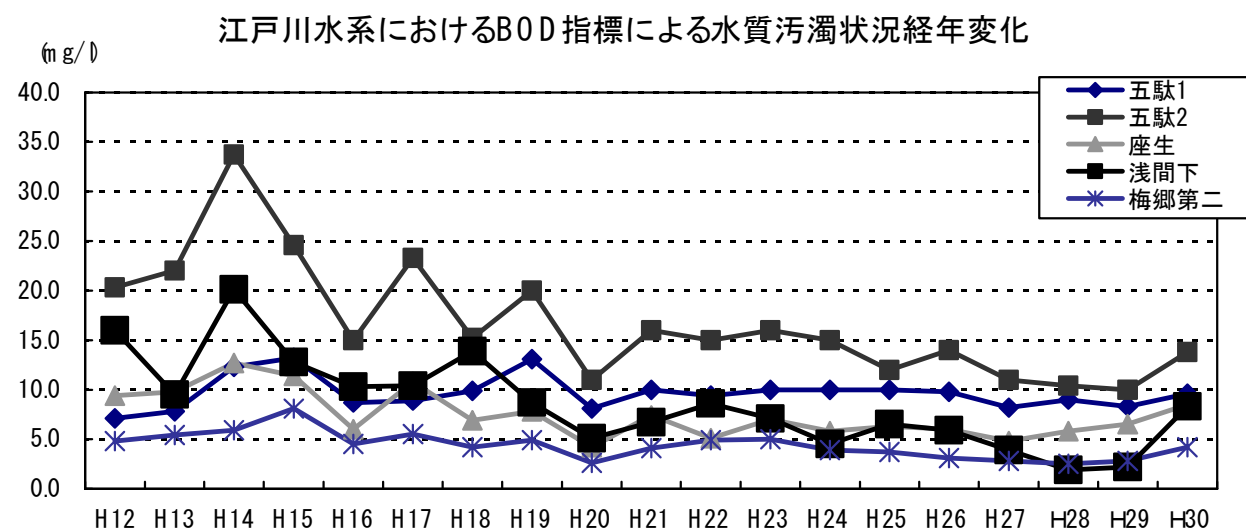
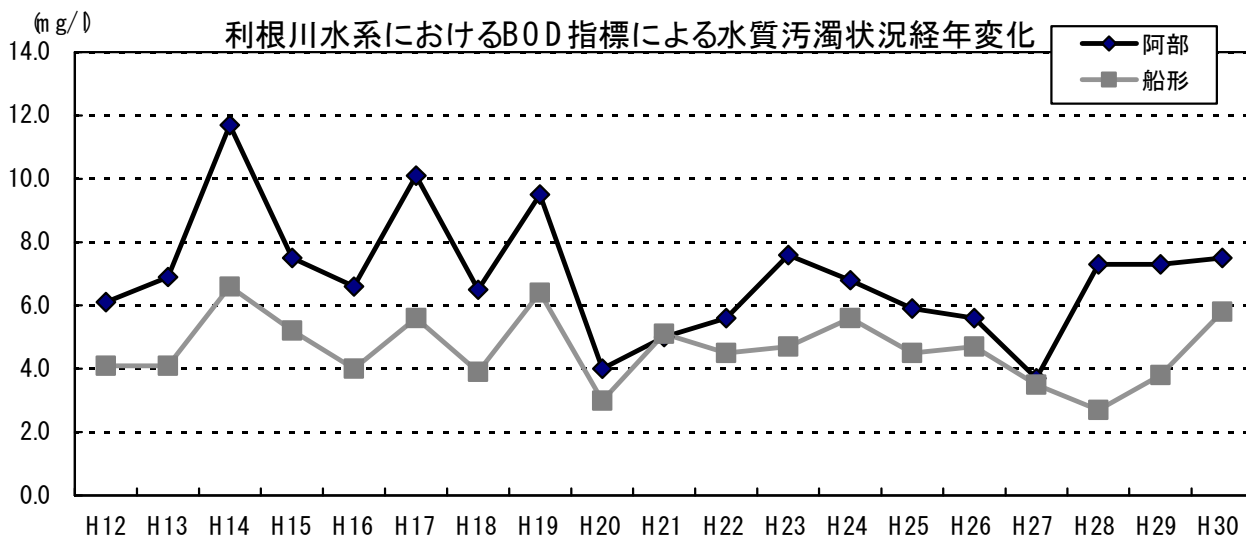


利根川

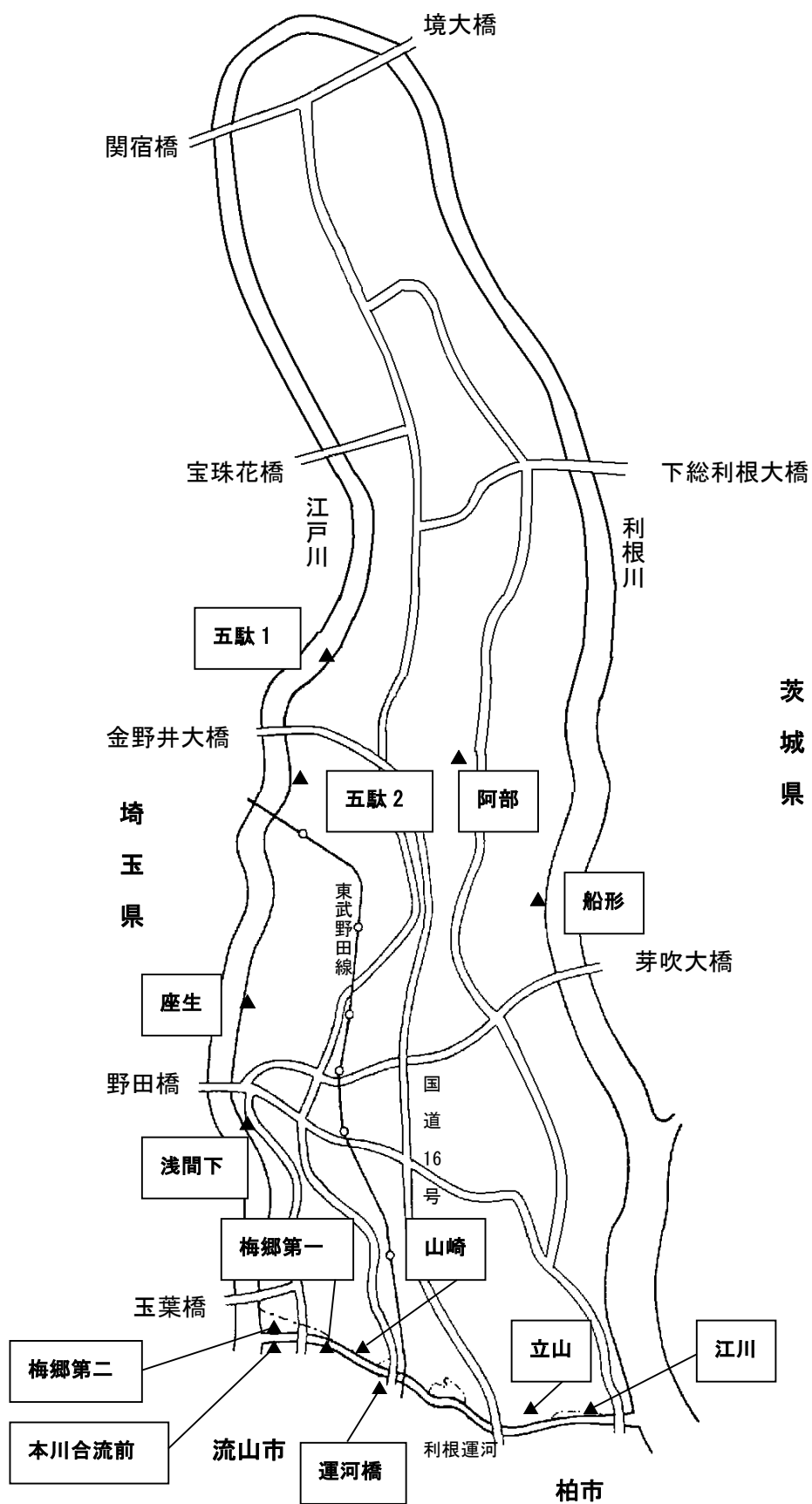


江戸川





主な水質調査地点位置図



## ② 地下水の水質状況

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、天然界に存在しない強力な洗浄力をもった溶剤であり、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきました。近年、発ガン性のある有害物質として扱われており、こうした物質による地下水汚染が問題となっています。

当市では、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等による地下水の水質状況を把握するため、昭和63年度より市内を2kmメッシュに分割して任意の井戸を選定して調査を行っています。現在では、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トランス1,2-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレンの11物質を対象に調査を実施しています。

この概況調査の結果、新たに基準超過が確認された井戸は平成11年度の1本のみであり、これ以後、環境基準を超過する汚染は確認されていません。

一方、地下水汚染が確認された地区では、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸を継続的に監視するモニタリング調査、あるいは汚染の分布を明らかにし、汚染対策のための地質情報を収集する汚染機構解明調査を実施しています。これまでに当市によって汚染機構解明調査が実施された地区は6地区となっており、すべての地区で何らかの汚染対策が実施されているものの、最近の10年間では状況がほとんど改善されていないため、対策が終了したところはなく汚染対策が継続されています。これは、地下水が一度汚染されると容易には状況が改善できないことによるものです。

他方、生活排水や家畜排泄物の不適正処理、あるいは畑地への過剰施肥等が原因と考えられている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の水質汚染状況については、千葉県においては他の汚染物質に比べ、かなり高い確率で基準超過が確認され、問題となっています。当市においても、千葉県が実施する地下水質常時監視調査が平成12年度から実施されており、毎年のように基準を超過する井戸が確認されています。



地下水調査

### （３）騒音・振動

騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、交通機関など多種多様です。

当市の騒音公害に関しては、例年、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下）の苦情件数の約8割を占めています。これらを発生源別にみると、工場や建設作業が占める割合が多くなっています。また、振動に関しては、道路舗装の構造に関する苦情などが寄せられています。

騒音に係る環境上の条件としては、環境基準が地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。また、工場等に対しては、敷地境界での規制基準が定められています。当市においては「野田市環境保全条例」に基づき、法規制より広範な発生源を対象に規制を行っています。

また、当市では、環境騒音の実態を把握することを目的として、市街化区域をおおよそ2km四方のメッシュに区分し、各々の代表点23地点を選定して環境騒音測定を行っています。この結果、平成11年度の騒音に係る環境基準の測定方法改正以後、昼間及び夜間の環境基準を超過した地点は例年1地点あるかないかという状況であり、かつ、超過の理由は風の音など、自然の影響によるものであることが多く、おおむね良好な環境を維持しているといえます。



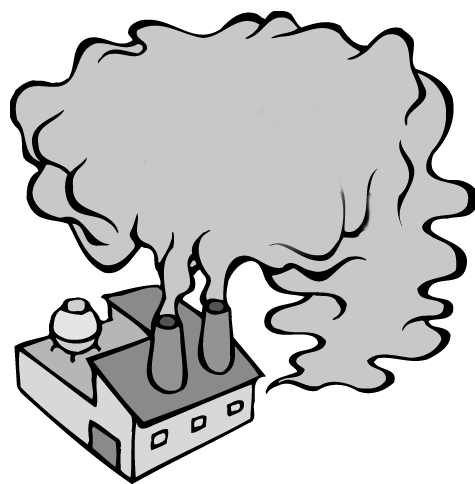
国道16号 騒音測定

### (4) 悪臭

悪臭は、直接的に人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害とされています。悪臭防止法では、こうした悪臭公害を防止するため、野田地域の市街化区域、閑宿地域の全域を対象に特定悪臭物質を定め、各々に基準値を設けております。また、「野田市環境保全条例」では、悪臭の規制基準として「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という形で定められています。

このほか、特定悪臭物質（22物質）規制を補完する規制として、臭気強度が定められており、更に昭和56年6月には、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値が県から示されています。

悪臭物質は、一般に極めて低い濃度でも人の嗅覚によって感知され、また、発生源が多種多様であることから問題の解決が困難な場合が少なくありません。今後の悪臭に対する苦情は、廃棄物処理に関するものなどが増加すると考えられ、発生源対策が重要となります。



## (5) 地盤沈下

地盤沈下は、大地が次第に海水面に対して沈下して行く現象のことであり、この現象の主な要因としては、地下水の汲み上げ等により地下水位が低下し、地層の収縮をもたらす人為的なものと、地殻変動によって生じる自然要因によるものとに大別されています。このうち、人為的な要因として考えられている、地下水の不適正な利用による地盤沈下は、公害として取り扱われています。

地盤沈下対策としては、「千葉県環境保全条例」及び「野田市環境保全条例」により一定規模以上の揚水施設について地下水の採取規制が行われております。また、地盤沈下の状況を把握する目的で、当市では水準点34点で水準測量による地盤沈下観測が県により実施されています。

用途別地下水の揚水量の推移は、平成2、3年頃をピークに、全体の使用量は減少傾向になっており、近年は変動が少なく安定した状況にあります。このため、大きな変動を観測するような地盤沈下現象は確認されていません。(ただし平成23年に発生した東日本大震災以降、沈下の傾向が出ています。)

### 用途別地下水利用状況

上段：揚水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

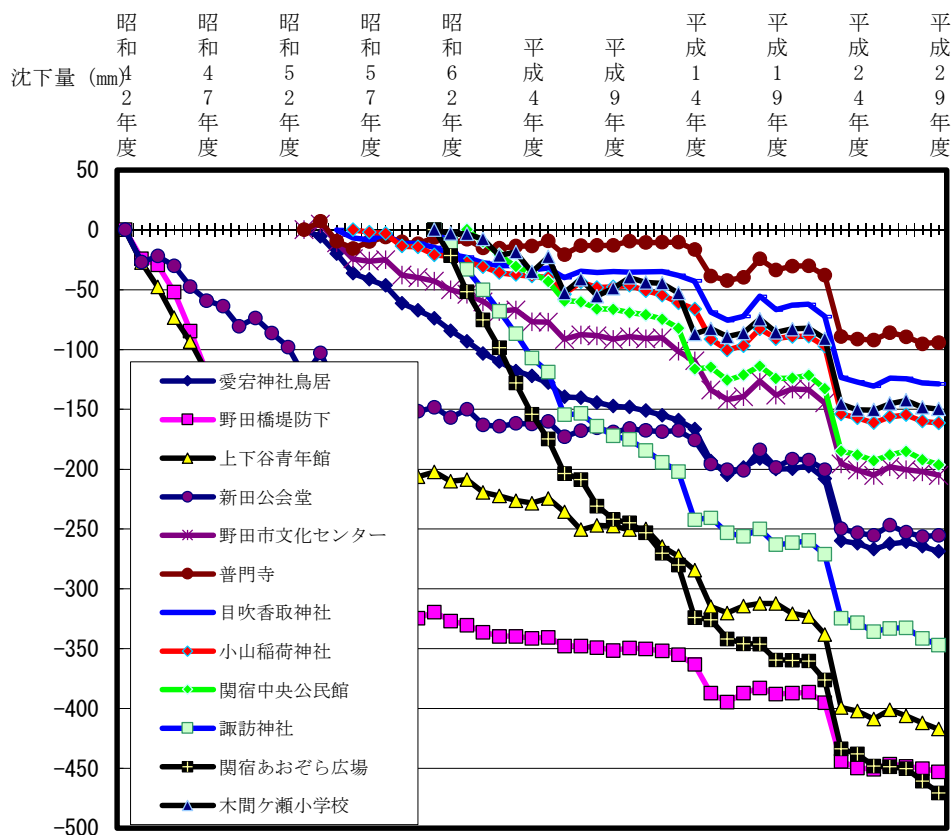
下段：井戸本数

年度 用途	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
工業用	11,791	12,114	12,722	13,453	13,360	13,524	13,720	13,939	13,706	13,415
	133	132	132	129	128	126	二	二	二	二
建築物用	1,257	1,064	1,020	774	866	1,093	632	602	507	530
	19	19	19	19	19	18	二	二	二	二
水道用	1,368	1,868	1,734	2,383	2,237	1,677	1,481	1,388	1,470	1,612
	25	25	23	24	23	22	二	二	二	二
農業用	12,053	11,075	10,541	10,747	9,151	9,319	11,065	10,757	11,846	10,303
	364	356	352	350	344	340	二	二	二	二
その他	2,615	2,848	2,820	2,777	2,824	2,287	2,338	2,450	2,577	2,535
	12	12	13	13	12	12	二	二	二	二
合計	29,084	28,969	28,837	30,134	28,438	27,900	29,236	29,136	30,106	28,395
	553	544	539	535	526	325	305	288	283	274

※個別の井戸本数については、平成27年度から公表されていないため空欄

(資料：千葉県揚水量調査)

代表的な観測地点の地盤沈下変動状況の推移



- ※ 平成14年4月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成15年1月以後は、測地成果2000対応値となっている。
- ※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成23年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。
- ※ 平成23年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。
- ※ 上下谷青年館は平成19年度欠測



## (6) 公害苦情

当市の公害苦情件数は、ここ10年で大気汚染に対する苦情は減少の傾向が見られます。  
その他の苦情の内容としては、野焼き行為に関する苦情が増えてきています。

公害苦情の種類別件数

(件)

年度 種類	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
大気汚染	71	62	65	44	58	58	55	34
水質汚濁	10	9	15	16	12	4	3	7
騒音	22	19	18	16	13	17	11	28
振動	3	0	4	3	7	6	3	1
悪臭	8	8	9	13	12	15	3	10
土壌汚染	0	2	0	3	1	1	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	2	2	46	48	42	42	24
合計	115	102	113	141	151	143	117	104

種類	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
大気汚染	46	39	33	34
水質汚濁	6	1	3	1
騒音	22	23	24	29
振動	2	2	1	1
悪臭	13	12	7	12
土壌汚染	1	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0
その他	27	28	16	15
合計	117	105	84	92

(資料：野田市環境調査報告書)

## (7) 上水道・下水道

当市における水資源の大部分は、江戸川に依存しております。最近の上水道の給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成30年度の1日平均給水量は40,444 $\text{m}^3$ となっています。

普及率としては、平成30年3月31日現在、上水道97.3%であり、下水道は、平成30年4月1日現在、65.73%となっています。

上水道の給水量 ( $\text{m}^3$ ) (各年度3月31日現在)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間	14,621,889	14,862,696	14,773,507	14,486,270	14,431,083	14,292,603
1日平均	40,060	40,720	40,365	39,688	39,537	39,158

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間	14,627,015	13,978,001	14,207,477	14,205,682
1日平均	39,965	40,007	40,638	40,444

(資料：野田市統計書)

上水道の普及率 (%) (各年度3月31日現在)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
普及率	92.3	93.2	94.2	95.1	95.8	96.2

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
普及率	96.2	96.6	97.0	97.1	97.2	97.3

(資料：野田市統計書)

下水道の普及率 (%) (各年4月1日現在)

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
普及率	52.40	53.86	55.21	56.49	57.71	62.34

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
普及率	63.33	63.85	64.31	64.70	65.32	65.73

(資料：下水道課)

## (8) 廃棄物

当市のごみは、可燃ごみ、粗大可燃ごみについては野田市清掃工場、不燃ごみ、粗大不燃ごみについては野田市リサイクルセンターで処理されています。なお、関宿地域の可燃ごみの処理については、市外の民間清掃施設にて処理を行っております。

市民から排出される資源物は、資源物の種類ごとに回収され、資源業者及び指定法人により再資源化されています。

ごみの総排出量は、事業系ごみの指導強化により平成26年度から28年度まで減少傾向にありましたが、平成30年度のごみの総排出量は、32,616.88トン、一人1日当たりのごみの排出量は578.75g/人/日となっており、近年はほぼ横ばいで推移しています。また、資源化不適物や焼却残渣を加えた最終処分量は6,099.92t/年となります。

一方、資源化量についても、横ばいを示しており、平成30年度は、12,328.31t/年(28.72%)となっています。-(資源回収については、スーパーや巡回による廃品回収でも空き缶、空き瓶、段ボール等が回収されており資源化量に反映されていない。)-また、スーパー等でも民間回収として空き缶、空き瓶、段ボール等が回収されています。

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの排出量

年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
総排出量 (t)	37,524.70	37,439.17	37,232.03	36,639.37	36,704.68	37,212.41	37,010.22
一人1日当 たりのごみ の排出量 (g/人/日)	656.87	653.85	648.96	639.24	637.29	650.51	649.47
集団資源回 収量(t/年)	9,456.74	8,887.52	8,389.90	8,117.91	7,966.62	7,620.35	7,264.70
資源化量 (t/年) (%)	12,151.49 (25.86)	11,541.16 (24.91)	11,003.88 (24.12)	16,518.75 (33.68)	16,497.82 (33.64)	15,970.39 (32.33)	13,819.79 (28.37)

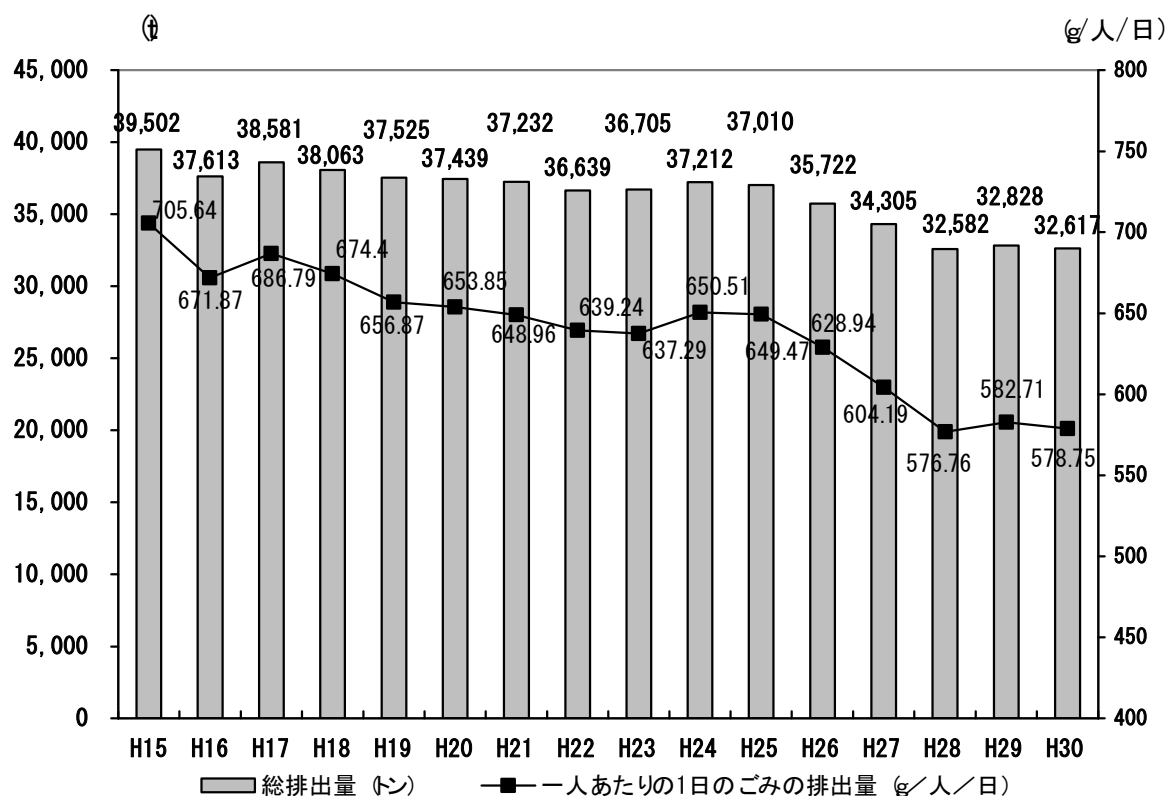
年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
総排出量 (t)	35,722.22	34,305.29	32,582.42	32,827.99	32,616.88
一人1日当 たりのごみ の排出量 (g/人/日)	628.94	604.19	576.76	582.71	578.75
集団資源回 収量(t/年)	6,600.56	6,055.12	5,630.97	5,217.83	4,912.80
資源化量 (t/年) (%)	12,832.92 (27.21)	13,338.27 (29.29)	12,863.18 (29.61)	12,199.34 (28.40)	12,328.31 (28.72)

(資料：野田市清掃事業の概要)

※資源化率＝資源化量を（総排出量＋集団資源回収量等）で除したもの

※集団資源回収量等は、集団資源回収量に選定枝等回収量、小型家電回収、その他（乾電池、蛍光灯等）を加えたもの

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの量



家庭ごみ系の収集・運搬・処理体制（令和元年度）

区分		収集・運搬体制			処理体制	
		収集・運搬主体	収集方法	収集回数	運搬先 収集主体	処理内容
収集ごみ	可燃ごみ	市・委託業者	集積所収集	2回/週	野田市清掃工場 民間清掃施設（閑宿地域）	直接野田市清掃工場に搬入し、計量した後、焼却施設にて焼却処分する。 焼却残渣は、市外の民間最終処分場で埋立処分される。
		市民	直接搬入	—		
	不燃ごみ	市・委託業者	集積所収集	1回/週	野田市リサイクルセンター	搬入先で計量した後、容器包装プラスチック及び資源物を選別後、指定法人及び資源業者にて資源化している。
		市民	直接搬入	—		
粗大ごみ	粗大可燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市清掃工場	資源を選別し、回収業者へ搬出、その他のものは民間業者へ処分委託する。 良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。
		市民	直接搬入	—		
	粗大不燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市リサイクルセンター	

		市民	直接搬入	—		
資源物	紙類、ガラスびん、衣類・布、金属類、ペットボトル	委託業者	集団資源回収	月1回 又は2回	資源業者 指定法人	資源業者及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により資源化している。
	牛乳パック、発泡トレイ、アルミ缶、ペットボトル	市民	ごみ減量協力店へ搬出	—		
	空き缶	市民	空き缶回収機へ搬出（H25年度で終了）			
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	戸別収集	—	野田市堆肥センター	野田市堆肥センターで堆肥化し、市内農家で有効利用する。
		市民	直接搬入			
有害ごみ		市民	回収箱又はごみ減量協力店へ搬出	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。
適正処理困難物		販売店等	収集	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。
		市民	直接搬入			

## (9) エネルギー

### ① 再生可能エネルギー—(太陽光発電)—

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、地球温暖化対策の推進のため、積極的に活用していくことが必要です。

市では、住宅用省エネルギー設備の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、平成23年から住宅用省エネルギー設備設置補助金を制定し、省エネルギー設備の設置費用の一部を補助しています。補助開始から令和元年度までの間に、太陽光発電設備に1,467件、燃料電池に27件、リチウムイオン蓄電池に295件、太陽熱に9件の補助を行いました。

一方、太陽光発電設備を無秩序に普及させた場合には、環境破壊につながり、今後大きな問題になることが懸念されたことから、災害の防止や生活環境の保全及び地域社会との調和を図るため、30キロワット以上の事業系太陽光発電設備を対象に、平成31年4月に「太陽光発電設備の適正な設置及び一管理に関する条例」を制定し、事業の事前周知や事前協議、維持管理に係る遵守事項を義務付けています。

令和元年度には、17件の届出がありました。

※消費電力量については、平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、平成27年度以降はすべての項目について非公表となっているため、過去分を含めて掲載は削除しています。

## (10) 地球温暖化

近年、地球温暖化を始めとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。

世界的な気候変動に対する議論の中で、国は、「京都議定書」で定められた目標として「温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中、1990年の排出量より6%削減する」ことを約束しました。平成27年に温室効果ガスを2030年までに2013年比で26%まで削減する目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。そのため、我が国では、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題は、地球規模で人類に影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民など各種の主体による温室効果ガスの排出削減に係る取り組みが行われています。

当市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減の取り組みを開始し、平成19年4月には新しい基準で、市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定、平成24年8月に第2次実行計画を策定し、平成29年8月には第3次実行計画を策定して市が直接管理する全施設で地球温暖化防止への取り組みを実践しています。

平成30年度の排出実態の調査結果では、市の責務と事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で24,024.4トンになっており、温室効果ガスの種類別の排出状況の集計では、二酸化炭素が9割以上を占めています。

また、原因別に比べてみると、電気の使用に伴う排出が5割を占め、廃プラスチックの焼却に伴う排出についても3割を占めています。

一方、実行計画で目標としている数値と平成30年度の排出実績との比較では、電気の使用

に伴う排出量は火力発電所の稼働による排出係数の増加などにより目標が達成できませんでしたが、合計の排出量については、目標を上回る排出削減がなされています。

### 野田市公共施設等における温室効果ガスの種類別排出量

	平成28年度		平成30年度	
	排出量 (t-CO ₂ )	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂ )	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂ )	21,643.2	97.85	23,553.1	95.48
一酸化二窒素 (N ₂ O)	399.4	1.81	396.2	2.9
メタン (CH ₄ )	71.4	0.32	71.1	1.6
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3.9	0.02	4.0	0.02
総 計	22,117.9	100.00	24,024.4	100.00

### 野田市公共施設等における温室効果ガスの原因別排出量

	平成28年度		平成30年度	
	排出量 (t-CO ₂ )	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂ )	割合 (%)
ガ ソ リ ン	222.6	1.01	309.3	1.29
灯 油	740.3	3.35	1,003.8	4.18
軽 油	326.0	1.47	326.0	1.36
A 重 油	828.3	3.74	895.0	3.73
液化石油ガス (LPG)	433.2	1.96	504.7	2.10
都 市 ガ ス	674.8	3.05	1,027.2	4.27
電 気	8,328.0	37.65	12,034.5	50.09
自動車走行距離等	13.4	0.06	14.4	0.06
廃プラスチックの焼却	10,089.9	45.62	7,452.5	31.02
一般廃棄物の焼却	414.4	1.88	410.0	1.71
し 尿 処 理	47.0	0.21	47.0	0.19
総 計	22,117.9	100.0	24,024.4	100.0

## (11) 自然環境

### ① 地形

当市は、千葉県の中の房総半島中央部・北部の主体をなす下総台地地区に分類され、その地形は、中央部の下総台地と利根川及び江戸川流域の低地により形成されています。下総台地は、主に洪積世に形成された成田層群と、関東ローム層から成り立っています。台地は、河川の浸食により幅の広い、浅い樹枝状の谷によって刻まれ、段丘面は一般にゆるく北西に傾斜しています。当市は、この下総台地の北西部に当たり標高20m以下の低い地域を代表しています。この地域では東に利根川低地、西には江戸川低地をひかえ、台地の東西の幅は、3～7km、北西方向へ約25kmと細長く、台地が低地のなかへ半島状に突き出た形となっています。中央部の台地には、浸食谷が入り込み、これが沢や小河川沿いの湿地となり、谷津と呼ばれています。利根川低地は幅約2kmで、中央を利根川が流れ、この低地の当市側には広い氾濫原があり、水田に利用されています。江戸川低地は中央台地の南西側に当たる広大な低地で、この低地の中を江戸川が流れています。

### ② 植生

当市は、千葉県北部で気候的には温暖帯に属し、森林は照葉樹林帯に属しています。植生は、



湿地では、ハンノキ林、あるいはヨシ、シダの草木群落であり、台地部分ではシイ・カシ林などの常緑広葉樹林であると考えられますが、当市は、地形的にほとんど高低差がなく、また、古くから人為的かく乱が加わっているため、低地部は水田、台地部は畑地や市街地、ゴルフ場などになっています。そのため、自然植生が少なく、代償植生が大部分を占め、シイなどの樹林は谷津の斜面や、社寺林、屋敷林などに残っている程度です。

環境省の「第3回自然環境保全基礎調査」(以後植生の調査は実施してない。)によると、当市の植生は、利根川、江戸川及び利根運河沿いにススキ・チガヤ群落が線状に連続しているほか、ヨシクラスが利根川、江戸川及び北部の湿地や小水系沿いに見られます。これらの植生の周辺の低地には、水田雑草群落が広がり稲作地帯を形成しています。また、江川排水路周辺には休耕田雑草群落が見られます。

台地上で目立った樹林植生では、マツ植林が挙げられます。この植林地ではアカマツ・クロマツが多く、一部にスギ・ヒノキが見られます。また、二次林であるコナラ群落も各所で点在していますが、その面積はいずれも小さいものです。その他、植生以外では、市域全般に畑地雑草群落が広がり、工場地帯や市街地周辺には路傍雑草群落が占有しています。

### ③ 植物

植物の希少種としては、湿地の植物であるノウルシ、ワタラセツリフネソウ、オグルマ、ミズアオイ、水田や休耕田などで確認されるイチョウウキゴケ、ミズワラビ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ヒメシロアサザ、カワヂシャ、河川氾濫原のホソバイヌタデなど、水辺の植物が多く確認されています。また、オミナエシやシュンラン、キンランなど、人の手によって管理された里山で見られる種も確認されています。いずれも、かつての野田市には普通に生育していたと考えられますが、湿地の減少、水田の乾田化、河川における氾濫頻度の減少、管理されずに荒廃する樹林地の増加や樹林地自体の分断・減少などによって減少しております。

また、野田市の主要なビオトープタイプと良好な環境であることを指標とする生物種は、「野田市の主要なビオトープタイプと指標種」の表に示すとおりであり、水域にはエビモやフサモ、草地には、ツリフネソウやハンゲショウ、樹林には、落葉広葉樹林のヒトリシズカ、カンアオイ、湿生林のゴマキ、ハンノキなどが確認されています。

関宿落掘に架かる船形地先の小船橋周辺には、ヨシなどの水生植物が密生し、岸边にはミドリシジミの幼虫の食草である湿地帯のハンノキやヤナギ等が繁茂しています。市役所に隣接する「中央の杜」には、キンランやギンラン、ヤマユリなど、珍しい植物が生息しています。

なお、市の広範囲に渡り、オオキンケイギクやアレチウリなどの特定外来生物が確認されるようになりました。

### ④ 動物

当市は県北部に位置し、大河川に挟まれた平坦な地域となっています。古くから農耕地や居住地となっており、人為的影響を受けているため動物の生息環境は圧迫されています。

最近、関東地方では、都市化の進行に伴う生態系の喪失に対する解決策として、貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、緑と水のネットワークの形成を図り、野生生物の生息・生育空間を確保するため、豊かな生態系の指標として、コウノトリやトキに着目することにより、多様な生物が生息可能な環境づくりが可能となるほか、併せて環境と経済の調和を図った地域振興及び経済の活性化に取り組むことにより、広域連携による地域の自立的な発展に貢献することが可能となりました。それらを実現するために、当市が発起人となり「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立されています。

なお、市内の野生動植物の保護を図るとともに、自然環境の保護及び再生の取り組みを推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的として、「野田市野生動植物の保護に

関する条例」を平成27年7月に制定しています。

また、アライグマ等の特定外来生物の捕獲数が増加しており、課題となっています。

⑤ その他

当市では安全・安心な野田産米の生産を目指し、平成21年から、水稻への農薬の空中散布を取りやめ、代わりに「玄米黒酢」を散布する農法に取り組んでいます。

また、平成28年から、環境保全型農業の推進を目的に冬期湛水（ふゆみず田んぼ）を実施しています。

(資料：生物多様性のだ戦略 H27.3)  
現在、次期戦略に向けて調査中

- 44 -

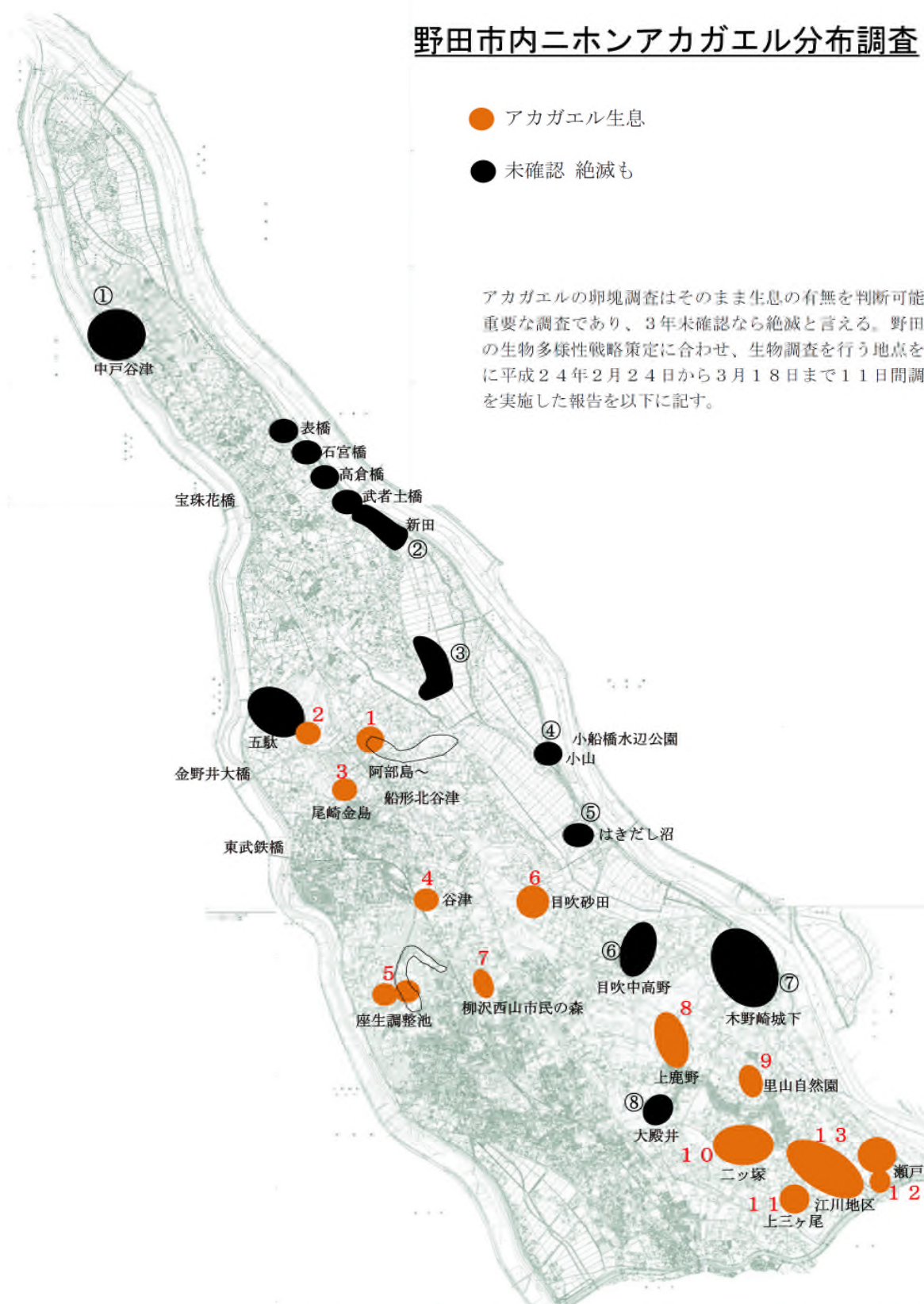


## 野田市内ニホンアカガエル分布調査

● アカガエル生息

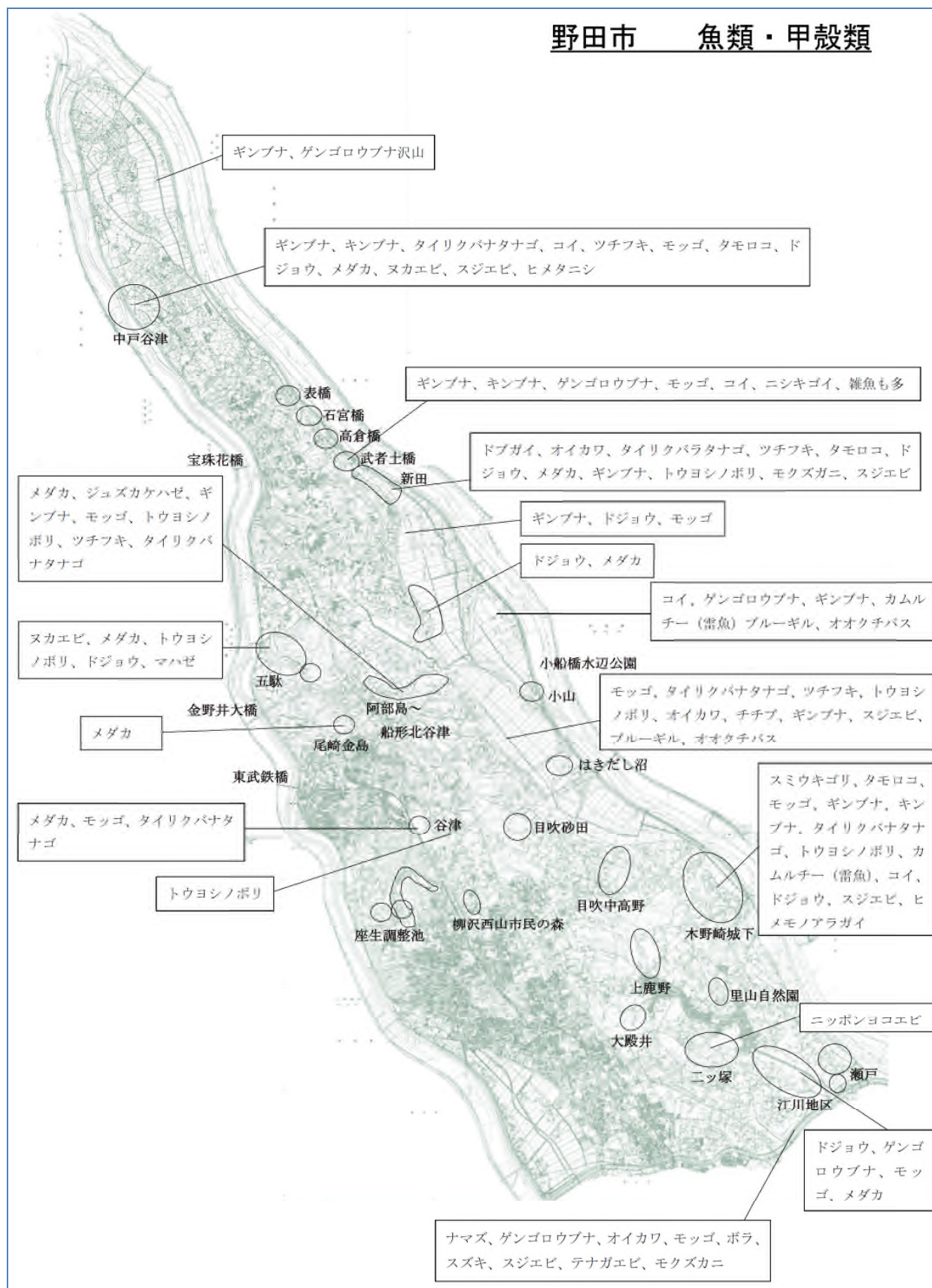
● 未確認 絶滅も

アカガエルの卵塊調査はそのまま生息の有無を判断可能な重要な調査であり、3年未確認なら絶滅と言える。野田市の生物多様性戦略策定に合わせ、生物調査を行う地点を主に平成24年2月24日から3月18日まで11日間調査を実施した報告を以下に記す。



(資料：生物多様性の戦略 [H27.3](#))

現在、次期戦略に向けて調査中

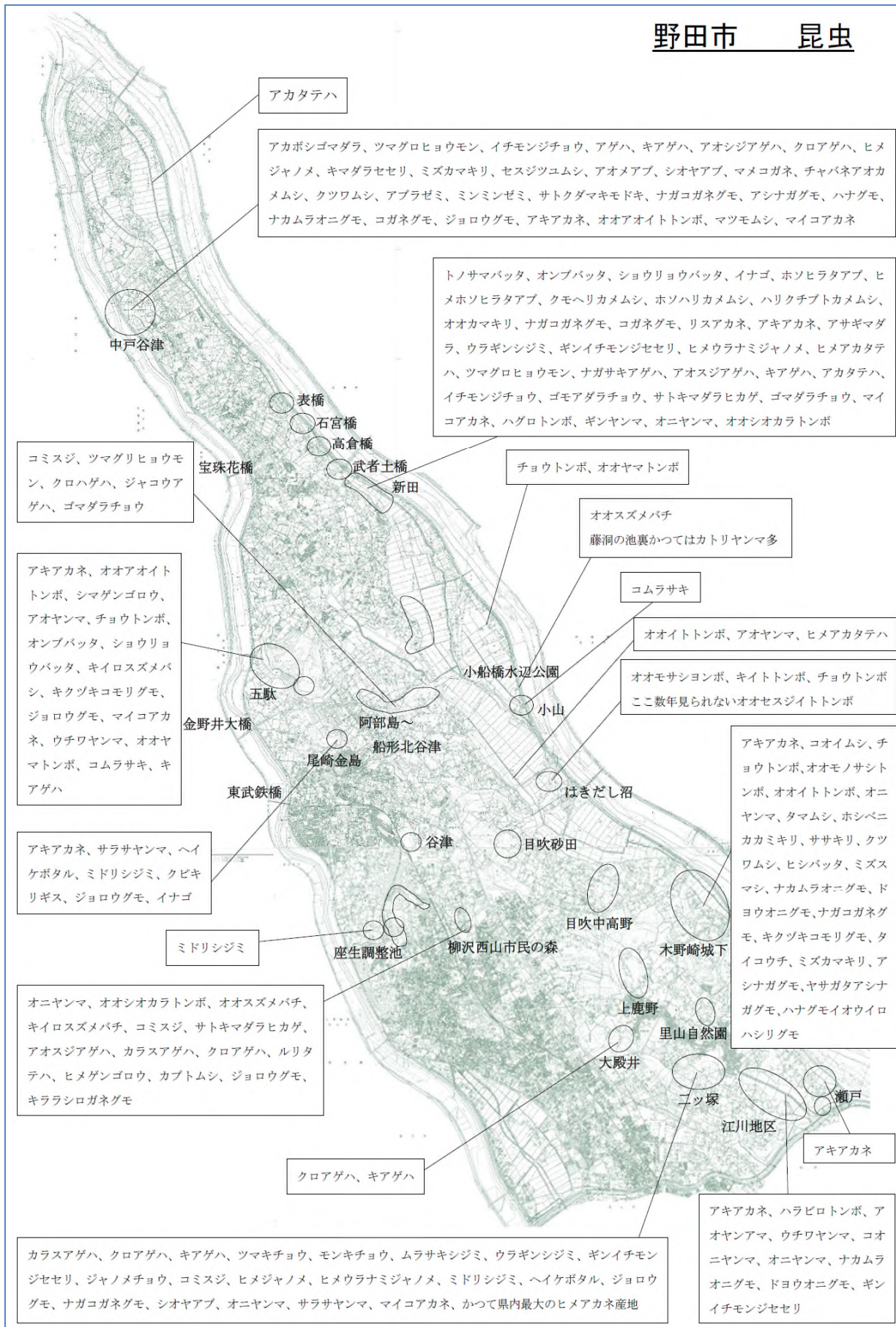


（資料：生物多様性の戦略 [H27.3](#)）

現在、次期戦略に向けて調査中



## 野田市 昆虫

(資料：生物多様性の戦略 [H27.3](#))

現在、次期戦略に向けて調査中

# 第3章

## 環境に関する市民の意識調査 (アンケート調査)



みずきの街から見た富士山



## 第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

### 1 調査の目的

市民、小中学生及び事業者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の目的については、次の3点となっています。

1. 市民の環境に対する意識や意向、環境保全行動や対策の状況を把握し、計画として取り組み方向や施策内容の検討に資する。あわせて、計画の推進に向けた環境問題や環境保全に対する取り組みの共有など環境保全意識の普及啓発に資する。
2. 環境と事業活動の関わりや市の環境保全に対する取り組みへの理解の向上、市民及び事業者間での環境意識や取り組みの相違など、相互理解の形成に資する。
3. 子どもの環境教育・学習の一環として、環境との関わりをはじめ、地域環境や環境保全への理解と環境づくりのあり方についての提案や意見交換など子どもの頃からの環境に対する関心の育成に資するとともに、児童・生徒の環境に対する考え方や環境づくりのイメージ、意見などを把握し、子どもの視点に立った環境づくりの方向等を計画に反映し、その推進を図っていくことにより、市民・事業者・行政の意識の共有化と理解の向上に資する。

### 2 調査の概要

アンケート調査の対象、期間、調査方法等は、次のとおりです。

	市民 アンケート	事業者 アンケート	小学生 アンケート	中学生 アンケート
調 査 対 象	市内に在住する満 18 歳以上の市民 ※前回調査：満 20 歳以上の対象	市内に事業所を有 し事業活動を行っ ている事業所	市立小学校に通 う小学 5 年生	市立中学校に通 う中学 2 年生
調 査 予 定 対 象 数	2,000 人	300 社	全児童 1,359 人 ※前回調査：計 2,701 人	全生徒 1,259 人
調 査 方 法	郵送法（督促なし）		学校のクラスごとに配布・回収 調査結果は封筒封緘にて提出・回収	
調 査 期 間	令和元年 11 月 26 日 ～令和元年 12 月 17 日		令和元年 11 月 25 日 ～令和元年 12 月 18 日	
	※前回調査：平成 21 年 11 月実施			
調査対象数	1,991 人 (宛先不明)9 人	296 社 (宛先不明)4 社	1,359 人 (令和元年 10 月現在)	1,259 人
回 収 数	656 人	126 社	1,324 人	1,148 人
	※前回調査 821 人	※前回調査 117 社	合計：2,472 人 ※前回調査：計 2,539 人	
回 収 率	32.9%	42.6%	97.4%	91.2%
	※前回調査 41.1%	※前回調査 39.0%	小中学生計；94.4% ※前回調査 94.0%	

### 3 アンケート調査結果

アンケート結果については、市民、事業者、小中学生に分けて掲載しています。

#### （１）市民アンケートの結果

##### 《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取り組み姿勢など》

##### ●生活環境・自然環境の保全等

◎「まちの静けさ」は、前回調査から8.7ポイント、清潔さは、1.9ポイント増加しています。町並みの美しさなどは改善が見られます。

◎街路の快適さや色~~広~~場のゆとりは、満足度が若干上がるなど、生活環境・快適環境については全体的に改善傾向が見られます。しかし、「街路の快適さ」や「町並みのきれいさ」、「川や池のきれいさ」については、不満足度が満足度を10ポイント以上、特に「街路の快適さ」は40ポイント近く超えており、快適環境の向上や創出が課題となっています。

◎自然環境については、水環境を除くと、関心や取り組みへの優先順位は高くありませんが、良好な状態を維持・保全を基本に今後、「河川や池などの水質汚濁や汚染の防止」、「水辺の自然や景観の保全」を優先して取り組んでももらいたいとしています。

##### ●ごみの減量化・資源化

◎「ごみの不法投棄・ポイ捨てなど」や「空き家・空き地の増大と管理不足」へのついては、市民への関心度も高く、環境を良くしていくための取り組みとして、「ごみの不法投棄・ポイ捨てなど」の防止や「空き家・空き地の管理・環境保全対策」などを特に優先的に取り組んでももらいたいとしています。

##### ●地球温暖化（再生可能エネルギー）

◎市が優先すべき取り組みとして「地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応」が優先順位第3位と高く、今後の気候変動の影響への取り組みが期待されているといえます。

「再生可能エネルギーの活用」では、地球温暖化防止や災害時における電力の確保の観点から期待は高いといえます。

##### ●市民から見た「望ましい環境像」

◎野田市の望ましい環境にふさわしい言葉としては、「安全・安心して暮らせる環境のまち」が最も高く、次いで「人と自然とが共生するまち」となっています。

こうしたことから、市民から見た野田市の望ましい環境像としては、自然災害等からの安全・安心を確保しつつ、野田市の歴史文化を活かした、子育てや暮らしやすい「自然と共生したまちづくり」が求められていると考えられます。

(%)

◇◇野田市全般の具体的な環境についての満足度◇◇（上位5位）				
設 問 項 目	満足	やや満足	計	
1 空気のきれいさ	16.3	55.2	71.5	
2 まちの静けさ	16.0	54.3	70.3	
3 緑とのふれあい・豊かさ	17.4	50.8	68.2	
4 浸水など自然災害の少なさ	20.4	46.3	66.7	
5 神社など文化財の豊かさ	10.4	45.7	56.1	

(%)

### 第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

◇◇野田市全般の具体的な環境についての不満足度◇◇（上位5位）				
設 問 項 目		不 満	やや不満	計
1	バス・鉄道の公共交通機関の利便さ	37.7	30.0	67.7
2	街路の快適さ	24.7	38.7	53.4
3	町並みの美しさ・ゆとり	14.9	36.4	51.3
4	川や池のきれいさ	15.9	33.8	49.7
5	広場のゆとり	15.7	29.1	44.8

(%)

◇◇市民の関心のある環境問題（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	気候変動による豪雨など極端な現象の増加	57.0
2	ごみの不法投棄・ポイ捨てなど	41.2
3	地球温暖化問題（二酸化炭素排出抑制）	39.0
4	空き家・空き地の増大と管理不足	36.4
5	大気の汚染	25.5

(%)

◇◇野田市全体の望ましい環境像（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	安全・安心して暮らせる環境のまち	56.4
2	人と自然とが共生するまち	36.3
3	歴史的・文化的環境のまち	24.7
4	緑豊かなまち	24.2
5	子どもたちが外で楽しく遊ぶまち	21.5

(%)

◇◇野田市に優先して取り組んでほしい環境問題（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	ごみの不法投棄・ポイ捨てなど	44.7
2	空き家・空き地の管理・環境保全対策	43.3
3	地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応	37.7
4	高齢世帯などのごみ収集体制の整備	33.1
5	ごみの減量化・資源化の推進	30.8

(%)

◇◇自分自身が日頃から取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）◇◇		
1	ごみは決められた日時にごみ集積所に出している	88.7
2	地域の資源回収活動に参加している	59.3
3	家のまわりの美化や清掃をしている	52.7
4	除草剤や農薬、殺虫剤の使用を控え、使っても適量を心がける	42.5
5	買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断っている	42.2

◇◇主な自由意見◇◇	
ごみの不法投棄（タバコのポイ捨て）に関すること	
ごみ収集について（高齢者への個別回収・ごみステーションを自宅から近くに）	
道路や歩道に関する整備について	

## （２）事業者アンケートの結果

### 《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取り組み姿勢など》

#### ●環境問題への対応にむけて

◎環境保全や良好な環境づくりに向けては、日常生活や事業活動における環境負荷の低減が課題となっています。また持続可能な社会の構築に向け、環境保全と経済産業活動の好循環が求められており、事業者との連携が課題となっています。

◎事業者の環境問題への対応として、「影響は避けられないと思うが、具体的な対応はしていない」や「情報収集や対応を研究している」が3～4割以上と全体的に高くなっています。このため、今後、事業活動における取り組みへの情報提供をはじめ、情報や課題の共有化が課題となっています。

#### ●生活環境の保全に向けて

◎事業活動に伴う環境への影響が考えられる内容としては、「騒音・振動」と「水質汚濁」が高く、次いで大気汚染などの順になっています。また、無回答の事業所も4割以上と多く、公害防止対策等の進展や対策等の実施、業種や規模等により、該当しない事業所が多いことなどが考えられます。回答は多かった建設業と製造業でみると、騒音・振動の影響は建設業で、水質汚濁の影響は製造業で高くなっています。

#### ●廃棄物の減量化・資源化に向けて

◎事業活動における廃棄物減量・資源化対策として、8割以上の大半の事業所では「事業系廃棄物の分別と資源化」を進めているなど、廃棄物対策が重要な課題となっています。

◎市が優先して取り組むべきこととしては、市民と同様に「ごみの不法投棄・ポイ捨てなど」の優先順位は第1位となっています。また、「ごみの減量化・資源化の推進」が第3位、「プラスチックごみの減量とリサイクルの推進」が第6位となっているなど、ごみの減量化・資源化に係る取り組みが重要となっています。

#### ●地球温暖化（再生可能エネルギー）

◎事業活動に伴う地球温暖化への影響として、「フロンガスの発生」や「燃焼に伴う二酸化炭素の発生」をあげている事業所はそれぞれ1割前後と多くありませんが、事業所の6～7割は「従業員の節電や省エネ行動の推進」、「環境整備による省エネ対策」を進めているなど、省エネ対策には関心が高いと言えます。特に、施設・設備等の導入では、LED等の高効率照明器具の導入をはじめ、空調・OA機器等の省エネ型業務機器への転換も進められています。

#### ●市が優先して取り組むべきこと

◎市が優先すべき取り組みとしては、「地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応」が第4位（市民アンケート結果では第3位）と上位にあることから、今後、気候変動の影響への適応対策への取り組みが必要と考えられます。

(%)

◇◇環境問題への関心（複数回答）◇◇		
1	影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	40.3
2	情報収集や対応を研究している	31.8
3	経営に影響はない	17.8
4	ビジネスチャンスの1つと考えている	11.6
5	環境対応型の製品や技術開発を行っている	9.3

(%)

◇◇事業活動が周辺に及ぼす影響（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	騒音・振動	20.9
2	水質汚濁	18.5
3	多量の廃棄物の排出	15.5
4	煙や粉じんなどの大気汚染	12.4
5	フロンガスの発生	11.6

(%)

◇◇事業所が推進している具体的な対策・活動（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	ペーパーレス化、使い捨て用品の使用抑制	48.1
2	使用後の再利用やリサイクルに配慮した製品利用	38.0
3	再生原材料や再生材で作られた製品の利用	37.2
4	運送用資材の回収や再利用、リサイクル	17.8
5	レジ袋の削減、容器包装の簡素化の促進	16.3

(%)

◇◇優先して取り組むべきこと（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	ごみの不法投棄・ポイ捨てなど	45.7
2	大気汚染の防止	41.1
3	ごみの減量化・資源化の推進	38.8
4	地球温暖化による暑熱・自然災害などへの対応	34.9
5	河川や池などの水質汚濁や汚染の防止	34.1

(%)

◇◇保全活動への参加（複数回答）◇◇		
1	事業所として取り組んでいる	37.2
2	業務に係る活動なら参加する	37.2
3	従業員の参加を推奨している	26.4
4	従業員の参加を支援している	12.4

◇◇主な自由意見◇◇	
家庭ごみを店内ゴミ箱に捨てていく人がいて、事業者でゴミを減らす努力をしても処分するコストを負担することで経費を圧迫している。	
家庭ゴミを野焼きにより処分しているので煙や悪臭に困っている。	
ゴミの不法投棄を辞めて欲しい	

### （３）小中学生アンケートの結果

#### 《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取り組み姿勢など》

##### ●環境問題への関心について

◎リサイクルや3R（リデュース、リユース、リサイクル）、分別ごみなどのごみ問題をはじめ、地球温暖化や二酸化炭素、異常気象などの地球温暖化問題や絶滅危惧種や特定外来生物、地下水など自然環境問題について関心や興味があることが伺えます。

##### ●環境にやさしい取り組みについて

◎環境にやさしい取り組みにおいては、「レジ袋をもらわないようにしている」が上位には含まれておらず今後、プラスチックごみの減量化とリサイクルの推進と合せて、理解と普及が重要になっています。

##### ●ごみの減量化・資源化

◎ごみの減量化・資源化に向けては、「リサイクル」や「分別ごみ」を知っており、毎日の暮らしの中で、分別や紙の無駄遣いをしないなど、ものを大切に使用している割合も高くなっている。しかし、「すぐに捨てるものや使い捨ての商品は買わないようにしている」や「スーパーなどのレジ袋をもらわないようにしている」の取り組みは低く、リデュースの係る取り組みを進める必要があります。

##### ●地球温暖化（再生可能エネルギー）

◎地球温暖化・気候変動による影響への取り組みについては、半数が「太陽光発電など自然エネルギーの利用が増えている」ことは良いと思っています。

また、節電・省エネへの取り組みも普及しているなど、今後も再生可能エネルギーの活用や省エネなど、エネルギーの有効利用を進めて行くことが必要です。

##### ●環境教育・環境保全活動

◎環境教育・環境保全活動に向けては、「道路清掃等」は良いと思っている意見が多いことから、更に「環境美化活動」を進めていく必要があります。

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての満足度◇◇（上位5位） 小学生				
設 問 項 目		満足	やや満足	計
1	森林や田んぼ、畑などの緑の多さ	46.2	34.4	80.6
2	公園や遊び場などでの遊びやすさ	38.5	32.2	70.7
3	電車やバスの使いやすさ	40.8	29.7	70.5
4	空気のきれいさ	30.7	39.7	70.4
5	事故や災害がなく安心してらせる	36.9	30.4	67.3

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての満足度◇◇（上位5位） 中学生				
設 問 項 目		満足	やや満足	計
1	森林や田んぼ、畑などのみどりの多さ	34.8	39.2	74.0
2	電車やバスの使いやすさ	33.5	35.4	68.9
3	事故や災害がなく安心してらせる	30.5	31.4	61.9
4	空気のきれいさ	25.3	36.1	61.4
5	公園や遊び場などでの遊びやすさ	22.6	32.6	55.2



(%)

◇◇野田市の環境の現状についての不満足度◇◇（上位5位） 小学生				
設 問 項 目		不 満	やや不満	計
1	ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない	27.7	32.4	60.1
2	川や池のきれいさ	19.0	36.0	45.0
3	事故や災害がなく安心してらせる	6.3	18.4	24.7
4	道路の清掃など、みんなで環境を良くしている	8.5	15.4	23.9
5	公園や遊び場などでの遊びやすさ	6.3	18.4	24.7

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての不満足度◇◇（上位5位） 中学生				
設 問 項 目		不 満	やや不満	計
1	川や池のきれいさ	27.7	35.5	63.2
2	ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない	27.8	31.5	37.6
3	道路の清掃など、みんなで環境をよくしている	11.5	18.4	36.8
4	町並みやけしきの美しさ	10.9	25.0	35.9
5	商店街やまちが近くにあり便利	15.5	18.4	33.9

(%)

◇◇住んでいるまちの環境をどのようにすれば良いか◇◇（上位5位） 小学生		
1	お年寄りや体に不自由な人が安心して暮らせるようにすること	49.9
2	生き物のすみかを守り、取り虫などが住めるようにすること	44.9
3	川や用水路の水の汚れをなくすこと	43.0
4	道路や公園・広場などのごみをなくすこと	42.7
5	公園や広場をつくり、遊び場をふやすようにすること	32.6

(%)

◇◇住んでいるまちの環境をどのようにすれば良いか◇◇（上位5位） 中学生		
1	川や用水路の水の汚れをなくすこと	61.9
2	道路や公園・広場などのごみをなくすこと	38.9
3	お年寄りや体の不自由な人が安心して暮らせるようにすること	36.1
4	安心して歩ける、自転車に乗ることができるまちにすること	34.2
5	電車やバスなどを増やして、交通が便利になるようにすること	34.1

◇◇主な自由意見◇◇

<u>タバコやごみのポイ捨てに関すること</u>
<u>太陽光発電に関すること（増やして地球温暖化対策とそれに反して景観を損なう意見もあり）</u>
<u>川をきれいにする。（きれいにしてほしい）</u>

# 第4章

## 環境の現状のまとめ及び 問題点・課題等の抽出

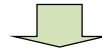
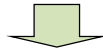


はきだし沼

## 第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

第2、3章の結果を踏まえ、当市の環境の現状、問題点・課題について整理し、そこから想定される環境施策の展開方向について、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境及び環境保全の視点からまとめると、次のようになります。

◇◇自然環境◇◇
「現状」   ◎自然環境の特徴 緑に代表される野田市の豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な財産となっており、当市は森林、樹林地、田畑などの田園風景、河川や水路などの水辺空間など、豊かな自然に恵まれています。   ◎自然環境の現状 最近の地目別土地面積は、ほぼ横ばいで推移しており、宅地が最も多く、次いで畑や田が続く、山林は、主に台地や台地と低地の間の斜面林として分布しているが、その面積は年々減少傾向となっています。   ◎自然環境への市民意識 市民アンケートでは、良好な状態を維持・保全を基本に今後、「河川や池などの水質汚濁や汚染の防止」、「水辺の自然や景観の保全」を優先して取り組んでもらいたいとしています。   ◎特定外来種等による問題 アライグマ等の特定外来種の捕獲件数が増加しています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇当市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守って行くことが必要です。   ◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。   ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。   ◇良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を保全することが必要です。   ◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守って行くことが必要です。   ◇市内には湧水が確認されており、貴重な自然環境として保全して行くことが必要です。   ◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生が望まれます。	◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出   ◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進   ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成   ◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備   ◇川や水路などの水辺空間の保全   ◇野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜の保全   ◇みどりの活用と保全を図るための、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全   ◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生の実現

◇多様な生物の生息場所となる池や沼（落堀）が開発により失われつつあります。  
 ◇ほ場整備により水田の区画が大規模化し、冬期には乾田化が進行することで水辺の生き物が失われつつあります。

◇耕作放棄地・荒廃農地による環境の悪化

◇特定外来種◇

特定外来生物については、「入れない・捨てない・拡げない」という外来種被害予防の三原則に基づき、適正管理していく必要があります。

市民への周知と駆除をしていく必要があります。

◇生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全  
 ◇市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する計画的な推進（生物多様性の戦略の見直し）  
 ◇生物多様性に対する市民の理解を深めるための啓発の推進  
 ◇生物の生息環境としての質を高めるため、農業者の協力のもと、冬期湛水や中干し時期の延期

◇意欲ある農家への市からの幹旋、草刈り等保全管理の徹底や市による補助の検討

◇外来生物被害予防三原則に基づき適正管理の啓発

◇千葉県が策定した防除実施計画に基づいた取り組みの実施



## ◇◇生活環境◇◇

## 「現状」

## ◎ごみの排出量の現状

ごみの総排出量は、平成24年度をピークに減少傾向を示し、28年度以降は横ばい傾向を示しています。資源化についても横ばいを示しており、資源化の更なる取り組みが必要となっています。

## ◎大気環境の現状

大気環境は、環境汚染物質の常時監視や事業所等への指導などにより全体的には改善されてきていますが、光化学オキシダントなどが環境基準を達成していない状況です。

福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質については、市内全域の除染が完了し、空間放射線量の値は安定した状況です。

## ◎大気汚染のその他の要望

工場・事業所等の固定発生源からの大気汚染対策や自動車交通からの環境負荷を減らすための取り組みが求められています。

また市民等アンケート結果では、公共交通機関の活用により環境負荷の軽減の観点から、もめバスの利便性の向上や東京直結鉄道の早期実現についても意見が出されています。

## ◎大気汚染対策への取り組み

大気汚染を防止するため、常時監視及び公害測定機器の設置など、汚染状況の監視を実施しています。

空間放射線量の監視体制の継続や市民への空間線量測定器の貸出し等、除染等の措置についても継続しています。

## ◎産業廃棄物処理施設による健康被害問題への取り組み

産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決に向け、被害者の会、弁護士及び市の3者で協議し、公害審査会への調停申請など健康被害問題解決に向け様々な取り組みを実施しています。また、市ではVOCモニターによる環境測定を実施しています。

## ◎子どもたちの安全・安心な環境の確保

市内保育所及び学校の給食食材放射性物質検査として、「調理前食材検査」を継続実施し、食材の安全性を確認します。また、市民持込による井戸水や食品の放射性物質の検査も継続実施します。

## ◎水環境の現状

市内の主な河川、排水路で水質調査が実施されており、全体的には改善されてきていますが、一部の河川においてBOD値などがまだ環境基準を達成していない状況です。

## ◎水質汚濁の主な原因

水質汚濁の原因の一つとして、公共下水道や合併処理浄化槽によらない、庭の台所などからの生活雑排水が挙げられます。

## ◎水質汚濁対策

下水道区域内においては、公共下水道整備を推進し下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を進めていきます。

## ◎水質汚濁への市民意識

市民アンケート調査において、市民は川や水路等の水質汚濁対策を要望しています。

## ◎地下水汚染の現状

一部の地域において、引き続き地下水汚染が確認されています。ただし、健康被害は確認されていません。

## ◎地下水汚染への取り組み

揮発性有機塩素系化合物に係る地下水汚染のモニタリングや浄化対策が、継続して実施されています。

## ◎環境騒音の現状

市内の住宅地及び工場地域の環境騒音の実態は、ほとんどの測定地点において環境基準

を達成しています。

#### ◎地盤沈下の現状

地下水の揚水量は抑制され、地盤沈下は安定した状態を保っています。

#### ◎公害苦情の現状

近年の苦情件数は微減傾向になっていますが、屋外の燃焼行為による苦情が大半を占め、その他として工場及び事業所の騒音などの苦情が寄せられています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。   ◇地域における美化活動を徹底することが必要です。   ◇ごみ出しルールを普及啓発することが必要です。   ◇条例改正による市内全域のポイ捨て禁止や路上等喫煙の禁止に関する周知が徹底されていない。	◇ごみの減量化・資源化の推進   ◇地域の美化活動の周知徹底   ◇ごみ出しルールの普及啓発   ◇ポイ捨て等の重点区域の拡大及びパトロールの強化（過料）   ◇ポイ捨て禁止の看板の設置や市の封筒やまめバスでの車内アナウンス、市報等への掲載回数の増加
◇光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。   ◇今後とも、継続して大気汚染の監視体制を充実して行くことが必要です。   ◇大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。   ◇自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。	◇大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開   ◇大気汚染監視体制の充実強化   ◇工場、事業所などへの監視体制の充実・強化   ◇自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進   ◇まめバスをはじめとする公共交通機関の利用促進
◇生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。   ◇川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。   ◇水環境の継続的な監視体制を強化して行くことが必要です。	◇生活排水に対する市民意識啓発   ◇川や水路等の水量や水質改善の強化   ◇水環境の継続的な監視体制の強化
◇生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。	◇公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進
◇今後とも、環境騒音を継続的に監視して行くことが必要です。   ◇今後とも、地質環境を保全するため、継続的に調査・監視して行くことが必要です。   ◇公害苦情件数を減少させることが必要です。	◇環境騒音の継続的な監視   ◇地質環境の保全の促進   ◇有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減   ◇公害苦情件数の減少に向けた指導の徹底



◇公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めて行くことが必要です。   ◇産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による苦情の削減のための対応が必要です。   <u>◇太陽光発電設備の適正管理等について、事業者は条例やガイドラインを遵守させる必要がある。</u>   <u>◇宅地開発や大規模な太陽光発電設備の立地により、森林が伐採されみどりの喪失が進行し生物の生息・育成に必要な水環境に影響を及ぼしています。</u>   <u>◇柔軟剤や整髪料に含まれる香料による「香害」や「化学物質過敏症」に対しては、苦情等は寄せられていないものの市としての対応が必要です。</u>	◇公害苦情の速やかな対応及び対策   ◇産業廃棄物処理施設による健康被害問題解決に向けた対応及び対策の促進   <u>◇設置申請時の適正管理遵守の徹底</u>   <u>◇条例に基づいた緑地帯の推進</u>   <u>◇市民による監視と市による適正管理指導の実施</u>   ◇ポスターを作成し、公共施設において掲示することで、今後市民への周知を図る。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



◇◇地球環境◇◇

「現状」

◎市民の要望

二酸化炭素排出削減に関する取り組みを計画的に進めることが必要となっています。

◎エネルギー使用の現状

電気などの身近なエネルギーの使用量は、節電対策や省エネ化により、微減傾向で推移しています。

◎地球環境問題の市民意識

市民アンケート調査において、野田市に取り組んでもらいたい環境問題として、「ごみのポイ捨て防止」を望んでいます。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇エネルギーの効率的な利用が望まれます。   ◇事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。   ◇新エネルギーの積極的な活用が望まれます。   ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。   ◇市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えて行くことが必要です。   ◇日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。   <u>◇低炭素化社会の実現</u>	◇エネルギーの効率的な利用   ◇事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発   ◇新エネルギーの積極的な活用   ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発   ◇生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減   ◇日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進   <u>◇ゼロカーボンシティ（宣言）に向けた取り組み</u>



◇◇環境保全◇◇

「現状」

◎市民の要望

駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの向上等に関する市民要望に応えるため、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例を制定し、重点区域のパトロールを実施しています。

◎環境保全活動

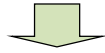
市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。

◎環境情報

環境に関する情報の提供が求められています。

◎環境教育・環境学習の現状

ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇環境教育及び環境学習の実施体制を充実させる必要があります。   ◇地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。   ◇環境情報のネットワークづくりが必要です。   ◇市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。   ◇条例改正による市内全域のポイ捨て禁止や路上等喫煙の禁止に関する周知が徹底されていない。	◇環境教育及び環境学習の実施体制の充実   ◇ポイ捨て等のモラルに対するの 道徳教育・環境に対するカリキュラムの充実   ◇地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり   ◇環境情報のネットワークづくり   ◇市のホームページや広報による環境情報を発信   ◇ポイ捨て等の重点区域の拡大及びパトロールの強化（過料）   ◇ポイ捨て禁止の看板の設置や市の封筒やまめバスでの車内アナウンス、市報等への掲載回数の増加



◇◇地域環境◇◇

「現状」

◎地域環境資源の活用

利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境は、生物の生息地となっているほか、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として利用されています。

◎地域環境の現状

地域に密着した触れ合いの場である総合公園やスポーツ公園があります。  
玄米黒酢米の生産地区の耕作地を利用した冬期湛水水田には、様々な水生生物や昆虫が戻ってきています。

市内の荒廃農地が約79ha存在し、耕作放棄により雑草の繁茂など周辺環境が悪化しています。

◎地域環境資源の現状

私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、また災害の防止や国土保全の機能を持つ緑地があります。

◎歴史的文化遺産などの現状

当市には、歴史的な遺産が多く、国や県及び市の指定文化財が数多く残されています。

◎歴史的文化遺産への市民意識

市民アンケート調査において、市民は歴史的文化遺産の保存を要望しています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守って行くことが必要です。   ◇<u>緑</u>と<u>水</u>のネットワークづくりが求められます。   ◇自然に親しみながら多様なスポーツ及びレクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。   ◇市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。   ◇歴史的文化遺産を保護し、次世代に継承して行くことが求められています。   ◇地域資源として地域住民への歴史的文化遺産の情報提供とその活用が求められます。   ◇遊休農地の有効活用が求められています。	◇市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全   ◇<u>緑</u>と<u>水</u>を結び付けるネットワークづくり   ◇河川敷を利用したスポーツ及びレクリエーション活動の場の整備及び設備の充実   ◇緑地や街路樹の整備及び緑化の推進   ◇歴史的文化遺産の保護と継承   ◇歴史的文化遺産を活かした魅力的な街並みや景観形成の推進   ◇地域住民への歴史的文化遺産の情報提供と活用   ◇農地中間管理機構を活用した遊休農地の有効活用の推進



◇◇環境保全◇◇

「現状」

◎市民の要望

駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの向上等に関する市民要望に応えるため、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例を制定し、重点区域のパトロールを実施しています。

◎環境保全活動

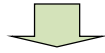
市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。

◎環境情報

環境に関する情報の提供が求められています。

◎環境教育・環境学習の現状

ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇環境教育及び環境学習の実施体制を充実させる必要があります。   ◇地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。   ◇環境情報のネットワークづくりが必要です。   ◇市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。	◇環境教育及び環境学習の実施体制の充実   ◇ポイ捨て等のモラルに対しての 道徳教育・環境に対するカリキュラムの充実   ◇地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり   ◇環境情報のネットワークづくり   ◇市のホームページや広報による環境情報を発信



# 第5章

## 望ましい環境像



梅郷駅東口の景観



## 第5章 望ましい環境像

### 1 望ましい環境像

当市の環境基本条例に掲げた基本理念、「環境の恵みを将来に継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「人と自然との共生」、「地球環境保全への貢献」を踏まえ、望ましい環境像を次のように設定します。

#### 「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」

当市は、三方を利根川、江戸川及び利根運河の各河川に囲まれるなど豊かな自然環境が基礎としてあり、その上で水運に恵まれるなど、伝統や歴史・文化を育んできました。現代に生きる私たちは、先人から受け継いだこの豊かな自然環境に触れ合いや憩いの場として広く活かし、その恩恵を享受しています。ここでは、人と自然との長年にわたる共生により、豊かな生態系が形成されてきました。こうした環境の状態は、バランスがとれ、都市や人を含む大きな生態系のシステムとして、健康であるといえます。

この豊かな自然を生かしたまちづくりの実現に向けて、その着実な推進を図るとともに、この環境を保全し、快適で暮らしに潤いをもたらす新たな環境を創造・育成し、その活用に努めることにより、現在及び将来の世代においても健康で恵み豊かな環境を享受し、文化的な生活ができる都市を目指します。

【豊かな自然】とは、  
「水」や「緑」など、野田市の特性である自然環境そのものを指します。

【健康】とは、  
都市や人を含む大きな生態系システム全体が、バランスのとれた環境の状態を指します。

【文化】とは、  
自然環境の上に築かれる伝統・歴史・文化など「人の暮らし」を指します。

#### 豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田

### 2 基本方向

望ましい環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んで行く必要があります。本計画では望ましい環境像を目指し、本計画が対象とする自然環境、生活環境、地球環境、地域環境の四つの範囲と環境の範囲に関する行動として環境保全から方向性を設定しました。特に地球環境については、地球温暖化などのグローバルな視点と資源循環などのローカルな視点にわけられることから、五つの環境範囲に資源循環を加えた六つの視点を踏まえた基本方向としました。これらを達成するため、20の施策の方向を念頭に置いて施策を展開していきます。

**自然環境**については、自然環境を保全して行くためには市民の生活だけでなく生態系にも配慮した行動が必要であることから「(1) 自然との共生の確保」を基本方向としています。

**生活環境**については、大気や水質等の環境保全のために環境悪化の要因を出さないことが重要であることから「(2) 環境への負荷の少ない社会の実現」を基本方向としています。もう一つの施策方向は、廃棄物を削減するためには資源循環を効率的に進めることが重要であることから、「(3) 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」を基本方向としました。

**地球環境**についての一つの施策方向は、地球温暖化などのグローバルな環境問題を解決するための行動が重要であることから「(3) - 2 地球環境保全への貢献」としました。

**地域環境**については、地域環境を良くして行くためには、市民の身近にある公園緑地の緑や水辺、街並み景観を守り、創って行くことが重要であることから「(4) 快適な都市環境の確保」を基本方向としています。

**環境保全**については、環境保全のために市民一人一人が環境意識を向上させ取り組んで行くことが重要であることから「(5) みんなが参加する取り組み」を基本方向としています。

## (1) 自然との共生の確保

- ① 里山の保全と活用
- ② 自然との触れ合いの確保
- ③ 生物多様性の保全



里山は、以前は郊外では身近な物でした。

しかし都市化により貴重な環境となっています。一度失ってしまった里地里山をまた再生することは、容易ではないことから当市にある里山を保全することで、動植物の保護及び育成により快適な都市空間を創出し、ひいては人間活動に活気をもたらします。

そのため、「生物多様性の戦略」に基づき、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めるとともに市民の生物多様性に対する理解を深めるための啓発を行い、自然と共生する地域づくりを進めます。

## (2) 環境への負荷の少ない社会の実現

- ④ 大気環境の保全
- ⑤ 水質環境の保全
- ⑥ 騒音・振動・悪臭防止
- ⑦ 地質環境の保全



最近、豊かな経済社会の進展により、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排

水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題などが顕在化し、安全で安心して暮らせる快適で魅力的な生活環境を創造して行くことが求められています。

毎日、安全で安心して暮らすことができる環境を確保するためには、さわやかな空気や清らかな水、まちの静けさなどが、基本的な条件となっています。

そのため、自動車から発生する汚染物質の排出量を削減し、大気汚染に係る環境基準の達成を図るため、アイドリング・ストップなどの自動車の適正な使用について普及・啓発を図り、市民の自主的な取り組みを推進します。さらに、水質汚濁負荷量の6割を占める生活排水への対策を総合的に推進することにより、公共水域への汚濁物質の排出を削減するとともに、有害物質による地下水汚染を防止するため、工場・事業場に対する地下浸透防止の徹底を周知し、地下水の定期的な監視を実施します。また、汚染が確認された場合には、継続的に監視調査を実施し、人の健康に被害が生じないよう適切な取り組みを進めていきます。

そのため、みんなが参加する取り組みを進めていきます。

### (3) 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

- ⑧廃棄物の減量化の推進
- ⑨資源化の推進
- ⑩不法投棄の防止
- ⑪環境マナーの普及啓発



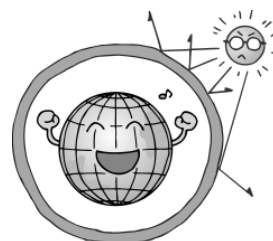
当市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化、資源化など、これまでも着実に成果を挙げてきました。快適で安全な「野田市」を実現するためには、これからも循環型社会を目指し、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となって環境への負荷を低減して行くことが必要です。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶などについては、市民の協力を得ながら環境マナーの向上を図って行くことが必要です。

さらに、小中学校の道徳等のカリキュラムにおいて環境マナーの向上に取り組んでいきます。

そのため、廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策を推進し、清潔で快適な都市環境の実現を目指し、さらに、分別収集の徹底等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携し、更なる循環型社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

#### (3-2) 地球環境保全への貢献

- ⑫地球温暖化の防止及び脱炭素化社会実現の取り組み
- ⑬エネルギーの効率的利用の促進



地球環境問題は、世界共通の緊急課題となっています。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取り組み

が求められています。今日の環境問題は、身近な地域環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。私たち一人一人の行動が地球環境問題に結び付いていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けて取り組んで行くことが必要です。

そのため、温室効果ガスの排出量を削減するため、環境に配慮したエネルギー源の利用に向けて再生可能エネルギー等の利用拡大を推進していきます。

また、低炭素化に向け公用車の電気自動車等の低公害車両を適宜導入していきます。

#### （４）快適な都市環境の確保

- ⑭豊かな緑の確保
- ⑮触れ合える水辺づくり
- ⑯良好な景観の形成
- ⑰歴史的文化的遺産の保護・継承



当市には、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた豊かな自然や趣のある歴史的資源があります。当市の誇りである水と緑、新旧の文化の豊かさなどの資源を積極的に活用し、快適な都市環境を確保するためには、快適な都市環境づくりにおけるビジョンを明確にし、様々な施策を景観の視点から総合的に進めて行くことが必要です。

また、市街地内における公園・緑地の整備はもとより、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用にしたみどりの創出を目指す取り組みを進めていきます。

また、歴史的文化遺産の保護・継承を進めていきます。

#### （５）みんなが参加する取り組み

- ⑱環境教育・環境学習の推進
- ⑲環境情報の共有とネットワークづくり
- ⑳環境保全活動の拠点づくり、組織づくり



現座の環境を保全し、積極的に改善していくためには、市民一人一人が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解したうえで

良好な環境づくりを進めるに当たっては、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体のすべての主体が公平な役割分担のもとで、環境への配慮を心掛けて行くことができるように、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりを推し進めていくとともに、環境情報の共有と各組織のネット枠づくりが重要です。



# 第6章

## 環境施策と行動計画



コウノトリの里



# 第7章

## 重点施策



中央の杜「やまゆり」



## 第7章 重点施策

重点施策とは、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

環境基本計画では、野田市が目標とする望ましい環境像を実現するために、当市の地域特性や意識調査の結果で明らかになった環境の現状と課題を踏まえて、五つの「重点施策」を提案します。

重点施策名	選 定 理 由
1 生物多様性の保全	・近年の開発や乱獲、環境汚染や地球温暖化など様々な原因により、地球上の生物種が急速に絶滅し、年間4万種が地球上から姿を消している状況となっています。     ・<u>「生き物が多い」、「みどり・自然が豊か」という市民意見が多くあるように、この貴重な自然を保全していくことが野田市の環境を保全するうえでの基本となることが考えられます。そのためには、生物多様性を保全することが重要であると考えられます。</u>     ・<u>平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略（2012（平成24年）－2020年（令和2年））に基づき、コウノトリが生息できる環境を関東平野に取り戻そうとする取り組みに当市は取り組んでいますが、そのためには、多様な野生生物を育む空間づくりを地球の人々と協力しながら行うことが必要です。」</u>     ・<u>また県では「生物多様性ちば県戦略」（2008年（平成20年））を策定し、生物多様性の保全と持続的な利用に取り組んでいます。そして「生物多様性基本法」において、市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならないとされています。</u>     ・<u>平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012（平成24年）－2020（令和2年）」が閣議決定され、その中で、「コウノトリ・トキが生息できる環境を関東平野に取り戻そうとする取り組みの中で、多様な野生生物を育む空間づくりを地域の人々と協力しながら行うことが明記されています。</u>     ・<u>市民意見として、「生き物が多い」、「みどり・自然が豊か」という意見が寄せられており、これからも貴重な自然を保全していく必要があります。</u>     ・市では平成27年3月に策定された「生物多様性のだ戦略」において、生物多様性を保全していくためには、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めることが重要であるとしています。なお、令和4年3月を目標に「生物多様性のだ戦略」の見直しを進めています。
2 廃棄物の減量・リサイクルの推進	・<u>当市では、ごみの分別収集等を通じた廃棄物の減量化・リサイクル化について、着実に成果を挙げている</u><u>が</u><u>りつつありますが、十分とは言えないため、これからも循環型社会を構築していく上で、重要な事項となっています。</u>     ・<u>そのため、市でもこの問題に重点的に取り組んでいきま</u>

	<u>す。</u>       ・指定ごみ袋の無料配布の枚数や大きさについても<u>引き続き</u>検討が必要となっています。<u>していきます。</u>     ・市民アンケートにおいて、市民が関心を持っている環境問題の上位に挙げられています。     ・市でも、重点的に取り組んでいます。
3 地球温暖化防止への取り組み	・第4次地球温暖化実行計画策定にあたり、市の取り組みに加えて、市民や事業者に対する取り組みや啓発について検討します。(SDGs及びゼロカーボンシティ(宣言)における目標の設定)     ・太陽光発電をはじめとする再生利用可能なエネルギーの活用の周知や電気自動車等の低公害車両の導入の推進に取り組みます。     ・市、市民、事業者との協働の推進を行います。     ・低炭素化社会の実現に向けた取り組みを進めます。
4 地質環境保全施策の推進	・地下水は、市民生活や産業活動などにおける貴重な人類共有の天然資源です。     ・汚染された地質環境を浄化することは難しいため、汚染状況の監視と指導を徹底する必要があります。     ・汚染構造を把握し、的確な対応をとる必要があります。     ・農薬や化学肥料の適正使用、家畜排泄物の適正処理を指導する必要があります。     ・<u>地下水の過度な利用が地域の地盤沈下を引き起こしてきた経緯があるので、今後とも適正な地下水利用を監視していくことが重要です。</u>
5 環境教育・環境学習の推進	・環境問題に対応していくためには、環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活・行動が求められており、環境教育・環境学習の果たす役割は重要となっています。     ・千葉県では、「千葉県環境学習基本方針」を策定し、市民、NPO等の市民活動団体、事業者、教育機関など、地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境教育・環境学習の推進が求められています。     ・すべての環境への取り組みは、教育・学習から始まります。

## 重点施策 1：生物多様性の保全

野田市は、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川に囲まれ、豊かな自然を数多く残す都市です。こうした自然は、市内の中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地と合わせて、豊かな自然との触れ合いの場となっております。こうした自然は、生物の生息の場であるとともに、私たちの心に潤いと安らぎを与えてくれます。

特に、市では、市民参加による生物多様性へ取り組みを推進し、生生物多様性の理解を深めることで、自然と共生する地域づくりを進めていきます。

総合計画策定時における市民及び委員からの意見として、「野田市の緑が失われている状況は残念である。ホタルが飛び交うような、多様な生物が田んぼに生息できるような環境が野田で実現できればと思う。」など生物多様性の保全と回復を望む声が寄せられています。

将来にわたって、みどりのふるさとである野田の豊かな自然環境や多種多様な生き物、すなわち生物多様性を保全していくため、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めることが重要と考えます。

以上のことから、生物多様性を保全していくため、「生物~~の~~多様性の保全」に取り組みます。

### ◇◇該当する施策の方向◇◇ (基本方向)

#### ③ 生物~~の~~多様性の保全

### ◇◇具体的な取り組み例◇◇

- ・NPOと市民が実施する生物~~の~~多様性の保全活動への支援
- ・江川地区などの樹林地の保全
- ・水辺環境の保全と再生
- ・コウノトリの飼育・野生復帰の推進
- ・利根川、江戸川における湿地の再生



## 重点施策2：廃棄物の減量・リサイクルの推進

私たちの生活の中で、ごみ問題は最も身近に接する環境問題の一つであって、解決が急がれる課題でもあります。これまでの大量浪費型の社会システムへの反省をもとに、循環型社会の実現に向けた法整備も進み、分別回収やリサイクル活動なども活発になってきました。しかし、今でも私たちの周りにはありとあらゆる製品があふれ、それらの消費に伴って排出されるごみの多さには驚かされます。資源やエネルギー節約、地球環境のことを考えると、ごみを出した後の処理よりも、まずごみを出さないようにすることが肝要です。

当市では、このような状況を踏まえ、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携により進め、更なる循環型社会の実現を目指し、事業者、市民や企業、市が一体となって環境への負荷を軽減し、快適で安全な野田市を実現するため、引き続き、ごみの減量及びリサイクルを推進していく必要があります。

以上のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とした地域社会を目指し、「廃棄物の減量・リサイクルの推進」に取り組みます。

### ◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向）

- ⑧ 廃棄物の減量化の推進
- ⑨ 資源化の推進

### ◇◇具体的な取り組み例◇◇

- ・ ごみの減量化・リサイクル化への意識の向上と実践
- ・ 資源回収やリサイクル製品等の利用への理解と協力
- ・ 分別収集の徹底・拡大
- ・ フリーマーケットの開催・不用品の活用の促進
- ・ 一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・ 新清掃工場の整備



## 重点施策3：地球温暖化防止への取り組み

地球温暖化の影響により、南極氷床等の融解による海面上昇や局地的な豪雨や連続した猛暑日が地球規模で発生し世界的に喫緊な対策が求められているところです。

国は、「地球温暖化対策計画」を策定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度（令和12年度）において2013年度（平成25年度）比26.0%減（2005年度（平成17年度）比25.4%減）の水準にする目標を掲げています。

更に地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、2050年（令和32年度）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取り組み（ゼロカーボンシティ宣言）を県や市に示したところです。

◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向）
⑫ 地球温暖化の防止及び脱炭素化社会実現の取り組み
⑬ エネルギーの効率的利用の促進

◇◇具体的な取り組み例◇◇
・電気自動車など低公害車車両の導入
・再生可能エネルギーの普及の推進
・省エネルギーの推進
・学校教育における地球温暖化問題への啓発の推進
・ゼロカーボンシティ宣言に向けた取り組みの推進

## 重点施策 4：地質環境保全施策の推進

地下水は、飲み水や災害緊急時の水資源としてだけでなく、工業や農業などの産業活動における重要な人類共有の天然資源です。また、地下水の過剰な摂取が、地盤沈下につながることから、地下水は地盤を保持する構造体としての性格を有します。地下水は一旦汚染されると浄化することは難しく、浄化までには長い年月がかかります。また、ひとたび沈下した地盤は、元のレベルに復元することはありません。

地質環境の保全としては、工場、事業場の排水等に環境基準を超過するような化学物質が無いかを調査し、さらに、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）の調査・分析を行い、汚染状況を把握する必要があります。

地盤沈下対策としては、地下水の取水量を調査・監視することにより、地下水の過剰摂取を抑制していく必要があります。また、汚染の発生地区では、汚染の全体像を把握し、的確な対応をとる必要があります。こうした取組を通じて、健全な地質環境保全を図るとともに、地下水汚染等の地質環境に関する情報提供や啓発活動にも併せて取り組んでいきます。

### ◇◇該当する施策の方向◇◇ （基本方向）

#### ⑨ 地質環境の保全

### ◇◇具体的な取り組み例◇◇

- ・ 地下水利用の監視の徹底と発生源への指導
- ・ 地下水汚染地区での調査・監視の実施
- ・ 農薬・化学肥料の適正使用や家畜排泄物の適正処理への指導
- ・ 地下水揚水量の調査・監視の推進
- ・ 地質環境保全に関する情報提供、啓発活動





## 重点施策5：環境教育・環境学習の推進

子どもは、感受性が豊かで様々なことに関心を持ち、何事も率直に受け入れることができます。したがって、小さなころから自然に接したり、環境保全について考えたりする機会を、家庭や地域、学校などを通じて提供していくことで、自ら考え、行動する市民に育てることにつながっていくものと考えられます。

一方、大人については環境への関心が高まっている反面、美化に関してはマナーの低下が指摘されていることから、環境保全に対する意識を高め、取り組みを促進するための環境啓発が求められます。

国では、「環境保全活動・環境教育推進法」が、幅広い実践的人材づくりに向けて詳細な規定を整備するため、平成24年10月1日に、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」として改正され、国及び地方公共団体に対して学校での各教科その他の教育活動を通じて体系的な環境教育が行われることが求められています。

さらに、市だけでなく、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などが協力して学校・地域・職場等で環境教育を推進していくことが求められています。

これからは、各主体が環境教育を受けるだけでなく、環境学習の場を創出し、教える立場として相互の理解を深め、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体など様々な単位により環境に配慮した行動を推進していくことが必要です。

以上のことから、幅広い年齢層を対象に「環境教育・環境学習の推進」に取り組みます。

### ◇◇該当する施策の方向◇◇（基本方向）

#### ⑱ 環境教育・環境学習の推進

### ◇◇具体的な取り組み例◇◇

- ・ 幼児から大人まで発育段階に応じた体験型学習の場の整備
- ・ 環境学習の場としての事業所の提供、講師派遣等による地域や教育機関と協力・連携
- ・ NPO等の市民活動団体の専門性を活かした環境学習の指導
- ・ 学校における体験型学習の場の整備
- ・ 地域の自然体験型学習プログラムの検討・実施
- ・ 環境学習ガイドブックやパンフレットの作成
- ・ 環境学習広域ネットワークの構築



# 第8章

## 計画の推進方策



みずきの町並み

## 第8章 計画の推進方策

### 1 計画推進の基本的考え方

本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくため、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

#### （１）計画推進の体制づくり

施策の推進に関する全庁的な組織として、庁内関係各課などの代表で構成する「野田市環境基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。また、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体の具体的な取り組み内容や支援方策、イベントなどについて提言します。

#### （２）計画推進の進行管理の仕組みづくり

「望ましい環境像」の実現に向け、具体的な取り組みを進めていきますが、今後「推進会議」は一定期間ごとに成果や問題点など進捗状況を把握し、評価します。評価に基づいて取り組みの内容を再検討し、更に取り組みを推進していきます。

この「取り組みの推進」→「進捗状況の把握と評価」→「取り組みの再検討」という一連の流れを繰り返すことによって、「望ましい環境像」の実現を図る進行管理の仕組みを築きます。

#### （３）進行管理における環境指標

本計画の取り組みを進めるためには、現在、環境がどのような状態にあるのかを知ることが大切です。

そのため、本計画では、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標を設定し、定期的にその達成状況や変化を把握することにより計画を効果的に進めます。

進捗状況については、達成度合いを「☆、☆☆、☆☆☆印」による評価を行います。

この環境指標は、計画の推進段階において必要に応じて見直しや追加をしていきます。「推進会議」では、進捗状況の把握と評価を定期的に行うとともに、環境指標の達成状況の分析を行います。

計画全体の進捗状況、環境指標の達成状況などは、環境に関する年次報告書である「野田市環境調査報告書」等により公表を行い、市民や事業者などから意見を求めます。

これらの進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は、「環境審議会」に報告して意見を求め、次年度以降の各主体の取り組みに反映させます。

#### （４）計画の見直し

速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに、柔軟に対応していくため、計画は中間年を目途に見直しを図ります。

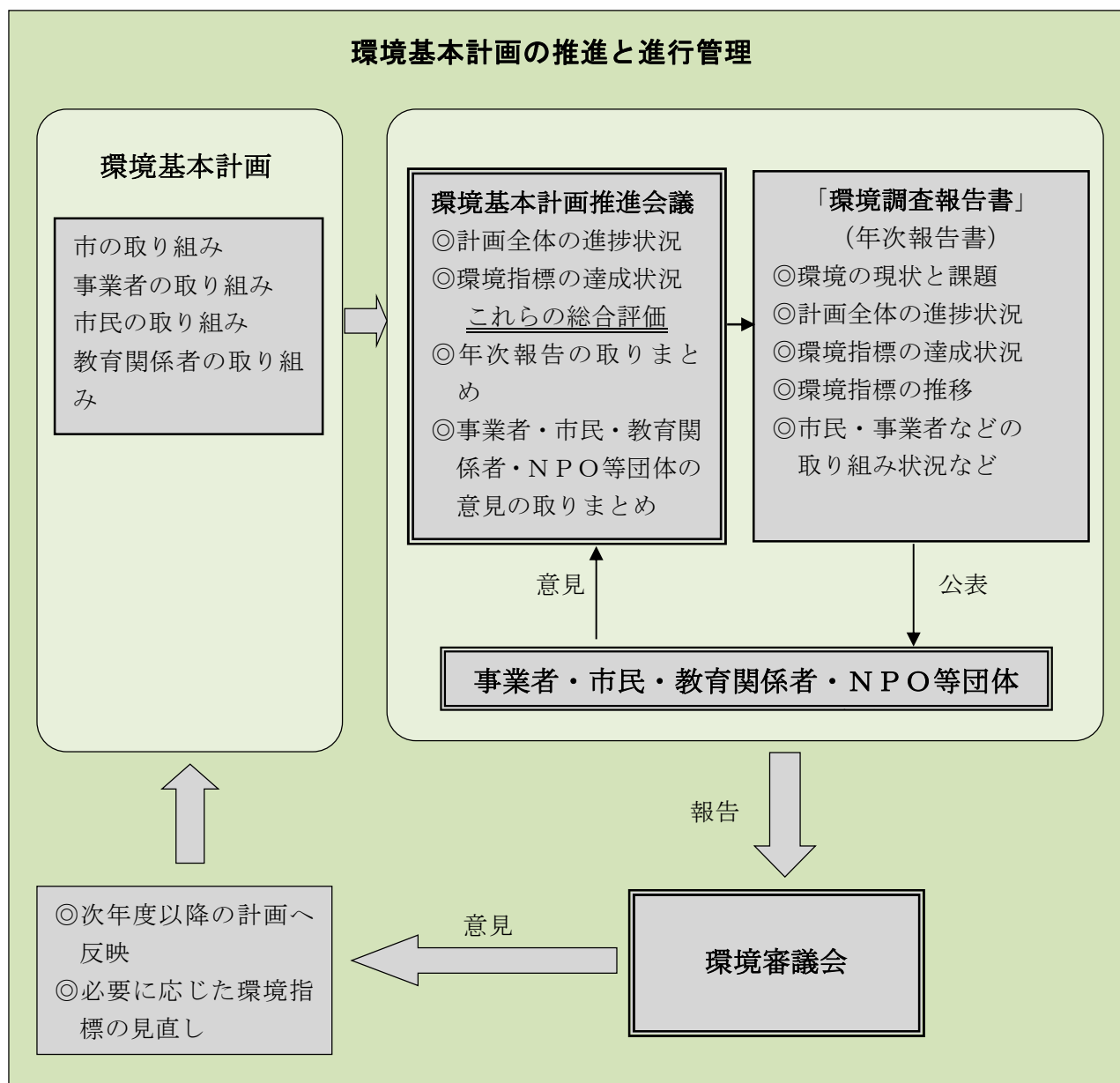
## 2 計画の周知

自主的な環境保全活動が継続的に実践されるよう、事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体などに分かりやすく本計画の内容を知らせる必要があります。そのため、次のことを行います。

- 計画書、計画書概要版の配布：本計画書は、関係機関や公共機関に置き、誰でもいつでも見ることができるようにします。
- 各種イベントの開催：事業者や市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体を対象とした環境フォーラムなどのイベントを開催し、計画の周知や推進のための啓発を行います。

## 3 財源の確保

市は、本計画に掲げる環境施策や関係事業を、市総合計画の中の基本計画の実施計画に位置付け、円滑な推進に向け適切な予算の確保に努めます。



# 資料編



水生植物園

# 諮 問

野 田 市 議 会 第 1 2 1 号

令和 2 年 7 月 8 日

野田市環境審議会  
委員長 菊池 喜昭 様

野田市長 鈴木 有

## 諮 問 書

野田市環境審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

### 1 諮問事項

野田市環境基本計画の策定について

### 2 諮問趣旨

野田市では、廃棄物の不法投棄や水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化など地球規模の問題まで山積しており、環境をめぐる問題に対応すべく、平成 23 年 3 月に環境基本計画を策定し、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、6 つの基本方向と 4 つの重点施策を掲げて、施策を展開しております。

さらに平成 29 年 3 月には各施策の進行状況を考慮し中間見直しを行ったところです。

本計画は、令和 2 年度を目標年度としており、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から見直しを行います。

つきましては、野田市環境基本計画の見直しについて諮問しますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。



## 答 申

# 環境審議会委員名簿

(令和3年3月31日現在)		
区 分	氏 名	役 職
学識経験者	菊 池 喜 昭	委員長
	鍛 冶 利 幸	
	関 根 理 恵	
	浅 野 幸 男	
一般社団法人野田市医師会を代表する者	鈴 木 隆 一	
野田市薬剤師会を代表する者	島 田 ゆかり	
商工団体を代表する者	香 西 陽 一 郎	副委員長
	竹 澤 浩 美	
農業団体を代表する者	館 岡 誠	
労働団体を代表する者	横 山 幸 男	
自然保護団体を代表する者	山 中 啓 司	
女性団体を代表する者	五 百 川 和家恵	
公募に応じた市民	上 口 清 彦	
公募に応じた市民	添 野 博	
(順不同・敬称略)		

# 野田市環境基本条例

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現して行くよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

## (環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況等を公表するものとする。

## (環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
  - (2) 環境の保全に関する施策の方向
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が配慮されるように努めるものとする。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ野田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
  - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

**(市の施策の策定等に当たっての配慮)**

第9条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

**(環境の保全上の支障を防止するための規制)**

第10条 市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

**(環境の保全に関する協定の締結)**

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

**(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)**

第12条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

**(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)**

第13条 市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に努めるものとする。

**(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)**

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

**(環境の保全に関する学習の推進)**

第15条 市は、事業者及び市民が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

**(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)**

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

**(情報の提供)**

第17条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

**(監視等の実施)**

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査の実施に努めるものとする。

**(地球環境保全の推進)**

第19条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

**(環境の保全の推進体制の整備)**

第20条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

**(他の地方公共団体との協力)**

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# 市民等アンケート調査結果 様式

## ○市民アンケート

### 市民アンケート（調査票）



この調査票に回答をご記入のうえ、返信用封筒でご返送ください。（調査内容は4ページあります。）

問1 あなたご自身について ①～⑥で該当するものをそれぞれ1つ選び印を付けてください。

①性 別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
②年 代	<input type="checkbox"/> 18～19 歳	<input type="checkbox"/> 20 歳代	<input type="checkbox"/> 30 歳代	<input type="checkbox"/> 40 歳代
	<input type="checkbox"/> 50 歳代	<input type="checkbox"/> 60 歳代	<input type="checkbox"/> 70 歳代以上	
③職 業	<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> 会社員・公務員	<input type="checkbox"/> 専業主婦(主夫)
	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 無職	
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]			
④居住年数	<input type="checkbox"/> 3 年未満	<input type="checkbox"/> 3 年～5 年未満	<input type="checkbox"/> 5 年～10 年未満	<input type="checkbox"/> 10 年～20 年未満
	<input type="checkbox"/> 20 年～30 年未満	<input type="checkbox"/> 30 年～40 年未満	<input type="checkbox"/> 40 年～50 年未満	<input type="checkbox"/> 50 年以上
⑤住居種類	<input type="checkbox"/> 戸建て（持家）	<input type="checkbox"/> 分譲マンション	<input type="checkbox"/> 民間の賃貸住宅（戸建・マンション）	
	<input type="checkbox"/> 公営の賃貸住宅	<input type="checkbox"/> 社宅・公務員住宅など給与住宅	<input type="checkbox"/> その他	
⑥居住地区	<input type="checkbox"/> 関宿地区	<input type="checkbox"/> 二川地区	<input type="checkbox"/> 木間ヶ瀬地区	<input type="checkbox"/> 中央地区
	<input type="checkbox"/> 東部地区	<input type="checkbox"/> 南部地区	<input type="checkbox"/> 北部地区	<input type="checkbox"/> 川間地区
	<input type="checkbox"/> 福田地区	<input type="checkbox"/> わからない		

問2 あなた自身が関心のある環境問題について 次の中から5つ選び印を付けてください。

- |                                             |                                                |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染               | <input type="checkbox"/> 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染 |
| <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染     | <input type="checkbox"/> 有害化学物質（ダイオキシンなど）による汚染 |
| <input type="checkbox"/> 自動車などの交通騒音・振動      | <input type="checkbox"/> 工場や事業場からの悪臭・騒音・振動     |
| <input type="checkbox"/> 放射性物質による環境汚染       | <input type="checkbox"/> 熱帯林や野生生物種の減少          |
| <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の問題  | <input type="checkbox"/> 水辺景観など自然景観の変化         |
| <input type="checkbox"/> 開発等による自然の減少        | <input type="checkbox"/> 耕作放棄地や荒れ地の増大          |
| <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の増大と管理不足    | <input type="checkbox"/> 町並み景観、都市景観に関する問題      |
| <input type="checkbox"/> 地球温暖化問題（二酸化炭素排出抑制） | <input type="checkbox"/> 気候変動による豪雨など極端な現象の増加   |
| <input type="checkbox"/> 節電など省エネやエネルギーの有効利用 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電など再生可能エネルギー活用問題  |
| <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど     | <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化            |
| <input type="checkbox"/> 食品ロス問題や生ごみの減量      | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの増加や分別・資源化など  |
| <input type="checkbox"/> 海洋プラスチックごみ対策       | <input type="checkbox"/> ごみ処理費用など環境保全経費の増加     |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習機会の低下     | <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動への参加者の減少     |



00000004X1W

市民-1







### 問3 野田市の環境の現状について

① 野田市全般の環境についてどう感じていますか。 1つ選び印をつけてください。

☐ 満足      ☐ やや満足      ☐ やや不満      ☐ 不満      ☐ わからない

② 野田市全般の環境について、次の1～17の項目についてどう感じていますか。

それぞれの項目について、右の欄のあてはまるものを1つ選んで印をつけてください。	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
1 空気のきれいさ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 川や池のきれいさ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 まちの清潔さ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 まちの静けさ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5 緑とのふれあい・豊かさ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6 水辺とのふれあい .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7 土とのふれあい .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8 野鳥等との親しみ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9 自然景観の楽しみ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10 町並みの美しさ・ゆとり .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11 街路の快適さ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12 広場のゆとり .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13 神社など文化財の豊かさ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14 バス・鉄道の公共交通機関の利便さ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用 .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16 浸水など自然災害の少なさ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17 自治会などによる環境保全活動の活発さ .....	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問4 野田市の望ましい環境像にふさわしい言葉 次の中から3つ選び印を付けてください。

- |                                        |                                          |
|----------------------------------------|------------------------------------------|
| <input type="radio"/> 人と自然とが共生するまち     | <input type="radio"/> 緑豊かなまち             |
| <input type="radio"/> 魅力ある産業と快適な環境のまち  | <input type="radio"/> 広場や公園などが整備されたまち    |
| <input type="radio"/> 歴史的・文化的環境のまち     | <input type="radio"/> きれいな水（美味しい水も含む）のまち |
| <input type="radio"/> 美しい自然景観のまち       | <input type="radio"/> 美しい町並みのあるまち        |
| <input type="radio"/> すがすがしい空気のまち      | <input type="radio"/> 快適な水辺環境のまち         |
| <input type="radio"/> 環境にやさしい暮らしができるまち | <input type="radio"/> 安全・安心して暮らせる環境のまち   |
| <input type="radio"/> 子どもたちが外で楽しく遊ぶまち  | <input type="radio"/> みんなで環境を守り・育むまち     |



00000004Xn8

市民-2







**問5 日常生活での環境にやさしい取り組み（行動）についてお聞きします。**

次の 1～17 の取り組みについて、あなたはどのようにしていますか。右の欄のあてはまるものを 1 つ選び印をつけてください。	いつも 取り組 んでいる	行うよ うがこ ころが けている	今後も 行うつ もりは ない	わから ない・ 該当 しない
----------------------------------------------------------------	--------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------

**① エネルギーを大切に使うために**

- 1 照明やテレビはこまめに消している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 2 冷暖房の温度設定はこまめに行い、省エネしている ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 3 冷蔵庫は開けっ放しにせず、食品を詰め過ぎないようにしている ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 4 車の利用を控え、自転車やバス・電車などを利用している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 5 電気・ガソリンなどの使用状況をこまめにチェックしている ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0

**② 水資源を大切に使うために**

- 6 お風呂は間をあけずに続けて入っている ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 7 水を流しっぱなしにしないなど、こまめに節水している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 8 使い終わった油などは排水口に流さないでいる ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 9 雨水タンクや溜め水を使用している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0

**③ ごみの減量化・資源化のために**

- 10 買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断わっている ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 11 地域の資源回収活動に参加している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 12 不用品はリサイクル店やネットオークション等に出し再利用している.. 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 13 生ごみ堆肥化装置等を利用している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 14 生ごみや食べ残しを出さないよう調理や料理を工夫している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0

**④ まちの美化や生態系の保護のために**

- 15 ごみは決められた日時にごみ集積場に出している ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 16 家のまわりの美化や清掃をしている ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0

- 17 除草剤や農薬、殺虫剤の使用を控え、使っても適量を心がける.. 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0

**問6 省エネや自然エネルギー設備について。**

1 から 7 のそれぞれの項目について、右の欄にあてはまるものを 1 つ選び印をつけてください。	導入し ている	導入を 予定	将来は導 入したい	将来も導 入しない	わから ない
--------------------------------------------------	------------	-----------	--------------	--------------	-----------

- 1 太陽光発電 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 2 太陽熱温水器 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 3 高効率給湯器（エコキュートやエコジョーズ等） ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 4 家庭用リチウムイオン（蓄電池システム） ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 5 家庭用燃料電池（エネファーム、エコウィル等） ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 6 ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0
- 7 電気自動車など次世代自動車 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0 ..... 0



00000004Xnw





**問7 環境を良くしていく取り組みについてお聞きします。**

**① あなたは、市の環境保全等に関する計画などについて知っていますか。**

それぞれの項目について右の欄のあてはまるものを1つ選び印をつけてください。	知っている 活用している	聞いたことがあ るが、知らない	知らないが 知りたい	知らない わからない
1 野田市環境基本計画.....	0	0	0	0
2 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）.....	0	0	0	0
3 生物多様性のだ戦略.....	0	0	0	0
4 野田市地球温暖化対策実行計画.....	0	0	0	0
5 野田市環境調査報告書（毎年度）.....	0	0	0	0
6 野田市ホームページ「くらしの便利帳」生活環境関連ページ..	0	0	0	0

**② これからの環境づくりに向け、どんなことを優先して取り組むべきと考えますか。**

とくに優先して取り組む必要があると考える内容を**5つ選び**、印をつけてください。

- |                                           |                                               |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染の防止          | <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染の防止    |
| <input type="checkbox"/> 有害化学物質による汚染防止    | <input type="checkbox"/> 放射線量などのモニタリングの継続     |
| <input type="checkbox"/> 騒音・振動の防止         | <input type="checkbox"/> 工場・事業場などからの悪臭防止      |
| <input type="checkbox"/> 水辺の自然や景観の保全      | <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の保全    |
| <input type="checkbox"/> 森林や農地の保全と管理      | <input type="checkbox"/> 特定外来種対策              |
| <input type="checkbox"/> 野生鳥獣被害対策         | <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の管理・環境保全対策    |
| <input type="checkbox"/> 市街地や住宅地、広場などの緑化  | <input type="checkbox"/> 省エネやエネルギーの有効利用の推進    |
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの活用     | <input type="checkbox"/> 地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応 |
| <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化の推進    | <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど       |
| <input type="checkbox"/> 食品ロス対策や生ごみの減量化   | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの減量とリサイクルの推進 |
| <input type="checkbox"/> 高齢世帯などのごみ収集体制の整備 | <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動の促進         |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習の推進     | <input type="checkbox"/> 周辺自治体との連携による環境保全対策   |
| <input type="checkbox"/> その他 [            | ]                                             |

**③ 環境保全活動への参加について** 参加している活動に印をつけてください（複数可）。

- |                                           |                                            |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自然観察会や身近な生きもの調査  | <input type="checkbox"/> 学校や地域での環境教育・環境学習  |
| <input type="checkbox"/> 自治会が行う資源回収       | <input type="checkbox"/> フリーマーケットなどリサイクル活動 |
| <input type="checkbox"/> 花いっぱい運動などの環境美化活動 | <input type="checkbox"/> 道路や公園などの清掃活動      |
| <input type="checkbox"/> 環境祭などの環境イベント     | <input type="checkbox"/> 環境に関するボランティア団体で活動 |

質問はこれで終わります。ご協力ありがとうございました。

また、野田市の環境や環境基本計画について、ご意見などがありましたら、別紙「アンケートにご協力をお願いします」の裏面「自由意見記載欄」にご記入の上、この調査票と一緒に返信封筒でお送りください。

市民-4



00000004Xor





○事業者アンケート

事業者アンケート（調査票）



この調査票に回答をご記入のうえ、返信用封筒でご返送ください。（調査内容は4ページあります。）

（注）市内にある事業所（複数ある場合は主たるもの）についてお答えください。

問1 貴事業所のことについて、それぞれにあてはまるものを1つ選び、印をつけてください。

①主たる業種	<input type="checkbox"/> 農業・畜産業	<input type="checkbox"/> 水産業	<input type="checkbox"/> 建設業・鉱業	<input type="checkbox"/> 製造業
	<input type="checkbox"/> 電気・ガス供給業	<input type="checkbox"/> 運輸・通信業	<input type="checkbox"/> 卸売・小売業	<input type="checkbox"/> 宿泊・飲食業
	<input type="checkbox"/> 金融・保険業	<input type="checkbox"/> サービス業（医療・介護）	<input type="checkbox"/> サービス業（その他）	
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]			

②従業員数	<input type="checkbox"/> 10人未満	<input type="checkbox"/> 10～19人	<input type="checkbox"/> 20～29人	<input type="checkbox"/> 30～49人
	<input type="checkbox"/> 50～99人	<input type="checkbox"/> 100～299人	<input type="checkbox"/> 300～499人	<input type="checkbox"/> 500人以上

③市内での事業年数	<input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 1～4年	<input type="checkbox"/> 5～9年	<input type="checkbox"/> 10～19年
	<input type="checkbox"/> 20～29年	<input type="checkbox"/> 30年以上		

④貴事業所での環境マネジメント実施状況 該当するものはいくつでも印をつけてください。

<input type="checkbox"/> ISO14001認証取得	<input type="checkbox"/> エコアクション21を運用	<input type="checkbox"/> 地球温暖化対策計画制度
<input type="checkbox"/> CO2CO2スマート宣言事業所	<input type="checkbox"/> COOL CHOICE賛同登録	<input type="checkbox"/> 特になし
<input type="checkbox"/> その他 [ ]		

問2 近年の環境問題について 貴事業所の経営にどのような影響があると考えられますか、該当するものはいくつでも印をつけてください。

<input type="checkbox"/> ビジネスチャンスの1つと考えている	<input type="checkbox"/> 環境対応型の製品や技術開発を行っている
<input type="checkbox"/> 情報収集や対応を研究している	
<input type="checkbox"/> 影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	
<input type="checkbox"/> 経営に影響はない	
<input type="checkbox"/> その他 [ ]	

問3 貴事業所における今後10年間の電力・燃料の使用動向や廃棄物発生量の動向について

貴事業所における、今後の電力・燃料使用量、廃棄物量などの傾向についてどのように考えていますか。 それぞれについて右の欄から該当するものを、1つだけ選んで印をつけてください。	増加傾向	横ばい傾向	減少傾向	把握していない 該当しない
1 今後の電力使用量の傾向 .....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 今後の燃料使用量の傾向 .....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 今後の廃棄物量の傾向 .....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 今後の業務用自動車のガソリン・軽油等の傾向.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 今後の再生可能エネルギー利用の傾向.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



事業者1





#### 問4 貴事業所の事業活動に伴う環境への影響について

建物・施設が、周辺環境へ何らかの影響を与えていると思われる事項について、次の中から**該当する全ての項目を選び**、印を付けてください。また対策を実施していれば、その対策を〔 〕内に記入してください。

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 0 煙や粉じんを含む大気汚染  | 〔 | 〕 |
| 0 水質汚濁          | 〔 | 〕 |
| 0 騒音・振動         | 〔 | 〕 |
| 0 悪臭            | 〔 | 〕 |
| 0 土壌・地下水汚染      | 〔 | 〕 |
| 0 電波障害・日照障害     | 〔 | 〕 |
| 0 フロンガスの発生      | 〔 | 〕 |
| 0 燃焼による二酸化炭素の発生 | 〔 | 〕 |
| 0 多量の廃棄物の排出     | 〔 | 〕 |
| 0 雨水の地下浸透の減少    | 〔 | 〕 |
| 0 その他           | 〔 | 〕 |

#### 問5 貴事業所の省エネ・再生可能エネルギー設備等の導入について

貴事業所における省エネや再生可能エネルギー利用に向けた環境整備（設備の導入等）についてうかがいます。それぞれの項目で右の欄のあてはまるものを <b>1つ選び</b> 、印を付けてください。		導入済もしくは導入の予定有	将来的には導入したい	将来も導入しない	該当しない、わからない
1 太陽光発電 .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
2 太陽熱利用（太陽熱温水器等を含む） .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
3 太陽光発電以外の再生可能エネルギー（風力、バイオマス等） ....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
4 コージェネレーションシステム等未利用エネルギーの活用 ....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
5 蓄電設備設置等によるエネルギーの効率利用 .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
6 空調・OA 機器等の省エネ型業務用機器 .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
7 ZEB（ゼロエネルギーネットビル）、建物の高断熱・気密化 ...	0 ... 0 ... 0 ... 0				
8 LED や Hf 型蛍光灯等の高効率照明器具 .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
9 エネルギーマネジメントシステム（EMS）等 .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
10 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど敷地内の緑化 .....	0 ... 0 ... 0 ... 0				
11 業務車両への次世代自動車（EV 車、PHV 車、FCV 車など） ...	0 ... 0 ... 0 ... 0				
12 その他	〔				〕



0000000000Ynh

事業者2







問6 貴事業所における地球温暖化対策への取り組みなどについてうかがいます。

① 貴事業所での地球温暖化防止（リサイクル等は問8で回答）への配慮・対策についてうかがいます。それぞれの項目で、右の欄のあてはまるものを1つ選び、印をつけてください。	積極的に進めている	取り組みを進めている	あまり取り組んでいない	取り組んでいない、事業に該当しない
-------------------------------------------------------------------------------------	-----------	------------	-------------	-------------------

① 従業員の節電、省エネ行動の推進..... 0 ... 0 ... 0 ... 0

② 環境整備（設備や機器の導入等）による省エネ対策の推進.. 0 ... 0 ... 0 ... 0

② 次のうち、貴事業所が推進している対策・活動に印をつけてください。（いくつでも）

- ☐ 業務に支障のない範囲での消灯など節電の徹底      ☐ ノー残業デー、早朝出勤等の活動の推進  
☐ クールビズ・ウォームビズの推進                      ☐ 通勤等における公共交通利用の推奨・支援  
☐ 低燃費・低公害など環境負荷の少ない車両の導入      ☐ アイドリングストップなどエコドライブの徹底  
☐ 省エネ診断等による可能な範囲での設備改善          ☐ 自家用車より乗合や送迎バスの導入  
☐ エネルギー使用量の公表や削減目標など、計画的な省エネ活動の推進  
☐ 物流に伴うエネルギー消費の削減に向けた地域の産物（農産物、製造品等）の活用

問7 貴事業所における廃棄物の減量・資源化への取り組みなどについてうかがいます。

① 貴事業所でのごみの減量やリサイクルへの配慮・対策についてうかがいます。それぞれの項目で、右の欄のあてはまるものを1つ選び、印をつけてください。	積極的に進めている	取り組みを進めている	あまり取り組んでいない	取り組んでいない、事業に該当しない
---------------------------------------------------------------------------	-----------	------------	-------------	-------------------

① 事務系廃棄物の分別と資源化 ..... 0 ... 0 ... 0 ... 0

② 製品や商品の販売、飲食の提供等に伴う廃棄物の減量化.... 0 ... 0 ... 0 ... 0

③ 建設や製造・生産、加工等に伴う廃棄物の減量化..... 0 ... 0 ... 0 ... 0

② 次のうち、貴事業所が推進している対策・活動に印をつけてください。（いくつでも）

- ☐ ペーパーレス化、使い捨て用品の使用抑制など      ☐ 再生原材料や再生材で作られた製品の利用  
☐ 使用後の再利用やリサイクルに配慮した製品利用      ☐ レジ袋の削減、容器包装の簡素化の促進  
☐ 割り箸など使い捨て商品の利用自粛とリサイクル      ☐ 運送用資材の回収や再利用、リサイクル  
☐ 食品ロス対策や生ごみの減量化                          ☐ 食物残渣のバイオマス資源化など有効活用  
☐ 省資源やリサイクルに配慮した製品やサービスの提供

問8 貴事業所における有害化学物質対策への取り組みについてうかがいます。

① 有害化学物質の適正な使用と管理など、環境への排出防止に向け、それぞれの項目でどのような対応をしていますか、1つ選び印をつけてください。	積極的に進めている	取り組みを進めている	あまり取り組んでいない	取り組んでいない、事業に該当しない
-----------------------------------------------------------------------	-----------	------------	-------------	-------------------

① PRTR（特定化学物質排出移動量届出制度）で開示..... 0 ... 0 ... 0 ... 0

② 有機溶剤の適正管理と使用に伴う環境リスクの低減..... 0 ... 0 ... 0 ... 0

③ 農薬や除草剤などの使用量削減、適正使用と管理..... 0 ... 0 ... 0 ... 0



00000004XrQ

事業者3







問9 環境を良くしていく取り組みについてお聞きします。

① あなたは、市の環境保全等に関する計画などについて知っていますか。

それぞれの項目について右の欄のあてはまるものを1つ選び、印をつけてください。	知っている 活用している	聞いたことが あるが、知らない	知らないが 知りたい	知らない わからない
1 野田市環境基本計画 .....	0	0	0	0
2 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） .....	0	0	0	0
3 生物多様性の戦略 .....	0	0	0	0
4 野田市地球温暖化対策実行計画 .....	0	0	0	0
5 野田市環境調査報告書（毎年度） .....	0	0	0	0
6 野田市ホームページ「くらしの便利帳」生活環境関連ページ .....	0	0	0	0

② これからの環境づくりに向け、どんなことを優先して取り組むべきと考えますか。

とくに優先して取り組む必要があると考える内容を5つ選び、印をつけてください。

- |                                               |                                               |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大気汚染の防止              | <input type="checkbox"/> 河川や池などの水質汚濁や汚染の防止    |
| <input type="checkbox"/> 有害化学物質による汚染防止        | <input type="checkbox"/> 放射線量などのモニタリングの継続     |
| <input type="checkbox"/> 工場や事業場等からの悪臭・騒音・振動防止 | <input type="checkbox"/> 水辺の自然や景観の保全          |
| <input type="checkbox"/> 森林や農地の保全と管理          | <input type="checkbox"/> 身近な動植物の生息・生育環境の保全    |
| <input type="checkbox"/> 特定外来種対策              | <input type="checkbox"/> 野生鳥獣被害対策             |
| <input type="checkbox"/> 市街地や住宅地、広場などの緑化      | <input type="checkbox"/> 空き家・空き地の管理・環境保全対策    |
| <input type="checkbox"/> ごみの不法投棄・ポイ捨てなど       | <input type="checkbox"/> 省エネやエネルギーの有効利用の推進    |
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの活用         | <input type="checkbox"/> 地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応 |
| <input type="checkbox"/> ごみの減量化・資源化の推進        | <input type="checkbox"/> 食品ロス対策や生ごみの減量化       |
| <input type="checkbox"/> 高齢世帯などのごみ収集体制の整備     | <input type="checkbox"/> プラスチックごみの減量とリサイクルの推進 |
| <input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動の促進         | <input type="checkbox"/> 周辺自治体との連携による環境保全対策   |
| <input type="checkbox"/> 環境教育・環境学習の推進         | <input type="checkbox"/> 海洋プラスチックごみ対策         |
| <input type="checkbox"/> その他 [                | ]                                             |

③ 貴事業所における環境保全活動への参加についてどのように考えていますか

貴事業所の方針にあっている内容に印をつけてください（複数可）。

- |                                         |                                        |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 事業所として取り組んでいる  | <input type="checkbox"/> 従業員の参加を推奨している |
| <input type="checkbox"/> 従業員の参加を支援している  | <input type="checkbox"/> 業務に係る活動なら参加する |
| <input type="checkbox"/> 参加や協力をするつもりはない | <input type="checkbox"/> わからない         |

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

また、野田市の環境や環境基本計画について、ご意見などがありましたら、別紙「アンケートにご協力をお願いします」の裏面「自由意見記載欄」にご記入の上、この調査票と一緒に返信封筒でお送りください。



00000004Xsj

事業者4





## ○小中学校生アンケート

### 小中学生アンケート



#### 環境アンケートにご協力をお願いします

地球温暖化や動植物種の減少、ごみ問題は、資源・エネルギーの大量消費・大量廃棄など私たちの生活や産業とも深く関わっています。これらの問題は、地球環境や私たちのまわりの自然や生活環境にもさまざまな変化や影響をもたらしています。このため、人類共通の問題であるとともに、私たちみんなの問題ともなっています。

市は、こうした環境問題に対応し、私たちのまち・野田市の豊かな自然を生かし、人も自然も健康で、ともに支えあえるより良好な環境をつくり、未来の子どもたちに引き継いでいくことをめざして、「野田市環境基本計画」をつくっています。私たちみんなと一緒に、できることから環境保全の取り組みを進めていくことが大切です。

そのため、私たちのまちの環境を守り・育て・活用していく取り組みについて、みなさまの考えや意見をお聞きし、新しい「野田市環境基本計画」に活かしていきたいと考えています。ご協力くださいますようお願いいたします。

令和元年11月

野田市長 鈴木 有

#### 記入にあたってのお願い

- 1 回答は、あなたの考えて記入してください。
- 2 それぞれの問について、自分の考えることにあてはまる答えを選び、下の「良いマーク」のように、黒い鉛筆やボールペンなどでマークをつけてください。うすかったり、小さかったり、大きくはみでますと、機械で正しく読みとれないことがあります。

「良いマーク」のつけ方の例



「読みとれない悪いマーク」の例



「そのほか」には、考えていることがありましたら、[ ]のなかに書いてください。

- 3 この調査票に記入された内容は、アンケート以外の目的に使うことはありません。
- 4 この調査についてのお問い合わせは、  
野田市環境保全課（電話04-7123-1753）までお願いします。

問1 あなたのことについて教えてください。

- ① あなたは、男の子ですか、女の子ですか。（1つ選び、マークをつけてください。）

○ 男

○ 女



(前のページに、あなたのことについての質問①があります。忘れないでつけてください。)

② あなたが通っている学校に印をつけてください。(1つ選び、マークをつけてください。)

小 学 校	<input type="checkbox"/> 中央小学校	<input type="checkbox"/> 宮崎小学校	<input type="checkbox"/> 東部小学校	<input type="checkbox"/> 南部小学校
	<input type="checkbox"/> 北部小学校	<input type="checkbox"/> 川間小学校	<input type="checkbox"/> 福田第一小学校	<input type="checkbox"/> 福田第二小学校
	<input type="checkbox"/> 清水台小学校	<input type="checkbox"/> 柳沢小学校	<input type="checkbox"/> 山崎小学校	<input type="checkbox"/> 岩木小学校
	<input type="checkbox"/> 尾崎小学校	<input type="checkbox"/> 七光台小学校	<input type="checkbox"/> ニツ塚小学校	<input type="checkbox"/> みずき小学校
	<input type="checkbox"/> 木間ヶ瀬小学校	<input type="checkbox"/> 二川小学校	<input type="checkbox"/> 関宿小学校	<input type="checkbox"/> 関宿中央小学校
中 学 校	<input type="checkbox"/> 第一中学校	<input type="checkbox"/> 第二中学校	<input type="checkbox"/> 東部中学校	<input type="checkbox"/> 南部中学校
	<input type="checkbox"/> 北部中学校	<input type="checkbox"/> 川間中学校	<input type="checkbox"/> 福田中学校	<input type="checkbox"/> 岩名中学校
	<input type="checkbox"/> 木間ヶ瀬中学校	<input type="checkbox"/> 二川中学校	<input type="checkbox"/> 関宿中学校	<input type="checkbox"/> 私立西武台千葉中学校

問2 あなたが生活しているまわりの環境について、どのように思いますか。

それぞれについて、「良い」「やや良い」「やや悪い」「悪い」「わからない」のなかから、あてはまるものを1つ選び、マークをつけてください。	良いと思う	少し良いと思う	少し悪いと思う	悪いと思う	わからない
1 空気のきれいさ.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 川や池のきれいさ.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 森林や田んぼ、畑などの緑の多さ.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 鳥や魚、虫などの生きものとのふれあい.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 町並みやけしきのうつくしさ.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 商店街やまちが近くにあり便利.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 事故や災害がなく安心してらせる.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 公園や遊び場などでの遊びやすさ.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 電車やバスの使いやすさ.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 太陽光発電など自然エネルギーの利用が増えている.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 道路の清掃など、みんなで環境を良くしている.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

これらのほか、まわりの環境で「良いと思う」ことがありましたら、下の [ ] のなかに書いてください。



00000004W\X

小中学生 (2)







問3 環境に関係することばを知っていますか。

知っている、学んだことがあることばにマークをつけてください。(いくつでも)

- |                                  |                                |                                     |                                                  |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生物多様性   | <input type="checkbox"/> 里山    | <input type="checkbox"/> 地下水        | <input type="checkbox"/> 湧水(湧き水)                 |
| <input type="checkbox"/> 絶滅危惧種   | <input type="checkbox"/> 外来生物  | <input type="checkbox"/> 有害鳥獣       | <input type="checkbox"/> エコ、エコロジー                |
| <input type="checkbox"/> 分別ごみ    | <input type="checkbox"/> リサイクル | <input type="checkbox"/> 3R(サンアール)  | <input type="checkbox"/> 環境美化運動                  |
| <input type="checkbox"/> 地球環境    | <input type="checkbox"/> 異常気象  | <input type="checkbox"/> 地球温暖化      | <input type="checkbox"/> 二酸化炭素(CO ₂ ) |
| <input type="checkbox"/> 省エネ     | <input type="checkbox"/> 化石燃料  | <input type="checkbox"/> 自然エネルギー    | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー               |
| <input type="checkbox"/> クールチョイス | <input type="checkbox"/> バイオマス | <input type="checkbox"/> LED(エーディー) | <input type="checkbox"/> 地産地消                    |

問4 あなたが住んでいるまちの環境をどのようにすれば良いと思いますか。

次の中から、よいと思うものを選び、マークをつけてください。(5つまで)

- ☐ 川や用水路の水の汚れをなくすこと
- ☐ 自動車の排気ガスや騒音などの公害をなくすこと
- ☐ 工事や工場などからの騒音や振動を少なくすること
- ☐ いやなにおいをなくすこと
- ☐ 外で、たくさんのごみを燃やさないようにすること
- ☐ 生きもののすみを守り、鳥や虫などが住めるようにすること
- ☐ みどりや水辺をつくり、自然とふれあえるようにすること
- ☐ 道路や公園・広場などのごみをなくすこと
- ☐ 公園や広場をつくり、遊び場をふやすようにすること
- ☐ 安心して歩ける、自転車に乗ることができるまちにすること
- ☐ 太陽光発電など自然エネルギーを使っているまちにすること
- ☐ 電車やバスなどをふやして、交通が便利になるようにすること
- ☐ 建物などのまちなみを美しくすること
- ☐ お年寄りや体の不自由な人が、安心して暮らせるようにすること
- ☐ 野田市の環境をみんなで勉強し、みんなで良い環境を守っていくこと



00000004W:8

小中学生(3)





問5 あなたが毎日の生活でおこなっている環境にやさしい取り組みについて

それぞれの取り組みについて、「だいたいしている」「これからしてみたい」「していない」「わからない」のなかから、あてはまるものを1つずつ選び、マークをつけてください。	だいたいしている	これからしてみたい	していない	わからない
人がいない部屋の照明や見ていないテレビの電気は消している.....	0	0	0	0
ゲーム機やパソコンは使ったらコンセントからプラグを抜いている..	0	0	0	0
テレビやピアノの音に気をつけ、まわりに迷惑をかけていない.....	0	0	0	0
部屋のエアコンは、冷やしすぎや温めすぎないようにしている.....	0	0	0	0
水道やシャワーを使うとき、水やお湯を流しっぱなしにしていない.....	0	0	0	0
紙のむだ使いをしないなど、ものを大切に使っている.....	0	0	0	0
スーパーやコンビニでレジ袋をもらわないようにしている.....	0	0	0	0
すぐに捨てるものや使い捨ての商品は買わないようにしている.....	0	0	0	0
食べ残しをしないようにしている.....	0	0	0	0
ごみは、燃えるごみとリサイクルするものをきちんと分けている..	0	0	0	0
外でごみを捨てない、出かけたときのごみは家に持ち帰っている.....	0	0	0	0
生きもの（植物、動物）を大切に育てるようにしている.....	0	0	0	0
自然のものを調べたり、観察したり、集めたりしている.....	0	0	0	0
家や学校のまわり、公園などの掃除、ごみ拾いを手伝っている.....	0	0	0	0
自然観察会や自然とのふれあい学習に参加するようにしている.....	0	0	0	0
学校の環境を守る行事に参加している（環境ポスターの応募など）..	0	0	0	0

問6 野田市の環境やまちを良くしていくために

野田市の環境やまちをもっと良くしていくために、市役所やおとなの人たちに進めてほしいこと、私だったらこういうことをしてみたいと思うこと、下の[ ]のなかを書いてください。

アンケートはここまでです。協力ありがとうございました。

小中学生（4）



00000004W/h



# 環境基準等

## ① 大気汚染

### ア 大気の汚染に係る環境基準

#### 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂ )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂ )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

- ※1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。  
 3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

### イ 二酸化窒素に係る千葉県目標値

日平均値の年間 98%値が 0.04ppm

## ② 水質汚濁

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）より抜粋〕

### ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下

項 目	基 準 値
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
—	—

イ 生活環境の保全に関する環境基準  
河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / ℓ以下	25 mg / ℓ以下	7.5 mg / ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg / ℓ以下	25 mg / ℓ以下	7.5 mg / ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / ℓ以下	25 mg / ℓ以下	5 mg / ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / ℓ以下	50 mg / ℓ以下	5 mg / ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg / ℓ以下	100 mg / ℓ以下	2 mg / ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上 8.5以下	10 mg / ℓ以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg / ℓ以上	—

③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

〔地下水の水質汚濁に係る環境基準について〕（平成21年11月30日環境省告示）より抜粋〕

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ以下
鉛	0.01 mg / ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01 mg / ℓ以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ以下
砒素	0.01 mg / ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / ℓ以下
総水銀	0.0005 mg / ℓ以下	チウラム	0.006 mg / ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg / ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ以下	ベンゼン	0.01 mg / ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg / ℓ以下	セレン	0.01 mg / ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg / ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ以下	ふっ素	0.8 mg / ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg / ℓ以下	ほう素	1 mg / ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg / ℓ以下



#### ④ 土壌の汚染に係る環境基準

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成３年８月２３日環境庁告示第４６号）より抜粋〕

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 10 につき 0.01 mg 以下、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 10 につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg 以下
砒素	検液 10 につき 0.01 mg 以下、かつ、農用地（田に限る）の土壌 1 kg につき 15 mg 未満
総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）の土壌 1 kg につき 125 mg 未満
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1 mg 以下
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	検液 10 につき 0.04 mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 10 につき 0.8 mg 以下
ほう素	検液 10 につき 1 mg 以下
<u>1, 4-ジオキサン</u>	<u>検液 10 につき 0.05 mg 以下</u>

#### ⑤ 騒音に係る環境基準

〔「騒音に係る環境基準について」（昭和４６年５月２５日閣議決定）より抜粋〕

##### ア 騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 の 類型	時 間 区 分		該 当 地 域
	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～午前 6 時)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
A 及 び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

A A類型については、本市はあてはめていない。

## イ 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

## ⑥ 特定工場等の騒音規制基準（市条例）

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から午後 7時まで	朝夕 午前6時から 8時まで及び 午後7時から10 時まで	夜間 午後10時から 翌朝の午前6時 まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域及び第1特別地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域（ただし第1特別地域を除く。） 第2特別地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域（ただし第1特別地域及び第2特別地域を除く。） 工業専用地域（ただし第2特別地域を除く。）	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

※1 第1特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

※2 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に接する地域であり、かつ、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

⑦ 特定工場等の振動規制基準（市条例）

時間の区分   区域の区分	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から翌日の 午前 8 時まで
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

⑧ 悪臭防止法規制基準（敷地境界）

悪臭物質の種類	1号 規制 基準 (ppm)	2号 規制 排出口 の基準	3号 規制 排出水 の規制	におい	おもな発生源
アンモニア	1	○		し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002		○	腐った玉ねぎのよう なにおい	パルプ製造工場、化製 場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のようにな におい	畜産事業場、パルプ製 造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのよ うなにおい	畜産事業場、化製場、し 尿処理場等
二硫化メチル	0.009		○	腐ったキャベツのよ うなにおい	畜産事業場、化製場、し 尿処理場等
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のようにな におい	畜産事業場、化製場、水 産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいに おい	化学工場、魚腸骨処理 場、たばこ製造工場等
スチレン	0.4			都市ガスのようにな におい	化学工場、FRP 製品製 造工場等
プロピオン酸	0.03			刺激的な甘酸っぱい におい	脂肪酸製造工場、染色工 場等
ノルマル酪酸	0.001			汗くさいにおい	産事業場、化製場、でん ぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下のようにな におい	畜産事業場、化製場、で んぷん工場
イソ吉草酸	0.001			むれた靴下のようにな におい	畜産事業場、化製場、で んぷん工場
プロピオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい 焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		刺激的な甘酸っぱい 焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	○		刺激的な甘酸っぱい 焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っ ぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
イソバレルアルデヒド	0.003	○		むせるような甘酸っ ぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有す る事業場等
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵したに おい	塗装工程又は印刷工程 を有する事業場等
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーの ようなにおい	塗装工程又は印刷工程 を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	○		刺激的なシンナーの ようなにおい	塗装工程又は印刷工程 を有する事業場等
トルエン	10	○		ガソリンのようにな におい	塗装工程又は印刷工程 を有する事業場等
キシレン	1	○		ガソリンのようにな におい	塗装工程又は印刷工程 を有する事業場等

⑨ 臭気強度（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいか判る弱いにおい（認知閾値濃度）
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

⑩ 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	臭気濃度		臭気濃度より換算した臭気指数	
	排出口	敷地境界	排出口	敷地境界
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度	27 程度	12 程度
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整区域	1,000 程度	20 程度	30 程度	13 程度
工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度	33 程度	14 程度

⑪ 嗅覚測定法による規制（臭気強度と臭気指数の関係）

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21



## — 用語集 —



### アイドリングストップ

自動車の駐車時や停車時に不必要なエンジンの使用（アイドリング）をやめ、ガソリンの無駄遣いを減らすことをいいます。車の燃料が節約でき、また、大気汚染や騒音、悪臭などの防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことができます。

### 亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、亜硝酸塩として含まれる窒素のことをいいます。水中では亜硝酸イオンとして存在し、地下水汚染の原因物質の一つとされており、硝酸性窒素と合わせて環境基準が設けられています。

### エコアクション21（環境活動評価プログラム）

中小企業などが容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステムや、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールのことをいいます。平成8年（1996年）に環境庁が策定。平成16年（2004年）4月に環境問題に関するグリーン購入の進展など、新たな動向を踏まえて、その内容を全面的に改定しています。平成21年には、内容をよりわかりやすく、環境への取り組みを発展させることを目指し、「エコアクション21ガイドライン2009年版」として改訂を行い平成23年には、エコアクション21認証・登録制度の公正かつ適切な運営が図られることを目的として、第2章「エコアクション21認証・登録制度の概要」部分について一部改訂を加えました。

### エコドライブ

自動車などを運転する際に、できるだけ環境に配慮した運転をすることをいいます。

経済速度（一般道路では40km/h、高速道路では80km/h）で走る、点検整備をしてタイヤの空気圧を適正にする、無駄な荷物を積まない、空ぶかしをしないなどの配慮が求められます。

### エコマーク

~~様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としています。~~

### SDGs（エスディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

## NPO（エヌピーオー）

民間非営利組織（Non Profit Organization）。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体のことをいいます。

## オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は、地上から約 20～25km 上空の成層圏に存在しています。この領域をオゾン層と呼びます。この層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚ガンの増加や白内障などの人の健康や生態系などへの影響が懸念されています。

## オイルトラップ（グリストラップ）

汚水に含まれている動植物油を水との比重の差を利用して浮上分離させて回収し、動植物油が排水中に混入して水質汚濁を発生させたり、下水管を詰まらせるのを防止するための装置をいいます。

## 温室効果ガス

大気中のガスが、地球表面から放出される赤外線を吸収・滞留し、気温が上昇する現象を温室効果といいます。この現象を引き起こすガスのことをいいます。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 種類を削減対象の温室効果ガスと定めています。



## 海洋性プラスチック（問題）

関連項目として、マイクロプラスチック。

海に流れ込んだプラスチックごみは、海流に乗り海洋を漂い、また海底に沈みこみ、またあるものは海岸に打ち寄せられます。さらに 5mm 以下の細かいプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックも世界の海に存在しています。この海洋プラスチックごみが、さまざまな深刻な問題を起こしています。海で海洋ごみに絡まったりこれを誤って摂取したりすることで、絶滅危惧種を含む 700 種もの生物が傷つけられたり死んでいます

## 外来種（生物）

本来、その地域に分布していない生物が人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育する生物のことをいいます。日本ではアメリカザリガニやブラックバス、セイタカアワダチソウなどがいます。これらの生物が新しい場所に適応繁殖することにより、在来生物への影響や漁業・遊漁への悪影響が懸念されています。

## グリーン・トラストバンク

みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い。緑を保全すること。

## 環境教育・環境学習

自然の仕組みや環境問題に対する興味や関心を高め、必要な知識を与えるために行われる教育活動のことをいいます。日本では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第2条第3項において、『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されています。

## 環境基本計画

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、平成6年(1994年)12月に閣議決定され、その後、平成12年(2000年)12月には第2次の、平成18年(2006年)4月には第3次の見直しが行われています。

地方公共団体の計画は、大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定するものであり、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順などが示されています。

## 環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念や、市民、事業者、市などの各主体の役割、環境施策の方針などを定めた条例のことをいいます。

## 環境基本法

平成5年(1993年)11月に制定、施行された、公害対策基本法に代わる、環境に関する分野について国の政策の基本的な考え方や方向性を示した法律のことをいいます。具体的には、環境の保全についての基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び国民などの各主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

## 環境基準

環境基本法第16条に基づき国が定めた環境に関する基準のことをいいます。具体的には大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のことです。この基準は、行政上、維持されるべき環境の状態の目標値であり、直接に工場などを規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。

## 京都議定書

気候変動枠組条約に基づき、平成9年(1997年)12月に京都市で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で議決した議定書のことをいいます。温室効果ガス排出量の法的拘束力のある数値目標の達成、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意されています。地球温暖化を防止するため、日本において、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の第一約束期間の間に、温室効果ガスの排出を平成2年(1990年)レベルから6%削減することが求められています。

## グリーンコンシューマー

エコマークの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入する、環境に

配慮した行動をする消費者をいいます。環境に配慮した製品が通常の製品より高価であっても、あえて購入するという環境保護意識の高い消費者です。

### **光化学オキシダント（光化学スモッグ）**

大気中の窒素酸化物などが太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質のことで、光化学スモッグの原因となるものをいいます。粘膜への刺激、呼吸器障害といった健康への影響のほか、農作物などにも影響を与えるとされている物質です。風の弱い日にとくに発生しやすく、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりします。

### **コジェネレーションシステム**

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組みのことをいいます。ガスや石油を利用した家庭用のコジェネレーションシステムも実用化されています。

### **こどもエコクラブ**

小・中学生なら誰でも参加できる環境を守る活動を自主的に行うクラブのことで、環境省が応援しています。



### **再生可能エネルギー**

現在、使用されている化石燃料や原子力などのエネルギーに対し、新たに研究開発や導入が図られている自然エネルギーや未利用エネルギーの総称をいいます。新エネルギーとしては、太陽・太陽熱・風力などの自然エネルギーのほか、バイオマス、温度差熱などを利用したエネルギーが該当します。

### **酸性雨**

化石燃料の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが、雨水に取り込まれることによって酸性が強くなった、通常 pH（水素イオン濃度指数）5.6 以下の雨のことをいいます。酸性雨は森林の枯死や湖沼などの生態系の破壊、文化財の侵食などの原因として地球環境問題の一つになっています。

### **里山**

自然地域と都市地域の間位置し、集落とその周辺の森林と農地で形成されてきた地域のことをいいます。集落を取り巻く二次林、雑木林と、それらと混在する農地、水田、ため池、草地などで構成される地域概念です。

### **3R（サンアール）**

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の総称のことをいいます。具体的には、ごみの焼却などによる環境への悪影響を減らし、自然界から採取する資源の消費を抑えるため、ごみの適正な処理方法を標語に表したものです。

## 自然堤防

河川の両側にできる堤防状の微高地。河川の氾濫時に土砂が堆積してできる地形をいいます。

## 循環型社会形成推進基本法

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である。基本法が整備されたことにより、廃棄物・リサイクル政策の基盤が確立された。

## 省エネルギー

エネルギー使用の無駄を減らすことや、エネルギーの効率的利用を進めることにより、エネルギーの使用量を減らすことをいいます。

## 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

## 生物多様性ちば戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。

## 硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩として含まれる窒素のことをいいます。水中では硝酸イオンとして存在し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したものです。地下水汚染の原因物質の一つとされており、亜硝酸性窒素と合わせて環境基準が設けられています。

## 照葉樹林

~~冬でも落葉しない光沢の強い深緑色の葉を持つ常緑の広葉樹が優占する森林をいいます。優占する樹種により、シイ林、カシ林などと呼ばれます。~~

## シックハウス（症候群）

住宅の高気密化・高断熱化などが進み、化学物質による空気汚染が起こりやすくなっているほか、湿度が高いと細菌、カビ、ダニが繁殖しやすくなります。それだけではなく、一般的な石油ストーブやガスストーブからも一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物などの汚染物質が放出されます。たばこの煙にも有害な化学物質が含まれています。シックハウス症候群は、それらが原因で起こる症状です。

人に与える影響は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。

## 指定文化財

国の文化財保護法や、県や市の文化財保護条例などにより規定された文化財のうち、学術的、歴史的に保存の必要のあるものを指定し保護と活用が図られているものをいいます。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群があります。

## 生態系

生物（植物、動物、微生物）の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境（土壌、水、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用するシステムのことをいいます。

## 生物多様性

数え切れないほどの生物種がそれぞれの環境に応じ、相互の関係を築きながら生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念をいいます。

## ゼロカーボンシティ（宣言）

近年、地球温暖化や気候変動が及ぼす影響が世界中で観測されており、将来的に地球温暖化を原因としたさまざまなリスクが懸念されています。

2015年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されました。また、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、『気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年頃までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロにする必要がある』と示されています。

このような目標達成に向け、地方自治体、民間企業、NPOなどノン・ステート・アクターによる脱炭素社会に向けた取組が急速に広がっていることから、環境省は、全国自治体へ「2050年CO₂排出量実質ゼロ」表明の呼びかけを行っています。

## ソーラーシステム

太陽熱を利用して給湯や冷暖房などを行うシステムのことをいいます。



## ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）などの化学物質の総称のことをいいます。塩素を含むプラスチック類の燃焼に伴って生成するため、ごみ焼却施設やごみの屋外焼却などにより発生します。

## 代償植生

人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林等）によって、その土地本来の植生に代わって生じた植生のことをいい、自然植生の対語として使われます。

なお、日本の現存植生のほとんどは代償植生です。



## ダウンウォッシュ

煙の大気拡散現象を表す用語。煙突から排出された煙は普通、その吐出速度と高温による浮力によって上昇し、気流や希釈により大気中に拡散していく。しかし排出されるガスの吐出速度が周囲の風速よりも小さく、また、排煙温度が低い場合には、煙はあまり上昇せず、煙突の背後の気流の変化によって生じる渦に巻き込まれて降下することがある。この現象をダウンウォッシュという。

これに伴って、大気中に広く拡散されるはずの汚染物質が煙突周辺に、もしくは地表付近に留まり局地的に汚染物質濃度を高めるため、この現象を抑制する必要が生ずる場合がある。改善策として煙突出口の形状の工夫、吐出速度を高めるなどの措置が有効とされる。

## ダボス会議

世界経済フォーラムが毎年1月にスイス東部の保養地ダボスで開催する年次総会。同フォーラムはスイスの実業家で大学教授でもあったクラウス・シュワブの提唱で1971年に発足した。各国の競争力を指数化して公表し、グローバル化に対応した経営環境を推奨している。ダボス会議は世界を代表する政治家や実業家が一堂に会して討議している。

## 地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことをいいます。気温の上昇に伴う地球環境への影響として、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが考えられています。

## 地球サミット

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで約180か国が参加して開催された首脳レベルの国連環境開発会議。人類共通の課題である地球環境の保全と環境上健全な開発を意味する「持続可能な開発」の実現のための具体的な方策が話し合われました。

## トリクロロエチレン

揮発性有機塩素化合物の1種で無色透明な液体のことをいいます。主な用途としては、ドライクリーニング用洗浄剤、金属機械部品のなどの脱油洗浄、香料などの抽出、塗料の溶剤などがあります。人体への影響として、肝機能障害、腎機能障害、中枢神経障害が知られています。



## 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物の一つで、工場や火力発電所などで石炭や石油を燃やすときなどに発生する気体のことをいいます。刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能や眼の粘膜などに悪影響を与えます。亜硫酸ガスとも呼ばれ、刺激性が強く、せきや呼吸困難、気管支炎など、呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨の要因の一つであり、環境基準が定められています。硫黄酸化物をまとめてソックス（SO_x）と呼ばれています。

## 二酸化炭素（CO₂）

燃焼等により生成する炭素と酸素の化合物の一つで、常温高圧では無色無臭の気体のことをいいます。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生するため、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

## 二酸化窒素（NO₂）

窒素と酸素の化合物で、窒素分を含む重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生する気体のことをいいます。主な発生源としては、自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られています。酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められています。窒素酸化物（N₂O、NO、NO₂）をまとめてノックス（NO_x）と呼ばれています。

は

## パリ協定

2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としています。この目的のため、パリ協定の下で国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること、つまり「脱炭素化」を目指しています。さらに、気候変動による影響に対応するための適応策の強化や、諸々の対策に必要な資金・技術などの支援を強化する仕組みを持つ包括的な国際協定となっています。

## BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）のことを指します。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことをいいます。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、その数値が高いほど水質汚濁が大きいことを示しています。

## ヒートアイランド

都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

## VOC（ブイオーシ）

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）のことを言い。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質です。製品から見て直感的には、「有機溶剤」と考えておけば良いでしょう。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の 1 つとされています。

ま

## μg（マイクログラム）

重量単位。100 万分の 1 g。

## マイバッグ運動

~~スーパーなどを利用するときに、レジ袋をもらわないで持参した袋（マイバッグ）を使用する運動のことをいいます。~~

## マニフェスト制度

産業廃棄物の廃棄処分に際して、廃棄物の名称・数量・性状・取扱い上の注意事項などをマニフェスト（産業廃棄物管理票）に記載し、収集・運搬業者から処分業者へ管理票を渡しながら、処理の流れを確認するシステムのことをいいます。産業廃棄物を排出する事業者が、廃棄物の運搬や最終処理までを管理することが法律で義務づけられています。

## 緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度の上昇を抑える省エネルギー対策のことをいいます。



## 有害化学物質

人の健康または生活環境に被害を生じるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律などで指定され、取扱いを規制されている物質のことをいいます。

## 有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）

有機塩素系化合物とは、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことです。主に金属・機械部品、電気回路基盤等の脱脂洗浄やドライクリーニング用の洗浄剤として使われています。

## 容器リサイクル法

### （容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進などに関する法律）

容器包装ごみのリサイクルを製造業者に義務付けた法律のことをいいます。消費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。



## レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことです。単にレッドデータブックという場合、環境省が作成したものを指します。千葉県では、千葉県環境基本計画で掲げた「自然との共生」の理念のもと「生物多様性の確保」という観点から、県内における絶滅のおそれのある野生動植物を対象としたの「千葉県レッドリスト」と「千葉県レッドデータブック」を作成しています。